

平成18年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成18年9月13日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

日程第 5 第 2号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 9号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第10号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

日程第14 第11号議案 平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第12号議案 平成18年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 第16号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 第17号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 第18号議案 平成18年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 内山淳司 | 2番 宮下 寿 |
| 3番 曾我 弘 | 4番 平沢 晃 |
| 5番 森岡一雄 | 6番 三浦寿美子 |
| 7番 竹沢秀幸 | 8番 坂本紀子 |
| 9番 宮下覚一 | 10番 松下寿雄 |
| 11番 織田信行 | 12番 野村利夫 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 住民福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人 総務課財政係長 吉川秀幸
飯島町農業委員会 会 長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長職務代理者 教育次長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 小林廣美 |
| 議会事務局書記 | 吉川恵子 |

本会議開会

開 議
議 長

平成18年9月13日 午前9時10分

おはようございます。

定足数に達していますので、只今から、平成18年9月飯島町議会定例会を開会いたします。

本定例会は平成17年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。議会招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成18年8月21日付飯島町告示第45号をもって、平成18年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

7月の豪雨、8月の猛暑も、季節のめぐりの中で過ごしやすい季節の訪れとともに爽やかな秋を迎えました。今年の農作物は春の降雹による果樹や花卉への被害や、長梅雨、豪雨、そして8月の猛暑などによる農作物全体への影響が大変心配をされてまいりましたが、その後の天候の回復により平年作が見込まれ、稲作をはじめ各農作物も概ね豊作でございまして、まことにご同慶にたえないところであります。今後は台風の来襲や秋の長雨などの無いことを願っておる次第でございます。

一方、長野県政であります。9月1日から新しく村井県政がスタートをいたしました。村井知事の掲げる地域づくりの主役は市町村という理念の具体的な実現に向けたその施策と手法を期待をしつつ、かつ注視しつつ、より町の将来の展望が開けるべく、私としても最大の努力をしてみたいと考えております。

さて、7月15日から19日にかけての豪雨は当町にとって36災害、58災害に匹敵するほどの降雨量でございましたが、これまでの砂防や治山事業などの取り組み、また各地区の水利組合、区、そして住民の皆さんの迅速で適切な水利管理により、お陰様で飯島町では大災害の発生に至らず、被害を最小限に食い止めることができました。急峻な地形を控えている当町では日頃のインフラ整備や山林の手入れがいかほど大切であるかを教えられた豪雨でございました。この豪雨で被害を受けられました各地の皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、不幸にしてその犠牲となられた方々に衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。なお、災害復旧に要する予算を今回の補正に計上いたしましたので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

さて、大沢前教育長であります。春以来体調を崩し、入院し検査治療をしており、その後の経過を見守ってまいりましたが思うように回復せず、本人の辞意もあり、7月21日をもって辞任を承認をいたしました。大沢教育長さんには平成13年12月から2期4年7カ月お勤めをいただき、学校教育、生涯教育それぞれに町の教育全般にわたる責任者

として日夜ご尽力をいただき、町の教育行政の発展に多大な貢献をいただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。まだまだ山積する教育行政の諸課題にその力を発揮していただきたいとご期待を申し上げておりましたが、任期途中での退任ということとで誠に残念の極みであります。今後療養に専念をされて1日も早い回復をお祈り申し上げます。本来ならば議会へのあいさつや職員全員での退任式を行うべきところではありますが、本人の健康状況から判断し、そうした機会を得ることができずに退任となりましたことを私としても申しわけなく思っておりますとともに、なにとぞご理解いただきご理解をお願い申し上げます。大沢さんからも議会の皆様をはじめ町民の皆様にくれぐれもよろしくお伝えいただきたい旨、言付かっておりますので、お伝え申し上げたいと思います。なお、7月22日からは教育次長が職務代理者としてその職を務めております。後任の教育長につきましては適任者を念頭に鋭意努力しておりますが、年度途中の急なことでもあり、将来の教育行政にとって極めて重要なことでもありますので、候補に憂いを残さないように慎重に熟慮してまいりますので、当分の間時間をいただきたいと思います。事情をご賢察の上よろしくお願いたします。

次に、飯島町発足50周年記念事業でございますが、4月以降いくつかの記念事業を実施をしてみましたが、いよいよ記念誌の発行を始め10月28日には記念式典、この前日の27日にはふるさと大使との交流会、11月にはこども議会と主要な事業を行うこととなります。皆様方のご協力をいただき50年の歩みを振り返って新たなまちづくりのスタートにふさわしい事業となるよう計画準備を進めておるところでございます。概要につきましては議会最終日の全員協議会でご報告を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、決算議会ともいわれる本定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、平成17年度の決算認定案件7件、条例案件が4件、補正案件7件、計18件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なるご審議をいただき適切なる決定を賜りますように心からお願いを申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。よろしくお願いたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番 内山淳司議員、2番 宮下寿議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

森岡議会運営委員長。

議会運営委員長

会期の報告を申し上げます。去る8月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から9月22日までの10日間と決定いたしましたのでご報告いたします。

議 長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月22日までの10日間としたいと思います。異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声多数)
 異議なしと認めます。したがって会期は本日から9月22日までの10日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
 議長から申し上げます。最初に平成18年6月の定例会において議決された、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書及び35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書については、平成18年6月26日に関係行政機関へ送付いたしましたので報告をいたします。
 次に陳情等の審査につきましてはお手元の請願・陳情等の文書表のとおりであります。
 次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。
 次に本会議説明として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算・予算議会には総務課財政係長を出席願うことといたしました。
 次に上伊那広域連合および伊南行政組合関係の平成17年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。
 以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第1号議案消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。本条例案はこのたび消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、飯島町消防団員等公務災害補償条例および飯島町非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例、それぞれの根拠条文として引用されております条文番号に改正がありましたので、これに基づきまして関係関連の条文を改正するものであります。ご質問によりまして担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第1号議案 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

助 役 本案について提案理由の説明を求めます。
 第2号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。本条例案は地域防災計画の策定作業にあたり、近年の複雑多様な防災に対応するために委員選出区分を拡大し、専門分野の識見を有する委員を加えることにより、実質的な実効性の上がる計画が策定できるように関係条文の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第2号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第3号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。このたび国民健康保険法の一部を改正する法律が6月21日に公布されたことに伴いまして関係条例を改正するものであります。本条例案によります主な改正内容につきましては医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合の見直しと、少子高齢化対策として出産育児一時金の額の引き上げを行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。

住民福祉課長 (補足説明)
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第4号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。飯島東部保育園建設事業はご関係の皆様のご協力によりまして計画どおり順調に進んでいるところであります。ご承知のとおり本事業は旧飯島東部保育園の解体工事を含めまして平成18年12月末までに工事完了となります。これに合わせて旧飯島東部保育園の機能は平成18年10月に新保育園へ移行となりますので、条例に規定をいたしております東部保育園の所在地について所要の改正を行うものでございます。ご質問によりまして担当課長からご説明をいたしますので、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番

宮下覚一議員

番地の変更でございますので反対するとかそういうものではございませんけれども、あれだけ広い土地でですね、587番地の2というところがですね、どこを指しているかわかりませんが、できることなら公共施設についてはすっきりした番地の方がいいと思うんです。わざわざこの枝番を付けなければならない、その場所をとったというその辺のご説明をお願いしたいと思います。

住民福祉課長 この番地の設定でございますけれども、これにつきましては法務局とも合議をさせていただきました。で、要は一番若い地番、これを使うと、こういうように指導されましたので、これの番地が一番若い番地ということで、この番地を設定いたしました。

議 長 他に質疑はありますか。

10番

松下議員

名称の問題ですけれども、飯島東部保育園という園はそのまま、変えるというようなことはありませんか。

町 長 いろいろとまああの公募等のことも含めて検討いたしましたけれども、3園統一ということではありますが現在の位置にはまあ近い位置でもございますし、飯島の上の保育園に対しての東部に位置する、こういうことの中からこの東部保育園という名称で今後続けていきたいというふうに考えております。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案 飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第4号議案は原案の通り可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 第6号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第7号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第8号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第9号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第10号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第11号議案 平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上日程第8から日程第14の決算7議案を一括議題といたします。本7議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第5号議案から第11号議案までの平成17年度各会計決算認定議案について一括して提案説明を申し上げます。平成17年度一般会計他6会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。また会計年度における主要な施策の成果を説明をする書類といたしまして、行政報告書および財政分析資料を提出してございますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど収入役職務兼掌者であります助役、また企業会計につきましては所管課長から細部の説明をいたさせますので、十分なるご審議をいただき認定をいただきますようお願い申し上げます。

昨年度はわが国の人口が減少へと転ずる歴史的転機の年でございました。これは日本国全体が出生率が低下し高齢化が進むということを意味して、この人口構造の変化は景気低迷からようやく抜け出そうとしているわが国に大きな影響を与えようとしております。このことは地方においてもさらに顕著でございまして、少子高齢化に拍車がかかっておる状況にございます。このような状況下で地方の行財政においては三位一体の改革が進み、地方分権改革が推進をされました。また当町におきましては市町村合併の住民意向調査の結果を受け、自立を選択した直後の1年、いわば自立元年の1年でございました。総じて大きな変化、大きな改革の中の渦中にあつた1年でもあつたといえます。このような中、自立を選択した当町が内なる改革から一歩踏み込んで、住民の皆さんにもご協力を求めた第一歩となつた年度でもございました。

昨年度の一般会計をはじめ特別会計をも含めた町全体の会計は、厳しい財政環境の下ではありましたが、予算執行方針に基づきおおむね計画どおりの行財政運営ができました。これはひとえに町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力のたまものであり深く感謝を申し上げますとともに職員の英知を絞った真剣な努力に対しても評価をしたいと思っております。

当町全体の歳出決算規模は約 8,600,000,000 円となり、平成16年度と比べ約

400,000,000 円増加をいたしました。これは公共下水道事業特別会計で 140,000,000 円減少したものの、一般会計で約 360,000,000 円、老人保健医療特別会計で 100,000,000 円、介護保険特別会計で 70,000,000 円増加したこと等によるものでございます。

それでは先ず第 5 号議案の一般会計について申し上げます。

歳入総額は 4,815,000,000 円、歳出総額は 4,679,000,000 円となり、前年度対比歳入で 7.7%、歳出で 8.2% の増加となりました。ただし平成 16 年度は減収減税補てん債、17 年度は公有林整備事業債の借替えがありましたために実質的には歳入で 9.9% 歳出で 10.6% の大幅な増加となっております。実質収支は 126,000,000 円の黒字決算となり、実質単年度収支においても 23,000,000 円の黒字決算となりました。歳入においては町税は僅かながら増加へと転じました。ただし法人町民税は 4 年連続で減少をしており、大変厳しい状況となっております。また地方交付税はわずかに増加をしたものの、関連する臨時財政対策債の大幅減少により、この総額は前年度に比べて 1.5% 減少しております。また国県支出金も三位一体の改革の影響や建設事業の減少により大きく減少をいたしました。歳出については平成 16 年度は改革の第 1 章として内なる改革に着手をいたしました。平成 17 年度は飯島町ふるさとづくり計画をベースに当時の合併協議会での調整水準も加味しながらの予算に基づいて改革を進める一方で、住民負担も一部お願いをしながらの予算執行でありました。この結果、経常経費充当の一般財源は扶助費および繰出金並びに公債費の増加に対して人件費、物件費、補助費、維持補修費を抑制し、0.3% の増加に留めることができました。建設事業におきましては東部保育園、田切保育園、本郷保育園の 3 園を統合し、新たに子育て支援センター機能を持たせた飯島東部保育園の建設事業に着手をいたしました。また七久保小学校につきましても耐震大規模改造事業に着手をすべく、昨年度は実施設計の委託事業を実施をしたところでございます。いずれも有利な国の平成 17 年度補正予算に基づいて繰越明許として平成 18 年度中に完成する予定であり、現在本格的に工事をいたしておるところでございます。平成 15 年度に着手をいたしました基盤整備促進事業として飯島町飯島地区の新井用水の水路改修工事が平成 17 年度を持って完成をいたしました。今後、用水の安定供給に寄与されるものと考えております。また県営事業におきましても中山間地域総合農地防災事業、農免道路整備事業ともに計画通りに事業が実施をされて現在進められております。さらに強い農業づくり総合対策事業として大豆とそば乾燥調整施設整備事業補助金の農業団体への交付や、農地整備事業による土地改良補助金の交付を行っております。また国道 153 号伊南バイパス建設事業につきましても土地開発公社において本格的に本郷地区の用地買収を行い、飯島地区におきましても国により用地測量等が開始をされました。またバイパスのアクセスとなる町道堂前線改良工事につきましても計画通り実施をいたしました。このほか新たに本郷第二耕地のコミュニティーセンター建設事業及び宅幼老所整備事業の要望があり、補助金の交付を行っております。

人件費においては議員定数及び報酬の削減、常勤特別職や一般職職員の給与の削減等人員費の抑制を図り、平成 16 年度に比べて 4.1% 減少をいたしました。また物件費及び維持補修費につきましても減少をいたしております。しかし一方で扶助費につきましても障害者支援費事業の対象者の増加により事業費が増加した等によりまして前年度に比べてわずかながら増加をいたしております。なお補助費につきましても一部事務組合関係はほ

ぼ前年度並みでございましたが、その他の補助費において土地開発基金の繰入金をもとに土地開発公社への財政支援を行うなどいたしました。事業補助金や少額補助金の見直しを実施し、歳出の削減に努めたほか、商工振興費、商工業の振興資金の融資件数が減少したことによる利子補給金等が減少したことによりまして、補助費の総額といたしましては前年度より 9.5% の減少となっております。公債費総額では前年度より減少しておりますが、借換債を除いた実質公債費は平成 13 年度及び、14 年度借入分の起債の本格的な償還が始まることから前年度より 8.2% 増加をいたしております。今後とも町債借入には慎重を期してまいりたいと考えております。また一般会計からの繰出金も老人保健医療特別会計への繰出金を中心に増加をいたしております。

5 つの特別会計トータルで前年度に比べて 7.1% 増加をしており、町の財政を圧迫させる一因ともなっております。また今後の公債費及び繰出金等の増大も考慮し、財政調整基金及び減債基金の積立を行いました。

次に当町の財政状況についてであります。依然として厳しい状況が続いております。当町の主な財政指標では、財政力指数は 0.44、経常収支比率は 85.2% となり、前年度と変わりがございましたが、起債制限比率が 11.5% と前年度に比べ 0.7 ポイント悪化をいたしました。なお平成 18 年度から導入をされる公営企業への公債費に充当した繰出金等を加味した実質公債費比率は 14.0% でございました。なかでも経常収支比率は依然として県下においても高水準に位置にしております。今後の財政見通しとしては税源移譲など不透明な部分が多いものの、町税や地方交付税の増額が見込めないことから、増加する経常経費に対応するために引き続き行政改革の更なる推進と、実施計画に基づいた思い切った事業の厳選が重要であると考えております。

次に、第 6 号議案の国民健康保険特別会計の決算について説明を申し上げます。

歳入決算額は 853,000,000 円、歳出決算額は 782,000,000 円で、歳入歳出差引額は 71,000,000 円となり翌年度への繰越金となりました。昨年度の保険給付費は、平成 16 年度が高かったことから 0.7% 減少をいたしました。しかし一般分の療養給付費は年々増加傾向にあります。今後は、国保被保険者の高齢化に伴いまして、医療費も増加をするものと予測されます。さらなる保健予防に努めつつ国保会計の健全運営に努めてまいります。なお国庫補助金負担金改革によりまして、国の財政調整交付金の一部が税源移譲の対象になりましたが、当町への影響はございませんでした。

次に、第 7 号議案の老人保健医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出ともに決算額は 1,125,000,000 円で、前年対比 97,000,000 円、9.5% の増となりました。1 人当たりの医療諸費が大幅に増加をし、県下においても比較的低い水準を維持してまいりましたが、昨年度は県内 81 市町村中 37 番目という事で、平成 16 年度の 112 市町村中 96 番目から大幅に後退をいたしております。今後の動向が懸念されるところでございますが、これからも若者から中高齢者へと継続した保健予防・健康づくりに力を入れてまいりたいと考えております。

次に、第 8 号議案の介護保険特別会計の決算についてでございます。歳入決算額は 705,000,000 円、歳出決算額は 702,000,000 円、歳入歳出差引額は 3,000,000 円となりまして、翌年度への繰越金といたしました。歳出につきましても要介護者の増加、中でも高齢要介護者の増加等によりまして、保険給付費が 7.6% 増加をいたしました。なお、昨

年度は今後に備えて介護給付費準備基金に積み立てを行いました。介護保険におきましては、介護予防に重点を置いた給付が行われるよう適切な介護認定を行い、高騰する保険給付費の給付適正化を図り、介護保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、第9号議案の公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は761,000,000円、歳出決算額は645,000,000円で、歳入歳出差引額は116,000,000円となり、翌年度への繰越金となりました。飯島処理区及び七久保処理区の管渠工事を中心に、平成18年度から着手する七久保浄化センターの建設のための詳細設計も実施いたしました。管渠工事は飯島処理区と七久保処理区を併せ27箇所、約4.9kmを計画どおり実施いたしました。今後も引き続き事業の推進とともに、受益者の皆様のご理解とご協力をいただき、つなぎ込みの普及を是非推進してまいりたいと思っております。

次に、第10号議案の農業集落排水事業特別会計の決算についてでございますが、歳入決算額は210,000,000円、歳出決算額は199,000,000円、歳入歳出差引額は11,000,000円となりまして、翌年度への繰越金となりました。平成15年度から維持管理業務のみの形態になっておりますが、これまで借入をしてきた起債の本格的な償還が始まりまして、公債費が年々増加をしております。財源確保という観点からも、公共下水道事業と同様に、住民の皆さん方のつなぎ込みの普及をお願いし、推進してまいりたいと考えております。

次に、第11号議案の水道事業の決算についてでございますが、昨年度も断水までに至る大きな災害や取水停止もなく安定給水をすることができました。主な事業は配水池の築造を2池、公共下水道及び道路改良関連の排水管布設工事を25件、また林道横根山線に布設してあります送水管の布設替工事など単独の工事12件を実施いたしました。業務面においては、給水件数も年々増加をし、年間給水量も平成12年以来1,000,000立方メートルを超え、平成16年度に引き続き黒字決算となりました。しかし前年度からの繰越欠損金もありまして、平成18年度への繰越欠損金は27,000,000円となっております。今後も厳しい財政事情は変わりませんが、ライフラインの中核をなす水道水の安定供給のために、最善の経営努力をしまいる所存でございます。

以上第5号議案から第11号議案までの平成17年度の各会計決算について、概要説明を申し上げます。今後の地方行財政を取り巻く情勢は、これまでも申し上げてまいりましたように、今まで以上に厳しさを増していくものと思われませんが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら、住民が求めるまちづくりを住民とともに進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願い申し上げます。よろしくご審議の上、認定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

助 役

ただ今一括提案されました平成17年度会計決算案件のうち、公営企業会計を除く6会計につきまして、会計事務を兼掌する立場から補足してご説明を申し上げます。なお後程、委員会審査をいただくことになっておりますので、私からはごく概要を、お手元の決算書並びに行政報告書をもって申し上げて、説明にかえさせていただきます。多少時間を要しますがよろしくお願いをいたします。

平成17年度の各会計の決算額については、会計別決算総括表によりご覧のとおりでございます。ご参考までに6つの会計の決算総額は、歳入8,468,000,000円余、歳出8,130,000,000円余であり、前年度決算より約5%の増加となっております。また6会計の次年度繰越金総額は約338,000,000円となっております。

先ず一般会計では、歳入4,815,314,238円、歳出4,679,010,288円、次年度繰越額は136,303,950円であります。なお、この内歳入歳出において、それぞれ329,506,000円を繰越明許費により平成18年度へ予算繰越をしております。

次に決算書1ページから3ページによりまして、歳入の主な項目について申し上げます。

1款町税でございますが、収入済額は1,025,271,253円であります。前年度より18,650,000円余1.9%の増加となりまして、平成14年度以来の減収傾向が、4年目にして若干の増加になりました。これは固定資産税の増収に起因するものでございまして、主要税目の町民税においては依然として減収傾向に歯止めがかからず、総体的に引き続き極めて厳しい状況でございます。収入未済額は37,737,552円でございます。前年度より4,600,000円余増加し、収納率は町税全体で96.2%と前年度より0.5ポイント低くなっております。また不能欠損処理をいたしております3,082,056円の多くは、外国人就労者の所在不明などによる徴収不能となったものでございます。

2款地方譲与税でございます。収入済額は146,808,000円であり、16年度に移譲税源として創設をされました所得譲与税が20,000,000円余増加し、前年度より14%余の収入増となりました。

12款地方交付税でございますが、収入済額は1,507,884,000円であり、前年度より29,000,000円余の収入増となりました。が、この一方で地方交付税を補完する臨時財政対策債が56,000,000円余の減額となっております。普通交付税と臨時財政対策債の合算額においては約27,000,000円余の大幅な減収であり、国の財政改革の影響が顕著に表れております。

以上の町税、地方譲与税及び地方交付税の合計額が、いわゆる町の標準財政規模とされるものでありまして、予算規模の決定に大きくかわりを持つものであります。行政報告書24ページの資料によりますと、平成17年度の標準財政規模は約2,780,000,000円でありまして、平成12年度の3,300,000,000円をピークにして縮小傾向が続きまして、この5年間に実に555,000,000円の減少となっております。この時期における景気の低迷と、これに続く国の三位一体の改革により、経常的な財源が激減をし厳しさを増している実態が顕著であります。

2ページ、決算書の2ページ16款国庫支出金・17款県支出金であります。国県支出金の収入済額は合わせまして343,000,000円余で、前年度より72,000,000円余の減収となっております。この2つの収入科目につきましては、普通建設事業等の特定財源としての比重が高いことから、前年度における中学校耐震改造並びに広域農道歩道設置など大型事業の完了による減額と、新規の東部保育園建設補助金46,000,000円などの差引の結果減額となったものでございます。国庫支出金の収入未済額77,607,000円につきましては、先に申し上げております東部保育園建設並びに七久保小学校耐震補強工事を繰越明許として、補助金収入を18年度に繰越たものでございます。

20款の繰入金でございます。決算構成比の4.4%に及ぶ207,419,455円を基金から繰入っております。この内容であります。財政運営の効率化の観点から基金総体の見直しを行いました結果、土地開発基金を減額し、福祉医療費資金貸付基金を廃止するなど目的基金を整理して、これらの資金を財政調整基金へ積み立てて財政ストックの増加を図っております。こうした特異な事情による繰入金を除きまして、基金本来の使命に沿った繰入

は東部保育園建設財源として社会福祉基金より 44,788,000 円を繰入しております。

3 ページに参りまして、2 2 款の諸収入であります。収入済額は 166,133,493 円、前年度より 106,000,000 円余と大幅に増加をしております。この原因は 1 7 年度から商工業振興資金貸付にかかります基金の預託を廃止し、一般会計予算から資金を預託する方式に改めたことにより、年度当初に預託した資金の解約金の収入 80,000,000 円が新たな収入増となったものであります。この他有益な財源として、財団法人自治総合センターから本郷第二耕地コミュニティーセンター建設助成金 12,400,000 円の収入がございました。

2 3 款町債であります。総額では対前年比 5 4. 5 %の 904,400,000 円の借入を行っております。このうち特異なものは内堀醸造株式会社に対する、ふるさと融資の原資として、地域総合整備事業債の 200,000,000 円、町有林整備事業債の利息軽減のため借入を行った施業転換事業債 82,100,000 円がございました。また国の財政対策に伴い、臨時財政対策債と減税補てん債に 662,000,000 円の借入をしております。従って、いわゆる建設地方債といたしましては、東部保育園建設・上水道の老朽石綿管更新・町道堂前線・本郷農道整備事業などに総額 410,000,000 円余の借入を行い、前年度より約 140,000,000 円余多くなっております。なお収入未済額の 241,600,000 円は東部保育園建設並びに七久保小学校耐震補強工事の繰越によるものでございます。

以上の歳入決算額は前年度より 340,000,000 円余、7. 7 %増加しております。なお収入未済額の内には繰越明許により収入未済とした 319,000,000 円余が大きな比率を占めておりまして、これらを除く町税・分担金・使用料及び手数料における実質の収入未済額は 38,300,000 円余でございます。

次に 3 1 ページから歳出の主だったものを申し上げます。

1 款の議会費でありますけれども、支出済額 61,415,906 円は前年度より 2 1 %の減少でありまして、議員定数減による歳費 15,000,000 余の減少になっております。

2 款総務費、支出済額は 653,783,304 円であり、前年度対比 85,000,000 円の減額であります。給与費の減額、約 27,500,000 円と基金積立が減少したことが主な原因でございます。3 5 ページの 6 目の企画費におきましては、都市再生整備計画の策定を 1 8 年度へ繰越明許したことによりまして 2,730,000 円が翌年度繰越となっております。総体的に経常支出が主体でありますけれども、3 6 ページ事業コード 1 1 6 9 の高度情報化基金の積立 12,000,000 円余、3 8 ページの事業コード 1 9 0 1 財政調整基金積立 100,800,000 円余、事業コード 1 9 2 1 減債基金の積立 20,000,000 円余などが特異な支出でございます。

4 3 ページの 3 款民生費でございますが、支出済額は 1,277,582,422 円であり、前年度より約 357,000,000 円増加しております。決算構成比中最も大きな 2 8 %を占めておりまして、この内 5 0 ページの事業コード 2 6 4 4 飯島東部保育園整備事業は 1 7 年度の最重要事業でありまして、支出額 355,700,000 円余が民生費決算額の増加に繋がっております。なお、本年度執行額を除きます 214,403,450 円を 1 8 年度へ繰越事業としておりまして、ただ今この 1 0 月完成に向けて工事を鋭意進捗中であります。障害者・老人・児童をはじめとした福祉サービスに要した支出は民生費の柱でありますけれども、障害者支援費・福祉医療費・福祉金・年金等、扶助費の支出額は総額で 229,000,000 円でございます。この額は民生費全体の 1 8 %に当たりまして、ほぼ前年度同額の支出であります。また社会

福祉協議会に対する福祉事業の委託料・補助金 39,000,000 円、それから上伊那福祉協会に対する福祉施設の建設負担金 35,000,000 円余などが大きな支出項目となっております。

5 2 ページの 4 款衛生費でございます。

支出済額は 343,014,327 円でありまして、前年度より 402,000,000 円 1 4 %の増加であります。特に大きな支出項目でございますが、5 3 ページ事業コード 2 8 1 1 保健衛生総務費から昭和伊南総合病院の負担金 60,300,000 円余の支出、同じページの事業コード 2 8 3 1 老人保健事業費の内、各種検診事業に要した支出 29,000,000 円余、5 5 ページの最終行の上水道整備費の老朽石綿管布施替えの財源としての上水道事業会計への出資金 55,000,000 円、5 7 ページの事業コード 2 9 2 1 塵芥処理費 52,000,000 円余が突出した支出額でございます。なお事業コード 2 9 4 1 合併処理浄化槽費におきましては、継続で進めてまいりました与田切地籍の浄化槽排水管布設事業が 16,000,000 円余もって完成をいたしております。

5 8 ページ 6 款の農林水産業費でございますが、支出済額は 434,840,499 円であり、土地改良事業など継続事業を中心に、ほぼ前年度に近い決算額であります。6 3 ページ事業コード 3 4 1 2 基盤整備促進事業においては、飯島新井用水の改修を完成しております。また県営事業をもって実施をしております事業コード 3 4 1 1、中山間地域農地防災事業による七久保用水の改修及び 6 4 ページの事業コード 3 4 5 4 本郷農道整備事業の継続 2 事業の促進など、農業生産基盤整備事業を重点的に進め、これらに総額 45,700,000 円余を支出いたしております。この他、地域の小規模土地改良事業につきましては、区や耕地の自主的な取り組みをいただき、原材料の支給あるいは補助金として 16,000,000 円余を支出いたしております。なお 6 5 ページ事業費コード 3 5 5 1 から農業集落排水事業特別会計へほぼ前年並みの 130,000,000 円を繰出をいたしております。

6 8 ページ 7 款商工費でございます。

支出済額は 332,875,898 円であり、前年度より 261,000,000 円余の大幅な増加であります。この要因は事業コード 4 1 2 1 商工業振興費において商工業振興費の預託金 80,000,000 円を新たに支出しておりますことと、7 0 ページの事業コード 4 1 6 2 企業誘致費において 200,000,000 円のふるさと融資を行っていることによるものであります。

次に 7 0 ページの 8 款土木費でございます。

支出済額は 278,510,216 円であり、前年度対比 1. 6 %の減少であります。土木費は厳しい財政事情の下で平成 1 4 年度来、連続 4 年の縮小を余儀なくされてまいりましたが、1 7 年度においては有利な地方債を活用した継続事業を中心に取り組み、7 2 ページ事業コード 4 2 3 3 地方特定道路整備事業においては、平成 8 年度来、長年を要した北上の原線の全線が完成し、併せて懸案でありました堂前線の本格的工事に着手し、これらの事業に総額 82,000,000 円余を支出いたしております。その他の町道整備では 7 2 ページ事業コード 4 2 3 1 で、芝宮線他の改良に 29,000,000 円余、維持補修には資材の現物給付費を含め 40,000,000 円余を支出いたしております。また 7 6 ページ事業コード 4 5 3 1 で、新規事業の住まいの倒壊防止対策事業に 4,300,000 円余を支出し、一般住宅の安全性確保に努めております。公共下水道事業会計へは 57,000,000 円余を繰出をいたしております。

次に77ページ9款消防費でございます。

支出済額は169,551,756円で経常支出が主体であります。消防ポンプ自動車の更新により、前年度より12,000,000円余の支出増となりました。また常備消防にかかります伊南行政組合負担金によりまして、消防費全体の69%を占めておりまして、117,400,000円を支出いたしております。

79ページの10款教育費でございますが、支出済額は391,059,878円であり、前年度より193,000,000円33.1%と大幅に減少をいたしておりますが、これは中学校耐震化工事が16年度において完了いたしましたことによる減額であります。83ページ事業コード5261七久保小学校施設整備費は、これに引き続く七久保小学校の耐震補強事業でありまして、工事請負費の全額を18年度へ繰越明許といたしております。なお今後の施設整備に備えまして80ページの事業コード5141で15,000,000円余の義務教育施設改築基金を積立をいたしまして、年度末の基金残高は85,000,000円余を確保いたしております。

94ページ12款公債費でございます。支出済額は656,308,485円であり、前年度より5.7%減少いたしております。なお特異なものとしたしましては、収入決算で申し上げましたとおり、施業転換事業債への借り換えのための未償還元金82,100,000円を一括償還をいたしております。その他、一時借入金に代えまして一般会計より運用した財政調整基金に対する支払利息といたしまして、629,000円を支出し、同基金に積立をいたしております。

95ページの13款諸支出金であります。支出済額は80,068,000円であります。この内80,000,000円は土地開発公社への赤字補てんとしたの支出でございます。久根平工場団地の売却による、生じた損失の発生を早期に解消するための補助金でございます。この財源といたしましては、60,000,000円を土地開発基金の見直し削減による繰入金をもって充て、残りは一般財源をもって充てたところでございます。

以上歳入歳出の概要であります。なお複数の科目から支出をされております上伊那広域連合及び伊南行政組合への負担金230,000,000円その他、国民健康保険事業など5つの特別会計への繰入金総額428,000,000円は歳出総額の14%を占めておりまして、一般会計における行政経費を大きく圧迫する結果となっております。

次に行政報告書、24ページの第10表によりまして、決算規模の年度別の推移を見ますと、17年度の決算額は大幅な伸びを示しておりますが、これは先にも触れておりますとおり「ふるさと融資」の200,000,000円、商工業振興資金預託金の収支80,000,000円、土地開発基金や福祉医療費貸付基金の見直し廃止に伴う収支160,000,000円余、併せて440,000,000円余の経常的財源を伴わない特別な財政収支が、決算額を押し上げているという特殊事情がございます。

最後に行政報告書15ページの実質収支の状況でございますが、実質収支は126,005,000円の黒字決算であります。また前年度からの繰越金を除いた歳入歳出の差額と、財政調整基金の増減額から算定をされます実質単年度収支においても、23,120,000円余の黒字となりまして、内部留保資金が増加をいたしております。このことは厳しく予算規模を抑制し、無駄を省いた予算執行に努めた結果でございます。ほぼ適正範囲とされます繰越額をもって会計年度を締めくくることができ、おおむね順当な計算内容であると

認識をいたしております。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

収入済額は853,196,683円、支出済額は781,516,815円、差引71,679,868円を次年度へ繰越をいたしております。国保の加入率は世帯数の56%、全住民の38.1%でありまして、前年度対比で世帯加入率は僅かに減少し、被保険者加入率は前年度並みに推移をいたしております。1ページの一課国民健康保険税の収入状況であります。収納対策には鋭意、力を注いでまいりましたが、21,168,017円が収入未済となり、収納率は91.9%となっております。また1,334,000円を不納欠損といたしております。5款の療養給付費交付金は、退職者医療の財源として診療報酬支払基金から交付されるものであります。前年度において極めて高い伸びがあったことを受けまして、当年度は46,000,000円余減少となり、これが歳入決算額の減少にもつながっております。

歳出にまいりまして、3ページの歳出合計支出済額は、保険給付費と老人保健拠出金の減少を受けまして、前年度より約6,500,000円減少をいたしております。特に老人保健医療制度の対象年齢の段階的引き上げによりまして、3款老人保健拠出金は25,000,000円余減少しており、一方4款の介護納付金は給付費の増加に伴いまして約9,000,000円の増加であります。なお、国保支払準備基金の年度末現在額は20ページにございますが96,390,000円余となっております。

次に老人保健医療特別会計であります。この会計は各会計ごとに収支を清算してまいりますので、決算額は歳入歳出同額の1,124,810,250円となっております。歳出のほぼ全額が医療給付費であり、制度に基づく国・県・町と医療保険被保険者それぞれの負担金をもってこれを賄っております。保健医療の対象者は平均1,861人であり、現在、対象年齢が70歳から75歳へと段階的に引き上げられる途上にありまして、15年度以降は対象者数、医療諸費ともに減少をしてきましたが、1人当たりの医療費の著しい増加によりまして、17年度には医療給付費が再び増加に転じて、前年度対比9.5%の増加となっております。

続いて、介護保険特別会計について申し上げます。

収入済額704,586,080円、支出済額701,737,552円で、差引2,848,528円が次年度繰越額であります。保険給付費の増加を受けて歳入7%歳出10%余の増加となっております。1ページの歳入におきましては、保険給付費総額に対する負担率、国庫20%、県と町がそれぞれ12.5%、支払基金交付金32%がそれぞれルールに従い収入されております。なお1款の保険料の収入未済額は169,690円であります。2ページの2款保険給付費は638,000,000円余で、前年度より45,000,000円余7.6%の累増であります。保険給付費抑制の上からも、今後徹底した保険予防介護策と適正な認定・給付に努めることが肝要であります。なお、17年度は第2期保険料設定期間の最終年度でありましたけれども、収支のバランスは、ほぼ順当でありまして、第1期における財政安定化基金からの借入金を7款公債費の4,300,000円余をもって償還したうえ、年度末余剰金19,000,000円余を介護保険給付費準備基金に積立を行っております。

次に公共下水道事業特別会計であります。収入済額は761,172,581円、支出済額は644,625,694円で、差引116,546,887円が次年度繰越額であります。前年度に比較し事業規模を縮小していることに伴いまして、歳入では国庫補助金・町債が共に減少をいたして

おります。また、加入分担金の6,290,000円、使用料206,805円が収入未済となっております。歳出では前年度において七久保浄化センターの用地取得に多額な支出があったことに比較いたしまして、168,000,000円余の減少となり、17%減の決算となっております。17年度におきましては1款公共下水道費470,000,000円余をもって、引き続き飯島処理区第3期工事及び七久保処理区の管渠布設工事を促進いたしますと共に、七久保浄化センターの基本設計を行っております。

最後に農業集落排水事業特別会計であります。収入済額は209,672,195円、支出済額は199,087,347円、差引10,584,848円が次年度繰越額であります。加入分担金の1,074,000円、また使用料の24,995円が収入未済となっております。施設の維持管理が主体であります。使用料収入約26,000,000円に対しまして、管理費支出は約30,000,000円であり、今後の維持管理の効率化と、つなぎ込みの促進が課題であります。農集排の公債費は約148,000,000円と全歳出の74%を占めるに至っております。なお、公共下水道・農集排を合算しました起債償還金は322,000,000円余でありまして、前年度より50,000,000円もの増加となりまして、町財政に極めて大きな影響を与えている状況にあります。独立採算制の観点に立ち、つなぎ込みの促進に一層の力を注がなければならないところでございます。

以上6会計の決算概要とさせていただきます。なお年間を通じまして円滑な資金収支を確保するために、一時借入金に代えて財政調整基金より660,000,000円を一時的に繰替運用をいたしております。一方、手元の余裕資金につきましては可能な限り定期預金による運用に努めてまいりましたけれども、利子収入は極めて少額に止まっております。

最後に中長期的な財政基盤を支えております基金と町債の状況について申し上げます。基金については決算書103ページの他、それぞれの各会計の決算書附表に記載してありますとおりでありますけれども、17年度末において福祉医療費貸付基金を廃止したことによりまして、基金数は13件、保有総額は前年度末より30,000,000円余増加いたしまして1,327,000,000円となっております。17年度においても今後の厳しい財政環境に備えて、財政調整基金並びに減債基金の増額に努め、両基金に総額67,000,000円余の積み増しを行っております。一方で地方債の借入現在額は、一般会計・下水道会計を含めまして12,582,000,000円余となっております。国の財政対策に伴う財政対策債などの増加もありまして、前年度より538,000,000円余の増加となっております。今後においても建設途上にあります下水道事業での借入金の累増は避けられないものであり、これからの大きな財政負担となる償還金の動向を最も重要視しているところでございます。

財政構造は予測に違わず一段と厳しさを増しております。こうした中で、財政改革の成果として人件費・物件費・補助費等の内部管理経費は、ここ3年来、着実に抑制・削減に向かっております。しかしながらこうした懸命な取り組みにもかかわらず、町税・地方交付税などの主要財源の減収があまりにも多額であり、経常収支比率の他、財政指標の早急な改善は極めて困難な状況にあります。少子高齢化社会における多くの行政課題を抱え、一段と進む国の財政改革と、一向に波及が見られない景気回復の地域格差など、さらに厳しい財政環境が予測されているところでございます。引き続き可能な限りの中長期的な財政見通しのもとに、行財政改革を実行し、身の丈にふさわしい行政レベルを認識して、慎重な財政運営に努めてまいらなければならないところでございます。

議長
建設水道課長

以上極めて雑駁でございますが、私からの説明を終わります。

建設水道課長。

それでは水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

町長が申しましたように、この1年間大きな災害もなく、お陰様をもちまして安定給水ができました。主な事業としまして、配水池の築造位置、このことによりまして全配水池の貯水量5,050立方メートルが確保できました。公共下水道及び道路改良関連の配水管布設替工事、水道事業単独改良工事により本年度配水管の布設延長は3,567メートルでございました。また浄水場からの送水管の布設替工事268メートルを引き続き実施したことによりまして、林道通行の安全が図られ、一層の安定給水が図られました。業務面につきましては給水件数が前年度より41件増加し、3,547件となりました。年間給水量は平成12年度以後初めて100,000立方メートルを超え、前年度比110.3%と前年度を上回り、給水件数に比例して使用水量も増加の傾向にあります。このことから黒字決算となりました。

それでは決算の概要につきましてお願いをしたいと思います。1ページをお願いをしたいと思います。

収益的収支の収入決算額213,459,000円は、給水収益の増収により前年比1.8%増の増収となる一方、支出決算額191,560,000円は経費節減により前年度比3%減となりました。更に、営業外費用につきましても、企業債利息が減額となりました。2ページをお願いをいたします。資本的収支の収入決算額225,978,000円は、建設改良事業のための一般会計繰入金、企業債借入金、下水道事業等に伴う補償金が主なものでございます。支出決算額300,682,000円は、建設改良費、企業債償還費が主なものでございます。これによる資本的収支の不足額74,704,000円となりまして、損益勘定留保資金等によりまして補てんをいたしました。3ページをお願いをします。損益計算書に記してありますように、収入では給水量の増加による給水収益の増収、一般会計からの出資債の繰入対応、支出では漏水修理費の減少、職員の人事配置等、通常経費削減により13,351,000円余の純利益を生むことができました。4ページをお願いをいたします。貸借対照表でございますが、17年度末日における飯島町水道事業の財政状態を、資産・負債・資本の額により表したものでございますが、資産合計3,361,913,547円です。一方、負債・資本合計も同額で符合しております。6ページをお願いをいたします。繰越欠損金としまして、前年度の繰越欠損金を含めまして26,827,000円余を18年度に繰越することになりましたのでお願いをいたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時55分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開します。

監査委員の決算審査報告を求めます。

林 代表監査委員。

林代表監査委員

それでは、平成17年度飯島町各会計決算審査意見書についてご報告を申し上げます。ただいま各会計決算の提案理由等ございました。内容においてダブルところもあります

ので、極力重複しないようにですね、特徴あるところについて申し上げたいと思います。

第1 審査の概要でございます。ひとつとして審査対象であります。水道事業会計を含めますと、決算は全部で7 会計になります。先ず平成1 7 年度飯島町一般会計、同じく飯島町国民健康保険特別会計、同じく飯島町老人保健医療特別会計、同じく飯島町介護保険特別会計、同じく飯島町公共下水道事業特別会計、同じく飯島町農業集落排水事業特別会計、の6 会計につきましてであります。決算の期間、審査の期間でございます。平成1 8 年8 月7 日から8 月11 日までの5 日間、曾我監査委員と私、それに小林事務局長立ち会いのもとに審査を実施をいたしました。審査の方法でございます。この決算審査に当たりましては、提出された各会計歳入歳出決算書を、歳入歳出決算事項別明細書を実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか、等に主眼を置いて、当年度の行政報告書を基に各課等の説明を求め、関係諸帳簿の審査、例月出納検査結果との照合を行い、決算審査を実施をいたしました。

第2 として審査の結果でございます。町長から提出された平成1 7 年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書を、歳入歳出決算事項別明細書を、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調整されております。決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果いずれも符合しており、正確であると認められました。財産に関する調書では公有財産・物品及び基金について各台帳との照合、預金通帳・有価証券との照合審査した結果、係数はいずれも正確であり、適切に保管処理されていると認められました。

決算の規模でございます。一般会計及び各特別会計、全6 会計でございますが、決算規模は記票のとおりでございます。御ご覧をいただきたいと思ひます。

2 として、会計別決算収支、財政状況、予算執行状況等でございます。一般会計決算収支の状況でございますが、平成1 7 年度の歳入は前年比1 0 7. 7 %、歳出は1 0 8. 2 %と、歳入歳出とも次の表で見るとおり増加をしております。表はご覧をいたたくとしまして、次に財政構造でございます。健全な財政運営を確保していくには収支の均衡を固辞しながら、経済変動や住民要望に対応しうる弾力性が必要でございます。住民福祉の向上を図り、より質の高い公共サービスの提供を続けていくためには、健全な財政運営が必要になるわけでございます。一般会計における財政力等、主要な財政指数の動きにつきましては次の表のとおりでございます。御ご覧をいただきたいと思ひます。先程も説明ございましたが、経常収支比率8 5. 2 %は前年度と全く同率でございます。高い水準にあるわけでございます。実質公債費比率、新しく加わっておりますが1 4 %、これはいま話題となっている比率のところでございます。財政の健全度を示すとされております。低い方が良いとされておるわけでございます。

次に、財政指数の解説でございます。御ご覧をいただきたいと思ひます。

4 ページをお願いしたいと思ひます。予算の執行状況でございます。予算執行率は歳入において9 3. 9 %、歳出において9 1. 2 %となっております。歳入歳出とも減少でございます。ひとつ飛びまして、収入未済額でございますが、御ご覧をいたたくとおりでございます。なお不納欠損は3,082,000 円と前年度よりも1,432,000 円と大幅に増加をしております。

一般会計の歳入でございます。町税でありますけれども、全体では4 年ぶりに増加しております。未収金は増加、徴収率は減少をしております。不納欠損額が先程申したとおり増加をしております。以下歳入の増減の内訳でございます。主なものをちょっと触れてまいりますと、地方譲与税は増でございました。そのうち税源移譲の関係から所得譲与税が大幅増でございました。5 ページに参ります。地方消費税交付金でございますが前年度は大幅に減額になっております。少し飛びますが、地方交付税、総額は1,507,884,000 円でございます。その中で臨時財政対策債、これは大幅減でございました。一般財源の確保は厳しい状況となっております。分担金負担金は減少しております。少し飛びまして、財産収入は大幅増でございます。寄付金につきましては大口の寄付がございました。6 ページに参りまして、諸収入でございますが大幅増でございます。先程も説明ありましたとおり、商工業の振興のために預託金の80,000,000 円が含まれておるためでございます。町債は大幅増でございました。そのうち臨時財政対策債は大幅減でございます。

続きまして一般会計の歳出でございます。議会費から諸支出金まで決算額と前年比また特徴ある内容を示してございます。議会費、大幅減でございました。総務費、大幅減でございます。ちょっと飛んで、住民と行政のコミュニケーションを図り協働のまちづくりを実現するため、また住民サービスの向上のために、次の事業がふるさとづくり計画に基づいて実行されておるといふことでございます。財政調整基金、減債基金、高度情報化基金への積み立てが行われております。契約事務についてでございます。町発注の工事における落札率は平均で2 %近く低下をしております。単純平均で予定価格に対する落札率は、当年が9 5. 2 %、前年は9 7. 6 %でございました。設計価格に対する落札率は当年が9 1. 1 %、前年は9 2. 7 %でございました。ともに減少をしております。民生費、大幅増でございます。当町の少子高齢化は更に進んでおるわけでございます。国保・老人・介護保険会計への繰出金241,000,000 円余、大幅に増加でございます。今後さらに増加が予想されるところでございます。衛生費、前年度対比大幅増でございました。特徴的などころであります。各種検診の個人負担額が負担金が増額されておりますけれども、受診率の低下はございませんでした。可燃・不燃ごみ収集についてでございます。ゴミの量は昨年よりも増加、不法投棄の問題が出ておまして、こっちの方も大幅に増えておる状況でございました。農林水産事業費でございます。少し増加でございます。内容については御ご覧をいたたくとおりでございます。8 ページへ参りまして、高齢化等に伴いましてですね、遊休荒廃農地が増加をしておる現状でございます。農業集落排水事業への繰出金は129,800,000 余、今後これも増加が予想されております。商工費でございます。大幅増でございます。内訳として200,000,000 円を内堀醸造株式会社へ融資をしたためでございます。懸案であった久根平工業団地の用地がほぼ完売となっております。土木費、大きな災害はございませんでした。大幅減でございます。少し飛びまして、平成1 7 年度末における町道改良率7 8. 4 %、前年度0. 1 %増、舗装率7 5. 7 %前年対比0. 2 %増、は共に県下において上位ランクされておるわけでございます。公共下水道事業への繰出金は57,427,000 円で少し増加でございました。消防費、前年比増加でございます。消防ポンプ自動車を更新をされております。教育費、大幅減でございます。その中で、七久保小学校の耐震補強・大規模改造工事が繰越事業として着工をされております。次に災害復旧

費でございます。当町での災害の発生はございませんでした。公債費、前年度よりも減少をしております。諸支出金、前年度対比大幅増でございますが、先程も説明ございました。土地開発公社への補助金 80,000,000 円が交付されたためでございます。

次に特別会計であります。国民健康保険特別会計、決算収支でございますが、歳入歳出とも前年とは逆に減少をしております。決算額の年次比較、次の表のとおりでございます。当年度は前年に比べ被保険者において 28 人、世帯数において 33 世帯増加をしております。景気の低迷や高齢化によりまして、退職被保険者世帯数および退職被保険者が増加をしております。10 ページへ参りまして、収入未済額は 21,168,000 円でございます。徴収率は低下をしております。なお不納欠損額は 1,344,000 円で 803,000 円の大幅増でございます。一般会計からの繰入金、前年比少し減少でございます。次に老人保健医療特別会計でございます。決算収支、平成 17 年度の決算額は歳入歳出とも前年比 109.5% と増加をしております。年次別決算表は次のとおりでございます。支払い医療費の総額でございますが、大幅に増加をしております。主な収入のうち一般会計からの繰入金 81,141,000 円でございます。大幅増でございます。老人 1 人当たり支払い医療費 603,000 円、76,000 円の増加でございます。11 ページをお願いします。介護保険特別会計であります。決算収支でございますが、歳入歳出とも前年に引き続き、次の表で見るとおりに増加をしております。介護保険事業、出現率について見ますと、上伊那郡市平均を 0.76 ポイント上回っております。前年度が 0.6 ポイントでございます。特に 75 歳以上の後期高齢者において 23.82%、前年度が 22.61% ございました。上伊那郡市平均を 0.96 ポイント上回る高い出現率となっております。介護予防事業の更なる充実や啓発による意識の高揚が望まれるところでございます。主な収入のうち一般会計繰入金 112,900,000 余でございます。年々増加をしてきております。続いて公共下水道事業特別会計であります。決算収支、歳入歳出とも大幅に減じております。12 ページ、年次別決算額は次の表のとおりでございます。主な収入のうち一般会計繰入金は 57,427,000 円でございます。このところも年々増加の傾向でございます。受益者負担金でございます。当年度少し変化がございました。収入未済額全体では 6,290,000 円と前年より 9,171,000 円の改善されておりますけれども、これは受益者負担金の徴収に当たりまして、受益者の申告により、公共枿を閉鎖する受益者を整理したためでございます。閉栓処理をした結果ということでございます。飯島処理区地区内の普及率でございますが 50% です。更に、つなぎ込み促進の対策を講じていただきたい訳でございます。続いて農業集落排水事業特別会計であります。決算収支、前年比歳入歳出とも増加をしております。年次別決算の内訳、次の表のとおりでございます。13 ページをお願いしたいと思います。主な収入でございます。一般会計繰入金 129,871,000 円、前年よりも約 3,000,000 円増加しております。受益者分担金でございます。収入未済額は 1,074,000 円、前年より 2,610,000 円改善されております。これは受益者分担金の徴収に当たりまして、受益者の申告により、公共枿を閉鎖する受益者を整理したためでございます。公共下水道事業と同じ扱いでございます。閉栓処理をした結果でございます。平成 18 年 3 月末現在の地区内普及率、御覧をいただくとおりでございます。更に、つなぎ込み促進の対策を講じていただきたいということでございます。

第 3 といたしまして、審査の意見の総括でございます。平成 17 年度一般会計における

歳入歳出決算額においては、特に地方交付税配分の見直しなど、三位一体の改革の影響や町民税、特に法人でございますが、減収などにより一般財源の確保が更に厳しい状況となっておりますわけでございます。自立元年の年となりましたけれども、限られた予算の中で「飯島町ふるさとづくり計画」に沿った行財政改革や実施計画に基づいた事務事業が行われております。こんな中で特に、繰越事業として統合東部保育園の建設着手、有利な補助を受けての七久保小学校の耐震補強・大規模改造工事の着手や継続事業など、国県補助の積極的活用、また計画行政推進のための中期総合計画、後期 5 カ年計画の策定などを行っており、事務事業全般に亘っては適正に執行処理されたものと判断をいたします。健全な行財政運営に努力されている中で、人件費や繰出金の占める割合が高く、財政構造を示す財政指数の内、特に経常収支比率は 85.2% でございます。県下においては依然高い水準であり、財政の硬直化は深刻な状況にあるわけでございます。以下審査過程でのいくつかの所見を記して、今後の改善検討を期待するところでございます。

1 つといたしまして、バランスシートと行政コスト計算書を、それにキャッシュフロー計算書を財政分析資料等よく整備されております。今後の健全財政の指針とされたい訳でございます。ここで若干ですね、バランスシート等に触れてみたいと思います。町全体のバランスシートで見まして、民間企業の比率に当てはめてみますとですね、流動比率が当年度は 198% ございました。これは資金繰りの良否を示す数値でございます。一般的には 125% 以上が好ましいとされております。固定比率であります。自己資本 100 に対する固定資産の割合でございますが、196% でございます。これは 100% 以下が望ましいとされておまして、非常に高い比率でございます。固定資産 196 円、これを賄うのに自己資本 100 円と借入依存の 96 円ということであります。借入依存体質が読み取れるわけでございます。自己資本比率であります。48.2% ございました。30% 以上が好ましいとされております。高いほど財務体質は健全という比率でございます。借入依存度でございます。51.7%、前年度よりも少し悪くなっております。低い方が財務体質が良いということでもあります。借入依存体質を示しておるといえるかと思えます。それで、キャッシュフロー計算書が当町はいち早くですね、立ち上がっております。一般会計でございますけれども、よく分析されております。これを拝見をいたしますとですね、プライマリーバランスを見る上での参考になると思われま。

続いて 14 ページをお願いします。

2 といたしまして、一般会計から他の会計への繰出金が毎年増加しており、一般会計を圧迫し、厳しい財政運営を余儀なくされております。繰出金の総合計でございます。伊南行政組合あるいは水道事業への繰出金も含めると、545,900,000 余の繰出金でございます。この部分は今後増加が予想されるところでございます。歳入の増加が期待できない中で、財政の健全化のため行財政改革が進められておるわけでございますが、引き続き改革を進め、町民の理解のもとに健全財政確立のため努力をいただきたいということでございます。

3 として、町税、上下水道、保育料など、公金の未収金は全会計で 71,850,000 円と多額でございます。未収金対策会議を中心に、公金の収納確保に取り組みおるわけでございますが、よりきめ細かな早い段階での収納確保に更にご努力をいただきたいことでございます。18 年度専任職員の配置によりまして今後の成果を期待するところでございま

す。

次に不納欠損処分についてでございます。先程も申し上げました。件数・金額が増加しておられるわけございまして、これは不納欠損調書等によりまして、収納が不可能な状況等を踏まえ、慎重に扱っていただきたいということでございます。公金の公平性の問題もありません。安易に不納欠損処理をしないようにということでございます。町有建物、例えば町営住宅、千寿荘等でございます。老朽化が進み、安全性や耐震性が危惧される建物等みられるわけでございます。今後費用対効果の面からも検討され、有効な活用をいただきたい。

6として、アスベスト対策については、迅速な取り組みにより各施設とも安全性が確認されておりますが、飛散防止には万全を期していただきたい。

7として、町内には多数の土石流の危険箇所が存在をいたします。22箇所と聞いております。早期の対策を講じられたいということでございます。

8として、耕地未加入者が増加しております。ゴミ処理等の問題も発生をいたしますので、関係耕地の総代とも連携し、加入促進を図っていただきたいと思っております。

9として、例月出納検査や定期監査で指摘している事項についても、その改善に努めていただきたいということでございます。

続きまして、先に水道事業会計を申し上げたいと思っておりますので、15ページをお願いいたします。平成17年度飯島町水道事業会計決算審査意見書について申し上げます。審査期日でございます。平成18年6月26日に曾我監査委員と私、小林事務局長立ち会の上、実施をしております。審査の方法でございます。当決算審査にあたっては、町長から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が、平成17年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証をいたしました。合わせて、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求めまして、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査を実施したところでございます。

決算の概要であります。業務実績でございます。平成17年度は断水となるような災害や取水停止もなく、年間を通じて安定給水ができております。施設の整備でございます。先程も説明がございましたが、七久保と日曾利に配水池2池が築造されております。この築造にあたりましてですね、この構造に担当職員のアイデアが生かされておまして、大幅に歳出が削減されたことを確認いたしまして、この部分を評価いたします。経営成績でございます。当年度は増収増益でございます。事業による当年度純利益13,351,000円、前年対比9,200,000余増益でございます。非常に良い営業成績でございます。アとして収益的収入・支出でございます。営業収益にかかる給水収益は前年よりも増加しております。16ページをお願いしたいと思います。未収金でございます。5,605,000円でございます。内容は見ていただくとおりでございますけれども、前年比10,000,000余の大幅減でございます。理由は先ほど触れてきてあります。費用の内訳でございます。営業費用でございますが、これは減じております。その中で営業外費用48,792,000円、ほとんど支払利息でございますけれども、これが減じておまして、これは高金利で借入していた企業債の償還が終了したためでございます。資本金収入支出、資本勘定において収入は前年比27,530,000円の増でございます。総支出は300,000,000円余でございます。

この差引額が不足額で74,700,000余でございます。御ご覧をいただく内容で補填をされております。財務状態でございます。貸借対照表において損益計算による当年度未処理欠損金は26,827,000円でございます。翌年度へ繰越欠損金と処理されております。前年度に比べまして13,351,000円、当年度利益でございますけれども大幅に改善をされたわけでございます。

審査の結果について申し上げます。決算諸表について損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書およびその他付属書類については、係数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状態を正確に表示しているものと認められました。また、現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認しました。事業経営についてでございます。事業の経営はおおむね安定給水が確保されております。このことは通常の管理運営が適切であることが認められるわけでございます。給水件数と給水量は前年比において増加しておりますが、給水人口は減少しております。なお給水収益は前年に比べ、2,545,000円の増収となりました。通常業務の内では経常経費や人件費の削減、水道料金の改定などにより、今後更に経常利益が期待されるところでございます。

審査の意見の総括でございます。審査過程での総括所見を記して、今後の経営改善に期待をいたします。1つとして、経常経費や人件費の削減など内部の努力により、前年度に引き続き単年度黒字決算となったことはその努力を評価をいたします。平成18年度から水道料金が平均3.6%の引き上げとなります。公営企業として独立採算制の維持と安全で安定した給水による経営に今後も努めていただきたいということでございます。水道使用量の未収金は3,518,000円で、前年より1,254,000円減少しておりますが、更に早期の対応により未収金の解消に努めていただきたいということでございます。なお、滞納者に対しては事情を斟酌の上、分割納入や給水停止を含め的確に対応をいただきたい。不納欠損金136,996円の処理についてでございます。いずれもやむを得ない結果と認めました。4として、要布設替石綿管の総延長は22km、前年度24kmでございました。2km改善されておりますが、今後も計画的に更新をいただきたいわけでございます。水道管としてのアスベスト管は人体に影響はないとされておりますけれども、石綿管更新時の扱いは飛散の無いように慎重に対応をいただきたいわけでございます。

14ページにお戻りをいただきたいと思っております。

下段でございますが、今後の町政運営は自立の町として中期総合計画、後期5カ年に基づき、財政規模に見合った計画的に事業の厳選執行を行い、住民参加による協働のまちづくりに取り組まれることを期待をいたしまして審査の総括といたします。

以上平成17年度決算、全部で7会計でございますけれどもご報告を終わります。

これから、只今の決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には大変ご苦勞様でございました。

これから、平成17年度会計決算7議案について総括的な質疑を行います。

議 長

議 長

議 長

11番
織田議員

質疑はありませんか。

先程町長並びに助役からの決算内容と決算の、更に、詳細に至る経過の報告がありました。また只今、監査委員の代表監査委員からの審査の意見書も伺いました。して見ますと17年度は総じて計画どおりに順当な執行ができたというような評価ができる、そんなふうに思うわけでございますけれども、先程も説明ありました、このたび財政の健全度を示す指数としての実質公債費比率という内容についての説明がありました。これが18年度から導入されたということでございまして、過去起債制限比率だとか、いろんな内容がそれにも伴っているわけでございますけれども、特にこの中で、18%を超えると地方債発行に県の許可が必要となるというような内容も聞いておるわけでございます。それで飯島を14、この指標にもっていったときに、17年度は14%というような内容の数字が出ておるわけでございますけれども、この数字というものはどんなふうに解釈されるか、先、8月の終わりにでました、各町村で20%を超えるところ、あるいは10%を切るところとか、いろいろ公表された内容もございましたけれども、そうしますと、身の丈に合った町政ということで、町長しきりと言っておられますし、計画どおり出来たということと合わせて、この14%が今後このくらいを維持していく、それでも注視していかなきゃならないということを申しておりますけれども、この14%について如何に解釈して、今後14%の内容についてどういふふうに今後、過不足増減について展望されるかということをお伺いいたします。

それから2点目に、最初お話がありましたように、16年度は内なる改革、17年度は自立の方針が出まして、ふるさとづくり計画に基づいた内容の浸透、そして18年度はただ今やっているような協働のまちづくりということで、3つの改革ということが、ここ高坂町長の中で言われているわけでございます。それで、このいわゆる、ふるさとづくり計画に沿った内容で、おおむね順当にできたというような、町長先程お話ありましたけれども、この町民への、更にこうした、ふるさとづくり計画、いわゆる財政的な内容を含めた計画についての町民への浸透度というか、理解度、評価をどんなふうに、町長、お感じになっておられるか、そんな点お伺いしたいと思えます。

それと3点目に、これは経常収支比率、これは毎回出ることでございますけれども、去年と今年と全く同じであったという内容で85.2%ですか、なっておりますけれども、人件費だとか物件費だとか、そういうことについての努力はかなりされて、減少という数字を見ておるわけでございますけれども、この、あと繰出金だとか公債費だとか、そういうものにおいてということになると、もう限られた内容ってということになります。人件費もまだいくらでも攻めるところがありますけれども、ある程度今詰めてきておりますので、そうしますとあとどういふ要因が同じ数字を維持しているか、85.2%、努力したにもかかわらずということも思うわけでございますけれども、その3点、お願いいたします。実質公債費比率の件、ふるさとづくり計画の浸透如何に、それから只今経常収支比率の件、お願いいたします。

町長

織田議員の3つの質問の内容についてお答え申し上げ、また、足らざるところは担当の方から説明を、お答えをさせていただきたいと思えます。

先ずこの新しく設けられました「実質公債費負担率」これの捉え方によっての今後の財

政運営をどういふふうと考えて捉えて運営していくかということでございます。今お話ございましたように、新しく算定をいたしました飯島町の実質公債費比率は現在の数値に置き換えて14%、実質的には13.9%という新聞報道になっておるかと思っておりますけれども、これはあの県下の中でも中段以下でございますし、上伊那の8ヶ市町村の中では最低でございます。多いところは辰野のように25%を超えておるというようなところもあるわけでございまして、起債に一部制限をかけられる市町村、それから許可を求められる、許可をいただければ借りられないという1つの、飯島を含めたこの18%以下は協議によって起債を起こしていくという、こういうまあ分類がされるわけでございます。数字から見れば、如何にまあこの各自治体というものが、借入、借金にあえぐ自治体行財政運営を余儀なくされておるかということが、大変浮き彫りにされておるんだということでございますけれども、一方でこのことは振り替えれば、やはり社会資本インフラ整備に充ててきた、住民要望に応じてきたという裏返しにはなることはまた当然あるわけでございまして、ただその辺のところをどういふふうに四者選択をして、財政運営を、健全な運営をしながらそのことを進めていくかという一つの行政の判断になるわけでありまして、まあ今までも飯島町はこの起債制限比率11%を越して、非常にまあ危険水域であるというようなことも言われておりましたけれども、現在のいろんなまあ大型事業も含めて、特に下水道の借入に対する一般会計からの負担というようなものも考えますと、どうしてもこれは進めていかなきゃならない事業の上に立って、そうしたことで慎重な上にも慎重で必要なものについては一方で進めてきたと、こういう結果であるわけでありまして、で、ここ一・二年のこうした14%前後の数字でいくということについては、まあ今のところそう危険な内容はなくて、県の方もそうした見方でされていると思っておりますけれども、再三申し上げておりますように、これからこの下水道事業、その他の今までの起債を起こしてきた事業の返済のヤマ場を迎えるわけでございます。三・四年位から非常にまあ伸びてまいります。加えてまた、まちづくりの交付金事業等も含めて、かなりのまたハード事業も予定をされておりますから、将来にわたっては非常にこのことは、今、基金のできるだけの積立の問題、それから一方では歳出のぎりぎりでの削減の選択の問題も含めて、やっつけていかなきゃならないということで、決して気が許される、楽観できる数字ではないというふうに認識をいたしておりますので、どうかそのようにご理解をいただきまして、今後の財政の運営には慎重のうえにも慎重を期していきたいというふうに考えておるところでございます。それから合併の議論を踏まえて、自立の選択、道の選択というような経過の中で、この地方分権、少子高齢化をどういふふうに町の行政運営に置き換えて、進めていくかと、大変まあ責任の重い重要な政策の選択をしていかなければならないわけでございますけれども、そこには一つの目標がございます。中期総合計画であり、それから、ふるさとづくり計画であるということでございまして、基本的にはこれを進めて、このことを如何に住民の皆さん方に理解をいただいて、自分たちのできることは自助としてやっただく。それから地域でできること、それから行政がその役割を果たしていかなきゃならん、この自助、協助、公助のルールに従って是非ひとつ理解をいただきたいということを再三申し上げて説明をしておりました。こう一年振り返って見まして、いろんな説明会やら懇談やら、また現場でのいろんな声をお聞きしますに、かなりの部分でそのことを理解してきていただいているというふうに、その姿が見えてきておるというふうに、実感と

して私自身は持っております。ただ一方でまだまだこれは、人の事よ、というようなイメージで捉えておられる方も大変多くおるといふふうに思っておりますので、その辺のところを如何に住民の皆さん方に更に理解をしていただいて、厳しい状況の中で、それぞれの行政参加の中で、ひとつやっただけということの浸透をしていくのが、また更に私どもの務めでありまして、引き続きその努力をしてまいりたいということでございます。ただまああの、いろんな地元の要望事項等も踏まえまして、例えば、現物支給の問題なんかにつきましても、自分たちで自ら労務提供をしたり、また現場対応をしたりというようなことで、過日もいろいろとまあ新聞にも出ておりますけれども、そういう芽生えができておることも事実でございますし、あと、ごみ収集の問題であるとか、それから地域のコミュニティーの問題であるとかいうことの中で、この町の財政というものは、いろいろ多くを要望しても無理ではないかという考え方が浸透しつつあるというふうには実感として思っておるところでございます。

それから経常収支比率、これはまあ数字は昨年並みと、前年並みということで落ち着きましたけれども、実質的には私はこれは、職員の人件費、経常・物件経費というものを前年以上にその削減をして努力をした結果でもって、ようやく前年並みというところに落ち着いたということだろうと思います。これは財政の規模の問題や、それから税収の問題、交付税の問題、パイが小さくなって収入が減ってくる上でのこの努力した結果でございますので、ひとつその辺のところをひとつ是非ご理解をいただいて、更にまた一層この経常経費は詰めていかなきゃなりませんけれども、そのぎりぎりのところへきておるといふふうに思いますけれども、今後特にまあ人件費等につきましては、100名体制へ持つていくための、ひとつのまだまだ道半ばでございますし、そうした面も含めて一層の経常経費、人件費等の削減に努力をしていかなきゃならないというふうにご考えておるところでございます。以上です。

他に質疑ありませんか。

17年度から「ホット懇談」や「いいちゃんポスト」などの活用によって、町への住民の皆さんのご意見など多くあったと思うんですけれども、今後にどのように活かしていくかということについてお答えいただきたいと思います。

自立のまちづくりと共に、住民とのまあいろんなコミュニケーションとのひとつの考え方の中に、今、言われましたことについて取り組んでまいりました。新しい試みとして。町民からの直接の声を聞いて、そのことを反映して、できるものはすぐ解決をして、また進めていくというような手法でございます。非常に貴重なご意見もいただきましたし、またすぐ対応させていただいたこともございます。いちいち全て申し上げませんが、中には非常に住民の方が不安に思っておる、私生活も含めての問題もありまして、私の知恵では及ばない部分もありますけれども、そうしたことによってやはり地域の皆さんと行政とのキャッチボールと申しますか、コミュニケーションというものが図られることが、やはり自立のまちづくりのひとつの方向につながっていくということでございますので、今後とも是非そのことは同じように、またそれ以上に続けていきたいというふうにご考えております。

三浦議員

町長

議長

10番

松下議員

町長

議長

4番

平沢議員

もう少し具体例がありましたら、先程も解決されたものもあるということですので、ちょっと例を挙げていただきたいと思います。

ひとつには、若いお母さんからの子育て支援の問題について、大変まあいろんなご意見が出されました。非常に厳しいと、で、いろいろとまた給与面についてもリストラ等もあつたりして、具体的なお話もお聞きしまして、非常にお察しする部分もあつたわけでありまして、ほんとはあのこの子育てについての考え方というものを真剣にやっばり考えにやあとということで、これはもうご承知の通り、保育料の問題やら乳幼児医療の問題やら当初予算で対応をさせていただきまして、それからいろんなごみの問題あるいは一部公害の問題等につきましても、非常に迷惑をしておるといふようなこともありますけれども、なかなかこれは、今まで培ってきたこのいろんな経過がございますので、行政でもって即解決というわけにはまいらない問題もございまして、保健所あたりとも相談をしながら、できるだけ手を尽くして一部には解決した問題もございます。まだまだ解決できない問題もあるわけでございます。あとまあ道路や水路や、身近な生活環境の部分でいろいろと悩みなり、またご意見の提示をいただいて、その都度、所管課を通して対応した部分もかなりあるかと思っております。そのくらいにさせていただきます。

他に質疑ありませんか。

税収が前年度1.9%増加する中でですね、町民の法人税が大幅に減収となっておりますが、その辺の原因というか、町内企業の実態をどのように把握しているのか分析しているのか、その点をお聞きしたいと思います。

非常に17年頃から景気が上向いてきて、明るいまあ見通しが立ってきた日本の経済状況の中で、その非常に格差があるということをお申し上げております。地域との格差、地方との格差、それから企業間での格差と、個人にしてもまた都会のサラリーマンと田舎のサラリーマンとの格差、まあいろいろあるわけでありまして、特に法人事業の実績等を見ましても、まだまだこの地方の企業はそうした恩恵に与ってない状況にあると、都市型の大手の企業の方が中心であるということと、それからひとつには町にも関連しておりますけれども、外国企業の連結決算等のいろいろな考え方もありまして、なかなかその直接地方の企業の法人に及ぶところがまだ現れていないという部分もございます。で、一部にも町も大きな企業もいくつかあるわけでありまして、良い部分についてはこの際設備投資に回して、更に将来へのステップにしていきたいというふうな考え方が非常に顕著でありまして、そうした面につきましては、それじゃあ固定資産の、償却資産の中でその分が回ってくるかという、なかなか償却等もいたしまして、そういうわけにもいかないというふうな部分もございます。大変まあジレンマにあるわけでありまして、そういうふうに見ておりますけれども、これがまあ今年、来年あたりになりますと、少し芽生えて数字等もお聞きしておりますけれども、法人のこの税収、地方の町の企業にもそうした面が見られますので、今後の財源として期待をしておるといふふうに思っております。

他に質疑ありませんか。

ちょっと先程出た、実質公債費比率の件でちょっとお伺いしたいと思いますが、8月29日の総務省のその新聞に出ておったのは、先程言ったとおり、新聞では13.9、今日

議長
6番

三浦議員

町長

6番

の報告では14%ということですが、これを見ていくと、県下81市町村で一応59番目と、これだけ見ておると町民の皆さんは、かなり財政状況的にはいいんじゃないかというような錯覚を起こす懸念があると思うんです。それで、先程見たとおり経常収支比率からみても85.2%と、非常に県下でも高い水準にあつて、財政の硬直化が深刻な状態にあるわけでございます。それでひとつの形の中で、一応、町税ですけれど、これは今年も年々毎年これは出ている問題でございますが、不納欠損が非常にまた増えているということと、収入未済額が増えている、これは特に固定資産税の不納欠損が、去年に比べてかなり大幅の増の原因になっておるわけでございますが、一応、町税というものはこれは町民の負担公平の原則にも反しますので、一応、自立のまちづくりのこの財政状況下で、これらの問題をどのようにこの分析をされておるか、これ合わせて見ますと国税の関係を見ますと、先程報告で91.9%の収納率ということでありまして、これにおいても、専任職員の配置による一応成果が表れておるものかどうか、一応今後の町の財政運営の自立のまちづくり、この中期総合計画の中で財政規模に見合った計画的な執行がなされたことで、このような良い決算が出てきているのかということも併せて伺いたいと思います。それからもう一つ、何か17年度の決算を見まして、一応、来年度に向けて財政健全化に取り組む抜本的な対策がお持ちでしたらお答え願いたいと思います。以上です。

町長

実質公債費比率につきましては先程申し上げましたとおり、県下、郡下の今の位置でもって満足するという、安心をするということは毛頭考えておりません。これは現状の、できるだけ抑えながら、有利な起債ということのシフトしてこういう結果になっておりますので、他町村のことをとやかく言う筋合いのことではございませんけれども、従って今後の負担が増えるこの繰出金等償還を含めると、やはり力を今のうちに蓄えておかないと、これが破綻してしまったんでは何も元も子もございませぬから、そんなような考え方で財政運営をしていく、また町民の皆さん方にも機会あるごとにそういう考え方を、決して楽観できるものではないんだということをPRをしていきたいと思っております。それから未収金対策の問題で、これはどこの町村も非常に右肩上がりの収納率と申しますか、未収金の額が増えておまして、飯島町もそういう状況にあります。やむを得ない部分もありますけれども、中にはこれは納められる人が収めていただけないというようなものもございまして、ランク付けの中で、庁内スクラムを組んで今、助役を中心にやっておりますけれども、どうしてもこうした時勢でございまして、思ったようにいかないというのがありますけれども、これもまあ更に更に努力をして少しでも減額を、未納金の減少というものに努力をしていくということで進めてまいりたいと思います。まああの水道事業等についても短期的にはそうした黒字決算計上ではありますけれども、累積赤字もあることとございまして、それから内部的ないろいろまあ職員配置等の問題も含めて努力をした結果で、こういう数字が出ましたけれども、これも決して安穩としておられる状況ではございませんので、今後とも特に公営企業の建前に立って、健全な安定寄与するとともに、健全経営というものについては一層の意を注いでいかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

議長

2番

宮下寿議員

他に質疑はありませんか。

12月の議会でもありましたけれども、先程もお話していただいた、ふるさと融資で

すね、企業誘致費ということで200,000,000円を内堀醸造さんの方ということで行いまして、議会の時に、その時に町内から10名程度採用の予定があるということをお聞きしておりました。現在ですすねやはりそういった募集状況ですとか、募集を今ほんとにしているのか、というのは町民に対してですすね、どのような募集の仕方を例えばしているかと、それからまた内堀醸造さんの建設の今の現状、状況というものも含めて伺いたいと思うんですけれども。以上です。

産業振興課長

内堀醸造さんの件ですけれども、先ずあの工場の整備の件ですけれども、全部が整備がされて、その一区切りが10月にされるという状況になっているということとございまして、こちらの方はほぼ工場の増築というのは完成に近いのかなというふうに思っております。で、それに対する求人ですけれども、これについてはアルバイト、パート等の募集は今されておるようすけれども、新しい工場の方の募集等についてはちょっと私の方でも状況をつかんでおりませぬけれども、ハローワーク等の情報等を見ても現在のところでは、これからなのかなあというふうに思っております。以上です。

2番

宮下寿議員

今、伺いましたけれども、まだ把握がなかなかできていないという部分で、このふるさと融資自体に5名以上の、ということが当然に記されておりますし、やはり町としても、どうなっているんだといいますか、つつくというとおかしいんですけども、常にそういった部分ですすね、やっていただいて、できるだけやはり、町の人たちが内堀醸造で働けるというような状況つちゅうものは、やはり必要な行動だと思いますので、これからは是非把握の努力と更なる推進をお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

町長

内堀醸造につきましては、久根平に全体の残りを取得していただいて、工事が進められておまして、実は10月の中旬に正式にオープンすると開業するというところでお聞きをしております。全体的には建物の大きさに比べて、従業員を何百名とか、そういうことでなくて、オートメが中心でございますから、そうした流れの中で当初から四・五十名体制でというようなことで聞いておりますし、当初立ち上がりに必要な人員は確保できたというような印象で、正式な人数ちょっと聞いておりませぬけれども、また確認をしておきたいと思っておりますけれども、技術的な専門的な部分は岐阜の方からそのまま現在の職員が移行してきておる部分もあると思っておりますし、それからできるだけ町内からの優先採用ということは常にお願ひしてまいりましたので、一部にもそういうふうにお聞きしております。今後ともそういう形で是非お願ひしてまいりたいと思っております。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております第5号議案から第11号議案までの決算7議案については、各常任委員会の所管事項に分割の上、それぞれ各委員会へ審査を付託したいと思います。常任委員会への審査区分については事務局長から申し上げます。

事務局長

議長

(審査区分説明)

お諮りします。

ただいま説明の審査区分により、第5号議案から第11号議案までの決算7議案について、各常任委員会に審査を付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第5号議案から第11号議案までの決算7議案については、お手元の審査区分表により各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時58分 休憩
午後 1時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

議長 日程第15 第12号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算第2号を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第12議案平成18年度一般会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ128,750,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,109,080,000円とするものであります。今回の補正につきましては平成17年度の決算がまとまり、繰越金が確定をしたこと。普通地方交付税や地方特例交付金などの額も確定したこと等によりまして、これらに必要な予算を補正することといたしました。

歳出予算の主な内容につきましては、先ず総務費では、正規職員の削減によりまして必要な臨時職員賃金の補正を、また多くの地元要望がありました防犯交通安全施設の設置補助金も増額補正することといたしました。更に普通交付税及び繰越金が増額となったことから、当初予定をした財政調整基金からの繰入金17,000,000円を減額し、今後の公債費の増額に備えるために減債基金に15,000,000円を積立ることといたしました。民生費では老人保健医療特別会計において、平成17年度の国庫負担金等の精算がありまして、繰越金の減額補正を行うものであります。また予定をしていた地域福祉基金からの繰入18,000,000円を減額をいたしました。衛生費では制度改正に伴う水道事業出資債を計上をいたしました。農林水産業費と土木費では、住民の皆さんからの要望の多い地域地元における水路改修、道路の維持補修、更に道路整備事業費として約30,000,000円を計上したところでございます。また下水道事業特別会計への繰出金を基準内繰出金の範囲内で行うことといたしまして、繰出金の増額補正をするものでございます。なお道路舗装に関して、凍上災害及び7月豪雨による農業施設及び公共土木施設の災害復旧事業といたしまして、13,000,000円を計上をいたしました。消防費では地元要望がありました消防施設整備交付金を増額いたしました。教育費では地区公民館の改修等の要望がありまして、必要額を増額補正するものであります。また各項目におきまして時間外手当を中心とした人件費の増額補正を計上いたしました。このように今回の補正は今後のまちづくりに必要な諸施策に要する補正に加えまして、住民の皆様方からの常日頃から多い要望に極力お応えすべく当初予算に計上できなかったものの、財政の許す範囲内での補正の内容でございます。その他補正予算の内容及び細部につきましては、各担当課長からそれぞれ説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長 引き続き関係課長より補足説明を求めます。

総務課長 (補足説明)

住民福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 宮下覚一議員 何点かお尋ねしたいと思います。まず総務関係でございますけれども、20ページです、機密文書の処理費、まあ字のごとく機密ということになると思いますけれども、先ほど古文書の処分ということでございましたが、これについて機密ですので単純に業者委託で機密で保てるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。それから22ページの自主防災組織の費用でございますけれども、これは400,000円四地区平等に配分するのか、あるいは、ある地区に固定するのかその辺をお聞きいたします。

それから民生費の方の老人保健医療特別会計への繰出金でございますけれども、減額8,000,000円まあ減額は結構でございますが、17年度かなり増額ということでございました。18年度において、この時期で8,000,000円の減額ということは、どういうふうに解釈していいのかということなんでありますけれども。

それから農林水産の方でございますけれども、松くい虫の防除、100リュウベ(立方メートル)の予算の中で47リュウベ(立方メートル)でしたかね、増額ということでございますけれども、まあこれイタチごっこの松くい虫との対策であると思いますが、今後において町としてどういうふうに考えておられるのか、その処理の方法について、またどの程度の処理を見込んでやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから教育費のお年寄りといつまでも触れ合える学校づくり支援事業、七久保小学校ということでございますけれども、どこでどういうふうにするか、その辺の内容をお願いしたいと思います。以上です。

総務課長 それでは最初に総務課関係の質問に対してのお答えをさせていただきます。20ページの文書処理の関係の内容でございます、あの古文書というふうにお聞き取りをいただいたようですが、公文書という、公の文書ということで発言をしたその辺をちょっと聞き分けにくかったと思いますので、そんなふうにご理解いただきたいと思います。なお機密の文書ですので一般の書類いわゆるペーパーについては紙のまま業者に引き取っていただきますけれども、個人情報等の入ったものについては、特に税務関係のものとか、個人の名前それから状態の分かるようなものが入ったものについては、私たちの目の前で粉砕するなり溶解するなりして処理をするということが基本となっております。今現在は町内業者を頼みまして、そういった処理をする業者の元まで直接運んでいただいて、その様子をすべて写真記録に撮ってきていただいて、それを報告していただいて、機密文書確かに処理できたということの確認をさせていただきます。職員がそこに立ち会えばいいんですけども、そういったことは今しておりません。そういう対応で業者との信頼関係で処分をさせていただきますのでお願いいたします。

それから自主防災会の関係につきましては、2つの区の方で発電機、災害時に使う発電機等が必要であるという要望が出ておりますので、その区に対しての要望に応えるための

保健福祉課長 補正でございますのでよろしくお願ひいたします。以上であります。
お答えいたします。老人医療費の減額 8,049,000 円の理由でございますが、これにつきましては過年度分の清算にかかるものでございます。まず支払基金の交付金が 2,086,000 円、また国庫支出金の医療費の負担金これが 5,868,000 円と、合計いたしまして 8,049,000 円これが過年度ということで老人医療会計へまいります。従ってこの相当額は繰出を、一般財源を繰出さなくて済むと、こういう仕掛けでございますのでお願ひいたします。

産業振興課長 31 ページの松くい虫防除の関係ですけれども、松くい虫の防除、今後の基本ですけれども、既に今、伊那あたりまで北上しているという状況の中で、今後の処理につきましては危険木処理ということでやっております。で、これがだいたい松ですと平均して1本1リュウベ（立方メートル）位あります。当初予算で100リュウベ（立方メートル）ということでありまして、やはり100から200リュウベ（立方メートル）位はあるわけですけれども、危険木につきましては、これは全部処理をしないといけないという考え方を持っております。またもう1点は、公園等持っておるわけですけれども、これにつきましては地上防除ということで薬剤をかけておりますけれども、今後もこのことは継続していきたいと考えております。いずれにいたしましても、これにかかる経費は最小限に抑えていきたいという考え方でございます。お手元に書いてある中でちょっと説明を落としてしまいましたけれども、それにかかりまして町有林の中に危険木があるということで、そのものも盛っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

教育次長 お年寄りといつまでも触れあえる学校づくりという内容でございますけれども、これは施設の改修費ではございませんので、全部がソフト事業に充てるものでございます。従いまして、特にどこをとすることはないわけでございますけれども、今度改修の中で七久保小学校につきましては会議室をきれいにさせていただいたりしましたので、そういったところの関係でいきますと、例えばダルマストーブを備品として2台ほど購入させていただくとか、まあそういったようなもの、それから衝立だとかラジカセ、そういったようなものを購入させていただいて、学校全体を通じてお年寄りと触れ合う機会をつくっていくと、こういった事業でございます。なお今までもそういった事業は行ってきておりますので、それについて改めて県から補助金をいただけたと、こういう内容でございますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 他に質疑はありませんか。

11番 織田議員 先程、総務の関係で、職員の手当という中での説明がありました。年間必要額の中での更に時間外手当というような説明がありましたけれども、この内容ですね、これ一般会計で先程の説明だと、これトータルしていきますと、9,000,000 円を超える額になっているわけですけれども、昨年度の中で、決算の中で、人件費をかなり落としてという努力があったわけですが、ここへきてまた、臨職に切り替えというようなところにあるわけですけれども、この内容について、ここで、9,000,000 円余の内容ですね、時間外という、この実態という中、人員や人件費の引き換えと、このこうした中で今の時期でのこうした補正、それから補正額のこの妥当性とかそんなようなことについて、説明をいた

だきたいと思ひます。

5番 森岡議員

関連でちょっとお聞きしたいんですが、只今の件につきまして、原因、その原因というのは特殊事情でこういうものが出てきのか、これは恒常的なというか、こういうものがあるんだということか、その辺のところも併せて説明をいただきたいと思ひます。

総務課長

職員手当、特に今回、時間外手当、金額にしては相当金額を補正をお願いするものでございます。まず一点としては、当初予算編成の中で、職員への努力目標という部分も課せまして、かなり配当枠というか、枠を抑えてきたということが一点。それから予定しなかった会計監査が入ってきたということもあります。一点は農林関係の監査が4月の当初に入ったということ。それから総務関係につきましては、年度末でありましたけれども、会計監査が入りました。これはその時だけで済まなくて、それ以降いろいろな調査のやりとりがかなりありまして、実はもう8月ぐらいまでそのやり取りが続いてきたというような、そういった特殊事情もございまして、それと4月から大きく組織機構を変えたということで、ただ単純に自分の仕事を後の人に渡すつちゅうことでなくて、課を超えて渡す部分も非常にできたというようなこと。それから職場の移動があったというようなことで非常に、ちょっと職織の改正の当初に当たって非常に職員も慣れない部分もあって、発生したというような事例もございまして、そういった特殊的な事情もございまして、今回の補正は来年の3月までを概ね見越した中で補正をお願いしていくというものであります。これで確定ということではありませんけれども、まあそういったような事情もありまして、今回補正をさせていただいてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 7番

竹沢議員

他に質疑ありませんか。

今回の9月補正の中に盛り込まれていない事業で、施行時期とかいろいろ考えると、今回盛ってほしかったなということで、今後どのようになさるかということで、お尋ねいたします。といいますのは、上の原幹線と飯島小学校及び飯島グラウンドを横断する、飯島小学校の子供たちが通る歩道橋があるわけですけれども、これにつきましては、長年冬場の雪が降ったりして凍結防止のために、先生方が、軽カルじゃなくて、塩カルを撒いて凍結防止をしとるわけですけれども、年数立ちまして穴が開いたりしてね、危険な状態になっているということで、教育委員会の方で確か予算の見積りといいますか、とってあると思いますが、お聞きしますと 5,000,000 円ほどかかるということだそうなんですけれども、これはタイミングの問題で、このね12月、次は12月議会ですけど、そのころに議会を通して発注ちゅうことになる、雪が降ったりして凍るような状態のときに事業発注ということになるわけですよ。そういうことを想定しますので、できれば今回の補正で出してほしかったなということで、その財政事情ともありますが、今回の補正全体を見れば予備費も 40,000,000 程かな、あるようでありまして、何らかの対応策というものをやっていたきたいなということで、これはPTAからも陳情が出ているはずですので町長の見解を求めます。

教育次長

今ご質問の飯島小学校の横にあります横断歩道橋の件でございます。PTAの皆さんからも陳情をいただいておりますし、教育委員会としても長年の懸案で把握をしておりました。あの施設につきましては、従来は北側に小学校のプールがありまして、学校施設の横

断という形で安全を保つために設置されたのが第一的な目標であったかと思いますが、昨今の交通事情の中で今、小学校の通学路としての役目を負っておりまして、教育委員会としてもあの横断歩道橋を飯島小学校の通学路として有効に今後も活用していきたいと、こういった方向を持っておりますので、あれにつきまして補修をしていく必要があるところといったことでございます。只今ご質問のありましたとおり、歩道橋につきましては長年の融雪剤等の処理で鉄が錆びてきておりまして、穴が開いている状態がございます。工種としてはそれを鉄板で覆うもの、それから塗装をするものがございます。本来であれば気温の高いときに塗装工事をやるのが一番工事としては良いわけでございます。ただ学校といたしましては、常々今の施設を使って、朝夕のラッシュ時に歩道を使っておりますので、そういったタイミングを見て工事をするのがいいだろうということでございます。状況的には3月の休み、もしくは夏休みという時が一番良い訳でございます。そうしたタイミングを見てまた理事者の方と相談をさせていただきまして、補正予算を組まさせていただきたいと思っておりますので是非よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第12号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算第2号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 第13号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を
町 長 議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
それでは第13号議案平成18年度国民健康保険特別会計の補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。
予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ78,164,000円を追加し、歳入歳出それぞれ831,678,000円とするものがございます。今回の補正につきましては、平成17年度の療養給付実績によります過年度分療養給付費交付金並びに国庫支出金過年度分の償還金及び繰越金の確定、また18年度の支出額が確定しました老人保険の拠出金を補正するものがございます。それに加えて、10月から法律改正により新設となります保険財政安定化事業の交付金と拠出金を補正するものがございます。細部につきましては担当課長から説明申しますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)
議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第13号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 第14号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第1号を
町 長 議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
第14号議案平成18年度老人保健医療特別会計の補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は平成17年度の医療給付実績によります、過年度分の国庫支出金及び医療費の交付金の償還の確定に伴い、精算を行いまして、先程一般会計で議決をいただきました一般会計からの繰入金を減額等をする補正が中心でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第1号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第15号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題
町 長 とします。本案について提案理由の説明を求めます。
それでは第15号議案平成18年度介護保険特別会計の補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,845,000円を追加し、歳入歳出それぞれ759,944,000円とするものがございます。今回の補正は平成17年度の繰越金の確定、国庫負担金及び社会保険診療報酬支払基金にかかる過年度分の返還金の精算に必要な補正を行い、併せて国の制度改正に伴う地域支援事業における特定功労者施策事業、一般高齢者の施策事業、包括的支援事業、任意事業、の事業内容による予算の組替を行うものがございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)
議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6番

三浦議員 それでは只今の介護保険の改正による見直しの中での確定によるということなんですけれども、今、あの介護保険の改正によって10月から、までに認定の見直しってどうか、作業がされていると思うんですけども、進捗状況を教えていただきたいと思います。最近お邪魔したところでは今日見えたよというようなお話もありましたので、10月がすぐそこに見えているけれども、現在まだそういう状況なのかなと思いましたが、その辺の状況を教えてください。

住民福祉課長 認定の状況と申しますか、これにつきましては以前にご説明申し上げましたように、要介護1の方、この方の概ね70%をですすね要支援1・2に移行をしていくと、いわゆる認定の基準をそういった形で移行していくとこういう作業がございます。それに伴いまして、地域支援事業とかまた特定高齢者支援事業、こういったものを実施をしていくとこういうものがございます。で、現状では120人ほど該当するという事ではないかということでもありますけれども、現在60人超が認定作業に入っております。で、認定されました。そういった中で現在も作業を進めておりますけれども、これもやはり一気にやるんじゃないかと、その認定の期間ですすね、認定のいわゆる期限があります。ですから個人々々10月とかまた12月・1月こういった期限がございますので、1年2年のうちに120人になっていくとこういうことでありまして、現在では新規の方と、また更新をした方を含めて約60人ほどが要支援1・2に移行いたしました。従ってそういった皆さんにつきまして、筋力の教室とか、また口腔ですすね、口、そしてまたいわゆる食の支援、こういったものにつきまして徐々に事業を開始し始めておると、こういう状況であります。以上です。

議長 ほか質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第15号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第16号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第16号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ71,107,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,107,788,000円とするものがございます。今回の補正につきましては、歳入では一般会計からの繰入金繰り出し基準に基づきまして15,276,000円を増額、17年度決算による繰越金を48,951,000円を増額し、更に新規加入による受益者負担金を6,880,000円を増額するものがございます。歳出につきましては、下水道公社へ設計監理を委託すること等に145,000円の増額、飯島処理区に公共枵を新設すること等7,080,000円を増額し、公債費の利子償還費を4,457,000円減額、予備

費を64,339,000円増額するものがございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

建設水道課長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 森岡議員 一点お伺いします。ただ今の9ページの公共下水道の污水管の工事、これ組み換えで工事はやったわけですね。ということ。で、やっておれば管の汚染状況ってどうか、そういうのどんなふうか、今どようになっているかその辺の内容もお聞きしたいと思います。

建設水道課長 工事の工事費につきましては、今、事業費の枠の中で50%の発注しております。その中から、残った分の中から、要するに設計委託料の分に回すということでございますので、後期、後期分の設計委託料をここに組み替えるということでございますので、お願いをしたいと思います。

管の汚れの状況でございますけれども、清掃の関係につきましては、もう少し待って、年度末に委託をして管の清掃をするというようにしておりますので、お願いをしたいと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第16号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 第17号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第17号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,533,000円を追加し、歳入歳出それぞれ238,994,000円とするものがございます。今回の補正につきましては、歳入では17年度決算により繰越金を3,533,000円増額するものであります。歳出につきましては公債費を530,000円増額し、予備費を3,003,000円増額をするものがございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第17号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21 第18号議案平成18年度飯島町水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第18号議案平成18年度水道事業会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、資本的収支に関する補正でございます。収入につきましては、老朽石綿管更新事業に一般会計の出資債として繰入金を5,000,000円を増額し、消火栓工事による負担金を1,019,000円増額するものでございます。支出につきましては消火栓新設工事費による建設改良費に1,019,000円を増額するものでございます。この補正によりまして、資本的収入の予定額は222,544,000円に、また資本的支出予定額は307,806,000円となります。これによりまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額90,262,000円を85,262,000円に改める補正をお願いするものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます

建設水道課長 (補足説明)
議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第18号議案平成18年度飯島町水道事業会計補正予算第1号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。したがって第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

午後2時51分 散会

平成18年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成18年9月14日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 松下寿雄 議員
宮下覚一 議員
森岡一雄 議員
竹沢秀幸 議員
三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

1番 内山淳司 2番 宮下 寿
3番 曾我 弘 4番 平沢 晃
5番 森岡一雄 6番 三浦寿美子
7番 竹沢秀幸 8番 坂本紀子
9番 宮下覚一 10番 松下寿雄
11番 織田信行 12番 野村利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 住民福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人

○説明を欠席した者

教育長職務代理者
教育次長 北沢正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林廣美
議会事務局書記 吉川恵子

本会議再開

開 議
議 長

平成18年9月14日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
北沢教育次長が県教育委員会の会議のため欠席となっております。
日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
10番 松下寿雄 議員

10番
松下議員

それでは質問に先立ちまして、一言お祝いを述べさせていただきたいと思います。
近頃、暗い出来事ばかり続く中で、去る9月6日には秋篠宮家におかれましては男性皇族の誕生を見ました。実に41年ぶりの男児誕生ということで、この上ないお喜びのことと思われまます。心よりお喜び申し上げますとともにお祝いを申し上げます。

さて通告書に基づいて質問をいたします。

田中県政の6年間の検証と村井知事に期待するものとはということで、3点に分けて質問を通告してありますので、順を追って質問をいたしたいと思います。

約6年間続いた田中県政も8月31日をもって幕を閉じております。田中前知事における長野県政は何であったのか、本当にわれわれ県民は田中県政を理解できていたのか、検証をしてみるものが次につながる重要なファクターだと思います。

就任早々華々しく打ち上げた脱ダム宣言、直接民主主義を唱え車座集会等を行ってきました。また無駄な大型公共事業の廃止、それに伴う公共事業の入札制度の見直し、利益誘導型県政からの脱却を唱えてきたのであります。この入札制度改革に対しましては、いろいろと批判もありましたが、田中知事だから実行できた改革のひとつだと私は思っております。県民からみれば評価すべき点であったと考えております。半面、医療・福祉・教育・環境問題をテーマに、田中流の循環型社会の構築に当たったと思われまます。特に学校教育面では高校改革プランを策定し実施に踏み切ろうとしていました。県立高校の統廃合問題では、地域の合意形成が得られていない一方的な統合には反対も多く、議会の同意を得られず引退をいたしました。これも田中県政の政策の中で将来的には評価される改革だと思います。少子化による生徒数の減少等々いろいろ考えたとき、時代の趨勢として反対ばかりしている問題ではないと考えます。統合問題は直接われわれ地域に係わることでありますが、冷静に判断する中でいずれ合意形成すべきと考えますが、町長のご見解をお伺いをいたします。

次々と政策は掲げてきましたが、結果として実行できた政策は少なかったのではないかと考えられます。田中さんは子孫に借金を残すべきではないとの理念の下、基金の取り崩しをはじめ行う一方、あらゆる事業の見直し縮小を図ったため、長野県の経済は極度に停滞し、全国47都道府県中経済活力は最低までになってしまったと言われておるのが現状であります。半面47都道府県で借金を減らしたのは田中知事に言わせると長野県だけであったということでもあります。6年間で約600億円の借金を返しております。しかし行政はそれだけでいいのでしょうか。県民の生命財産、安全安心を守る責任があります。

先の7月の梅雨前線集中豪雨による被害総額は557億円にもなっております。加えて2004年の台風23号の災害の総額は500億円とも言われております。両方合わせると1,000億以上の被害総額になっているというわけでありまます。被害の内容は道路・河川・農地・農作物・学校施設等あらゆる方面で被災をしております。また尊い人命を多くの方が無くされております。これを見たとき、適切な公共事業インフラ整備は怠ることなくやっていくことが行政の責任と思いますが、田中県政に対してのこの点についてもお伺いをいたします。

いろいろ挙げれば切りがないわけですが、田中さんは知事と県民、県政と県民の壁を無くして身近なものにしてくれたことも事実でございます。それが田中県政の最大の成果ではなかったかと思われまます。また、最大の欠点は人を信頼できない、すべて自分で決める協調性の無さ、常に対立軸をもって対決していく対決型の知事であったと思われまます。半面、県議会の対応もあれでよかったのか反省する点が多いにあると私は思いまます。これは「たら」の話ですが、田中さんがもう少し協調性があつたら、田中さんの言う長野県から日本を変えろといわれた理念が実現できたのにと、県民の一人として残念に思われまます。高坂町長におかれましても町民を信頼し、行政運営を行っていたことは当然であり、また職員を信頼し叱咤激励しこの難局を乗り切っていたいただきたいと思いまます。町長の立場から田中県政の検証と飯島町町長としての住民・職員に対する責任の一端をお伺いいたします。

2といたしまして、また飯島町に直接かかわった問題としてコモンズ支援金企業誘致費等ありましたが、何といても伊南バイパスの飯島工区の見直し凍結発言であったと思われまます。特に本郷地区においては地権者の同意も得て、さあこれからいよいよ始まるのだと、そういう矢先の発言であり、地権者関係者の気持ちを察するとき、知事の発言の重大さを感じたわけでありまます。この問題では町長はじめ地権者関係者一丸となり、われわれの気持ちを知事に直訴をしたわけでありまます。その過程には高坂町長と田中知事との膝を交えての話し合いが行われたということもお聞きをしております。田中さんの市町村長とは話をしないといわれる中で、数少ない首長としての信頼関係を築いたことに対し、私は高坂町長を高く評価するものであります。6年間の田中県政は飯島町として行政運営上実際どうであったのか、お伺いをいたします。

3番目といたしまして、田中前知事に代り県民は村井さんを知事に選抜いたしました。いよいよ新しい県政がスタートをしております。今回の選挙において、田中前知事も負けたとは言いましても53万県民が支持をしたのであります。先程も申した通り、決して悪い面ばかりではなかったことも事実であります。村井知事は選挙戦から超田中で行くんだと、田中県政の良いところは受け継いでいくと、車座集会・民主主義的な政治手法は評価し、受け継ぐとも言っております。また田中さんの開けた風穴の修復作業もやらなければならないと言っておりますし、壊れた県議会との関係、県職員との関係、市町村長との関係、各方面との関係修復を図っていかねければ、村井カラーは、なかなか発揮できないのではないかと考えられます。各集会においても村井知事は2年間猶予をほしいと、2年経ったら中間評価をしていただきたいと言われております。私は思うに、村井県政に対する首長の責任は重大であると思いまます。なぜかといえば、田中前知事は首長とはほとんど話し合い会議をもっていませんでしたし、やったとしても一方的に知事の発言を聞かされるだけだったのではないですか。だから田中知事はどうしようもな

い、市町村の意見を聞かない、と言っていけばそれでよかった面があります。要するに逃げ道がありました。村井知事は、県の仕事は多くの方々との共同作業、対話を重視していく、自治体や議会だけでなく市民団体等の意見も尊重しながら県政をやっていくと、そう申しております。

また、本当の地方自治は、市町村が力を持って動くことに尽きるとも言っております。そして市町村とそこに暮らす県民が主役だとも言っております。知事は話し合いはするが結果として市町村が責任を持ってもらうと、厳しい注文も付けております。これらの発言からみて、これからは各自治体の自主性を求められることとなります。そこで高坂町長におかれましても、基本構想を基にしたグランドデザインを村井県政に早く理解をしていただく努力をしていただきたいと思います。政策的意思の疎通を図る中で、県と共に飯島町の将来の展望を見いだすべきだと思われませんが、村井県政に対する期待と今後の町政運営についての町長のお考えをお伺いをいたしまして質問を終わります。

町 長

松下議員から、田中県政6年間の検証と代わった村井新知事への期待に関しまして、いくつかの点についてご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、田中県政6年間の足跡と、飯島町に与えたその功罪はいかがであったかということでございますけれども、言い換えればこの6年間の田中県政とは何であったのかと、このことは県民それぞれにいろんな考え方があると思いますし、また今、松下議員も質問の中でいろいろと触れて述べられたわけでございますが、私なりに少し振り返ってみたいと思います。

田中知事が初当選をした平成12年の10月、県民は長野県政初めての民間出身知事ということで、さまざまな面で大きな注目を集めたことをご承知の通りでございます。多くの人が遠くなったといわれる県政が身近なものになるとの期待があったことは事実であると思いますし、これまでの既成概念をことごとく変えながら、そのことを通じて県民が県政に身近に注目するようになった、ある面ではその距離が大変まあ縮まったというふうに私も思っております。車座集会あるいはガラス張りの知事室、脱ダム宣言が象徴する公共事業の見直し、県財政にかける努力、入札制度や福祉政策・産業政策、特に飯島町では誘致した企業に対しての信州のものづくり支援事業としての多額な補助金をいただきました。さらに30人学級等々次々と新しい考え方と施策を打ち出されまして、多くの共感と一定の評価を得たことも事実でございます。その中で県民も多くのことを学んだというふうに思います。ただ惜しまれるのはいろいろの所で言われておるわけでございますけれども、そうした施策や事業を通じて手を携えるべき相手との信頼関係が築けなかったのではないかとこのようにも思います。頼みとする県職員への心が離れ、県庁組織が一丸となって仕事をする体制づくりができなかったというようなこと、また多くの市町村、市町村長との風通し信頼関係というものがいまひとつ築けなかったのではないかとこのようにも思いますし、県議会としても今述べられた通りでございます。このことが田中知事が常に掲げた「壊す」から「造る」ということへの、うまくこの実を結べなかった最大の理由ではなかったのかというふうにも思います。いくらまあ立派な価値観や主張を、ただそれだけ押し通そうとするだけでは地域住民や市町村長、あるいは県議会や県職員との対応や信頼関係は成り立ちにくいことは当然であると思いま

す。その点いろんな場面におきまして、その提案なり提示というものがあまりにも唐突であり、また拙速であったというふうにも思いますし、またマスメディア向けや話題性の意識が強かったのではないかとこのようにも思っております。それは例えば泰阜村への住所の移転の問題、山口村への合併問題に対する知事の対処の仕方の問題、各審議会への委員の選任のあり方、あるいは県庁行政組織の問題、さらには国政レベルでの政治団体の代表者としてのこの併任問題というものもございました。更には多くの県民には真っ直ぐには届かないというふうにも思われる県の組織や、いろんな場面で使われる用語のあまりにも多いこのカタカナ文字などが、そうしたことを裏付けているのではないかとこのようにも思っております。

一県の知事であった方に対して、こうしたおそれた評価をコメントする器ではございませんけれども、私自身への自戒も含めてそう申し上げるとともに、ご質問の町政運営にあたっては対住民・対職員との意思の疎通あるいは信頼関係を作っていくために、一層の努力をしていかなければならないというふうに肝に銘じておるところでございます。

なお前後いたしますけれども、只今ご質問にございました高校再編問題とインフラ整備についての町長としての見解についてご質問がございました。

まず高校再編問題でございますけれども、今後の入学者数あるいは生徒数の減少が確実にこの見込まれる中で、今後とも現在の学級数や各学校の規模というものを今まで通り維持し続けていくということは、とうてい不可能であろうと、多くの県民はいずれ再編整備の必要性は必要であるというふうに思っておると思いますし、私自身もそう考えます。近隣では赤穂高校と駒工の統合案に対しまして、私も関係者共々にそれぞれの存続を求めて行動をしてまいりましたがけれども、要はそれぞれの学校が培ってきたこの長い歴史、それから果たしてきた役割や経過、現在の姿などというものを、それぞれに重要な使命の重さというものを十分考えて、時間をかけて説明をし議論をして、合意を得るべくその努力が必要であって、そういう意味で今回の場合はそうした面が欠けていたのではないかとこのように、この批判が集中しているというふうに思っております。

また公共事業インフラ整備の件でございますけれども、田中知事は子供たちに将来に借金の山は残さないんだという考え方で、必要なインフラ整備まで一部切り込んだ施策を講じられまして、一部にはこの公共事業、特に無駄な公共事業の見直しというものには私も同感であり共鳴する部分があるわけでございますけれども、一方でまた財政問題とともに安心安全な地域づくりのため、それからまた将来への利便性の向上、産業振興のためにも無駄な公共事業はもちろん排除していかなければなりませんけれども、地域住民にとって必要なインフラ整備は常にその必要性・緊急性等を厳選をして行っていくことが行政の責任であるというふうに私は考えます。

なぜならば子供たちの将来に借金やこのお金という形で残すだけではなくて、かけがえのない地域の安心安全あるいはまた生活基盤の財産として残すことも、地域の魅力や発展して若者定住の礎になるというふうにも考えるからでございます。

そこで次のご質問の私ども飯島町と田中県政との係わりについてのご質問がございました。2点目の知事に対しての町長としてどう対応し、その成果の結果はどうであったかということも含めて若干申し上げたいと思います。

田中県政、田中知事とは県政と町政それぞれにさまざまな施策の接点の中で、一般的

な問題あるいは個別な問題についていろいろな場面で係わりがございました。先ず個別の問題については何といたってもお話のございました国道153号伊南バイパス飯島工区の事業促進について、知事の見直し棚上げ発言が、私としてはやはり忘れることができないわけでございます。私が町長に就任した直後の平成16年1月に、記者会見の席上で突如そのことが公に発言をされました。飯島町にとってこの歴史的な大事業はそれまで国県のご理解や、関係地域・期成同盟会との皆さんの永年にわたる議論とご協力を得て、駒ヶ根工区共々に建設促進の合意形成ができて、順調に滑り出していた矢先のこの知事の突然の棚上げ発言でございまして、まさに青天の霹靂でございました。何らの事前の説明もないままに出されたこの知事発言、私も関係者も大きな衝撃として受け止めましたけれども、その後の経過等は詳しくは申し上げませんが、これまで進めてきたこの事業についてこの知事発言、何としてもこれは受け入れることはできないという考えのもとに、議会や期成同盟会、関係の皆さんと一丸となって何としてもこの事業促進に向けて知事の本意をお願いすべく、再三再四知事と直接会ってそのことを求めてきた経過がございます。一時はどうなるかまったく予断を許さない、当時まあ正直に申し上げて知事も罪人だなあとというふうにつくづく私も思い、悶々とした時期もございましたけれども、その後何とか回を重ねて理解をしていただけるようになりまして、約半年後に沿線の景観協定締結ということを条件に、新しい考え方の下に、また事業再開OKのお墨付きをいただいたときには、本当に安堵したことを昨日のように甦ります。これもまあ関係の皆さん方の事業の実現に対する熱い想いとバックアップをいただいたからこそということで、感謝を申し上げるとともに、以降現在はご承知のように国の直轄権限代行事業として飯田国道事務所によって順調に用地補償等が進めているところでございます。

この他にも153号とは少し趣も違いますけれども、県事業あるいは、県単事業である竜東線はじめ、地域住民と合意形成をして歩んできた各種の事業についても、一層のこの促進の要請を行えるというような雰囲気すら無いのもあったことが事実でございまして、昭和伊南病院の救命救急センターの全ベッド数返上問題も、あまりにも唐突一方的であったために、それぞれに大変まあご迷惑やら苦労をおかけしたわけでございますけれども、ご承知の通りかと思えます。今後新しい県政の中でまたそれぞれの事業の促進と合意に基づいた管理運営に勤めてまいるように、私どもとしても精いっぱい努力をしていかなければならないというふうに思っております。

代わって、村井新知事に対する期待ということのご質問でございます。

昨日の議会冒頭のあいさつの中でも申し上げましたが、一にも二にも新知事は、これからの県政は81市町村そしてそこに暮らす一人ひとりの住民が地方分権のこれからの主役であると、県は元気になってもらう地域づくりのためのサポート役に徹してその任を担わさせていただくというふうに明言をされております。まさに今までの閉塞感からひとつの風穴が開けた心境でもございます。すでにいろんな取り組みも開始をされました。副知事の2人体制を始め、一部の人事も行って、新しい体制もスタートをしたわけでございます。公約の実現には多くの課題や難題も乗り越えていかなければならないでしょうし、すぐというわけにもいかない面も多々あるかと思えます。先程お話にもございましたけれども、知事は2年ぐらいたら一度評価をしてほしいと、とも言うっておられますけれども、いずれにいたしましても地域、各市町村の独自性・自主性を重ん

じる村井知事の今後の県政の展開に対処して、逆にボールは知事から市町村の方に、私どもに投げられたというふうには私は受け止めております。それだけにこれからのまちづくりは違った意味でまさに正念場であり、行政運営の責任の重大性を改めて痛感をしております。市町村間の個性・競争性も一段と厳しくなると思いますが、それだけに村井知事には田中知事の培った数々の良い面は、自らも言うておられるように、十分取り入れて配慮もしていただくことを考えていただきながら、公約の実現に努力をいただくことを多いに期待をするとともに、今後まあ知事あるいは、県当局との対話・協議の場がたいへん多く持たれるかと思えますので、率直に意見交換を行って、町の中期総合計画とふるさとづくり計画を基本とした活力ある飯島町のまちづくりに向けまして、お話のございましたそのランドデザインの実現に精いっぱいの努力を重ねていきたいというふうにご考えておるところでございます。以上申し上げて1回目のご質問に対するお答えといたします。

松下議員 これで質問を終わります。

議 長 9番 宮下覚一 議員

9番 宮下議員 それでは通告によりまして、大きく3項目について町長の考えをお聞きしたいと思います。

先ず、最初に、町の財政状況について質問をしてみたいです。

本9月定例会に昨年度の平成17年度の決算報告が上程されております。平成17年度と申しますと、言うまでもなく飯島町が自立でやっていこうと決めた最初の年でありました。国からは地方交付税をはじめとして支援も減らされ厳しい、厳しいという、言わざるを得ない財政状況の中で町長は17年度の舵取りをやってこられたのであります。庁内の機構改革をはじめとして、多方面にわたって改革を英断実行され、町長曰く、内なる改革を実行しての今日があるわけでありまして、そこで自立元年の1年間の経緯を踏まえて町長の財政的な面での所感はどうなのか、先ずお聞きしたいと思います。

次に先日、県の市町村チームでは県内市町村の財政状況を発表しました。これにつきましては前々年までの3年間の平均値をいうことであるそうでございますけれども、従来言われてきた起債制限比率、まあちょっと難しい言葉です。簡単に言わせていただきますけれども、つまり借金の比率の算定、これにまあ公営企業会計なども含めた数値をいうこととありますが、実質の借金比率、その結果が公表されたのであります。それによりますと、県内市町村の平均値は16.4%でありまして、その内町村の平均が17%ということでございます。その中で当町はと言いますと、13.9%でございます。昨日の本会議での質問にもありましたけれども、実質は14%ということでございます。これは並み居る郡下の中でも最低という数字でございまして、これは大変に健全経営ができているというふうに考えてもいいのではないかとこのように思いますがどうでしょうか。まだまだ上を見れば上があるわけでございますけれども、この数値を鑑みて、そして町の現在の財政を町長はどのように見ておられるのか、お聞きしたいと思います。

3点目であります、今お聞きしております実質公債費比率つまり借金比率についてはですね、数字が低いということは大変喜ばしいこととは思いますが、一方で単にこれ喜んでばかりはいられない、いろいろな要素が絡んでいると思われま。それは町の将来を見据えたあらゆる事業の関係に関係してくるというふうに思うわけでございます。俗に国の三位一体改革の中で、地方の税配分、地方交付税は間違いなく年々削減されているわけございまして、今後において町の財政を圧迫してくることは間違いありません。ちなみに昨年度は町では約 30,000,000 の減収というふう聞いておりますけれども、こういった中で今後不足する町の財源、この財源の確保について町長にはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

4番目、国の政府与党では、先の7月にですね地方の歳出を大幅に削減する骨太の方針2006を了承しまして、また同時に閣議決定されました。これはこれから先5年後の数値目標ということでありますので、今日現在では時期尚早かなとは思いますが、今後5年間に1兆4千300億という歳出削減を行うことなどを柱とするというような大きな改革と言われております。これから町の状況を考えますと、5年間というものは借金の返済がピークを迎えるわけございまして、大変な財政状況であることはご承知の通りでございます。これから平成19年度の予算編成を控えておることございまして、この骨太方針もそうでありまして、こういった国の動向を総合的に見て、当面の町に対する影響はどのようになるのか、町長はこれをどのように予想しておられるかをお聞きしたいと思います。

5つ目でございますけれども、今飯島町では言われて久しい地方分権時代これを担う体制のために協働のまちづくりを推進し、システム・ルールづくりについて具体的な活動の支援体制と柱になる住民自治のあり方につきまして、各四区でそれぞれ研究されているところでございます。この厳しい財政の中にあつて、厳しい中でも常に町民の住環境の充実、またよりよい地域環境は維持していかなければならないわけでございます。そうした中で毎年地域・地区、とりわけ4区からはそれぞれ町民生活に密着した数々の要望が出されているわけでございます。できることならこの要望が財政的に豊かで100%達成できれば申し分ないところでございますけれども、それは無理なことでございます。さし当たって昨年度この4区、4地区から出された陳情、また要望に対しましてどのくらいの事業が完成あるいは実施されたのかお聞きしたいと思います。

続きまして大きく2項目目でございますけれども、飯島町のこれからのまちづくりに対するあるべき姿についてお聞きしたいと思います。

先ず1点目でございますが、今年度2006年から2010年までの5年間の飯島町まちづくりの基本的な施策等の方針、また行動を示した中期総合計画がスタートいたしました。この計画は多くの町民の皆さんと行政が一体となって町の将来を考えた、英知の結集の上に計画されているというふうに思います。この計画はふるさとづくり計画を含め、確固たる目標とする町の指針である以上、この計画を完遂するため、またできるように施策を施すことは言うまでもございませぬ。が、しかし、月日の流れ、また情勢は日々変化をし、状況の流れの中では、やはり臨機応変な対応が必要だと思われるのでございます。そんな観点から私は町長にお聞きしたいのでございませぬけれども、この中期総合計画について町長はこの計画をどのように位置づけ、そしてこれから2010年までの町政の方向を、この計画と睨み合わせて、どのように進めていこうとしておられ

るのか、お答えいただきたいと思ひます。

次に2つ目でございますが、先程申し上げましたが、ぼつぼつ次年度の方向また展望を方向付ける時期にあります。常に停滞することなく常に前進あるのみの行政であつてほしいと願うものでございませぬけれども、それには中・長期計画ではどうしても長い間にひずみも出てくるとあろうと、まあ勝手ではありますけれどもそう思うのであります。新たなまちづくりに向けて、今までの内なる改革からいよいよ外に向かつての改革と捉えたときに、さて町長はこれから次年度の、次年度以降の町の事業をどういうふうと考えていくのか、町の方向をどういうふうにつけていくのか、その辺をお聞きいたします。

3つ目、企業誘致についてでございます。この件につきましては、先の3月議会でも質問をいたしました。また同僚議員からもありました。しかしあれから半年が経過をいたしまして、そして町としてもこの4月から新たな体制の組織の上に立つてこの企業誘致に日夜取り組んでおられるわけございまして、再度あえてここで質問をしたいのでございます。ご承知の通り、町にとってこの半年の間に大きな動きがございました。町長以下担当の皆さんの努力にもかかわらず、地元にある優良企業の1社が残念ながら他市への新たな拠点づくりを進めるということになったのでございます。こういう結果の原因はいろいろあり、特にその企業にとっての条件もあるわけございませぬけれども、この飯島という立地条件を含め今後の反省事項としたときに、さて町では現在どのような取り組み方をして、またこの企業誘致に対する進捗状況、その後どうなのかお聞きしたいと思います。

4番目でございますが、下水道関連でございます。いよいよ町にとって公共下水道、最後の七久保地区の工事が始まっております。町にとって農集排と併せて多額の費用を投入しての下水道事業でありますけれども、導管路また処理場の建設工事が完了の暁には、その後は維持管理をすれば良いと思っておりますけれども、これからの処理場から出る汚泥の処理に今後大きな費用がかかるというふう聞いております。その点につきまして、七久保浄化センターはこの処理方法に特殊な工法を予定しているというふう聞いております。その処理方法とその経緯、その採用するにあつての経緯についてお聞きしたいと思います。併せてこの処理方法がですね町にとって大きなメリットになるというふう聞いておりますので、大変に結構なことでございます。であるならば、町の他の施設、現在できておる施設処理場にこれが応用できないのか、その考え方についてお聞きをしたいと思ひます。

5点目、町民に対する表彰の件についてでありますけれども、今やどこでも言われております協働のまちづくりについて、その中で、まちづくりに対する町民の皆さんの自助努力に対しては、やはりそのことを認め合つて、そして敬意を表すべきだと考えます。今、町として実施している表彰規程はどうか、また表彰の実態・状況はどうか、お聞きしたいと思います。

次に3項目目でございますけれども、自立の選択をした町において、町長は平成17年度以降積極的に町民との対話を目的とした新たな取り組みを、事業を始めておられます。例えば職員の耕地担当制度の実施、町民の声・便りを受ける「いいちゃんポスト」の設置、また町長とのホット懇談会等々ありますけれども、私は決して批判とか否定的なことを言うつもりはございませぬので、誤解のないようお願いしたいと思いますけれども、こういった事業に対して町民はどのように対応しておられるのか、またこれを

利用しておられるのか、また当初の事務的、目的が達成されているのかその結果についてお聞きしたいのでございます。といいますのは町民の間でもまだこの制度・事業がですね十分理解されていないというふうに考えます。そんなことで今後有効活用してほしいという願いからありまして、この、現在の利用状況またその内容についてお聞きしたいと思います。以上1回目の質問といたします。

町長

それでは、宮下議員から、町の財政状況について、また明日の姿、新規事業等に対する成果の見解はという3つの大きな質問に対して、それぞれ個別の細部にわたってのご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず町の財政状況について、自立元年の経過を踏まえたこの町長の所感はどうかということについてでございます。ご承知のように飯島町は平成17年2月の住民意向調査の結果を踏まえて、今後も自立、持続可能なまちづくりをしていくということになったわけでございます。この間の合併議論の中で、合併をした場合と自立した場合との当町の将来像について情報を提供をして、住民の皆さんにご判断をいただくという形で進めてきた経過がございます。その自立の場合の計画が平成16年9月に策定をいたしました、多くの町民の皆さん方の公募も含めた、ご参加をいただいて、真剣に議論して作り上げていただきました「飯島町ふるさとづくり計画」というのがございます。自立が決定した昨年度の行財政運営については、先の決算認定の提案理由にもおいて申し上げたとおりでございますけれども、予算ベースではふるさとづくり計画に念頭に置いて、合併協議会との調整状況も加味した上での予算編成であり、おおむね計画通りの執行ができたというふうに思っております。

昨年度はこのふるさとづくり計画に加えて、総務省によります国によりますこの地方公共団体における行財政改革推進のための新たな指針というものが出されました。これに基づいてこれを見直す形で「飯島町集中改革プラン」というものを策定をしてお示しをしております。今後も地域分権型社会への対応、また個性豊かで活力に満ちたまちづくりへの対応、更には厳しい財政事情への対応をしていくためにも、これらの計画に基づいた改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に現在の財政状況についてであります。お示しをした平成17年度の決算状況、今議会において提出した各種資料の内容の通りでございますけれども、実質収支で黒字でありまして、一定の余剰金を有して各種財政指標も前年に比べて特別大きな変化がない状況にはありますけれども、単年度決算としては表面的にはおおむね良好な状況にあるというふうに思っております。一部お話の中にも触れてあった通りでございますけれども、なおここで表面的にはというふうに申し上げますのは、先に申し上げたそれぞれの計画に基づいて大きな行財政改革をして初めて前年度並みの水準になっているということでございます。今後の見通しを考えますと、一般財源の減少に加えて、扶助費や繰出金、公債費等の経常経費の増加が一層見込まれることから、財政の硬直化を防いで健全な財政運営を目指すためには、やはりこれら改革の更なる推進を図っていく必要がどうしてもあるんだと、いうふうに考えております。

次に具体的に交付税の減に対する財源確保との関連の問題でございます。議員ご指摘のように、地方交付税とともにその関連する臨時財政対策債を含めた地方交付税の総額の推移を見ますと、平成14年度に減少へと転じまして、以降毎年減少の一途をたどっ

ているということで、ご承知の通りでございます。平成13年度に19億円あった地方交付税総額、これが平成17年度には17億円に留まっておるといようなこと、それから一般財源が交付税のみで実に2億円減少をしている状況にあるわけでございます。これらの財源確保を何に求めていくかということのご質問でございますけれども、ふるさとづくり計画や集中改革プランにもありますように、その多くを歳入の増、つまり一部を手数料等の改定を除いて税率の改定等によってそのことを求めるということについては原則的には私としてはしない考え方でございます。したがってその財源確保には現行の制度の中で税収増となるまちづくりを念頭に置きながら、徹底した歳出の削減を一層行っていく必要があるということになります。限られた財源となれば、その限られた財源の中で最大限の努力をし、身の丈にあった行財政運営をしていく必要があるという基本的な考え方でございますけれども、そこには一層の職員とともに創意工夫、知恵を出し合っして住民のご理解ご協力もどうしてもいただかなければならないということにつながっていくわけでございます。

それから国が今年7月に発表した経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆるお話にございました骨太の方針2006でございます。これが当町への影響をどういうふうに影響するのかというご質問でございます。この方針では国はこの基本方針に基づいて3つの優先課題を掲げておるわけでございます。第一には成長力・競争力の強化、第二には財政の健全化でございます。そして第三に安心安全で柔軟かつ多様な社会の実現という形になるわけでありまして、そこで健全財政化における歳出改革による地方財政計画への影響がどうなるかという点でございます。私どももいろいろと心配をし懸念もしておる状況でございますけれども、国がいわゆる2011年度までの国の基礎的財政収支の黒字化、これはいわゆるプライマリーバランスというふうに呼ばれておりますけれども、この均衡をとるための達成するために必要とされるこの額が16兆50,000,000円というふうにされておるわけございまして、そのうちの7割を歳出削減で賄うということが出されております。このことからすれば地方財政への影響も大変大きく影響するということが予想をされます。地方交付税制度の改革および地方交付税の削減も必至であるというふうに思いますが、具体的な数値等については今明らかになっておりませんので、今後順次年末の予算編成等に向けて、その方向が見えてくるかと思っておりますけれども、大変厳しくなるということの方向は覚悟をしておりますけれども、現時点での当町への具体的な影響については今申し上げる段階資料等はございませんのでご了解をいただきたいと思います。

それから昨年度の4区あるいは一部耕地も含めてでございますけれども、要望事項の実施状況、いろいろと出されております。大きく建設関係と土地改良、農林関係についてご報告を申し上げておきたいと思っておりますけれども、先ず建設関係につきましては道路橋梁費110,000,000円の中で主に堂前線、北上の原線のこの幹線道路改良を実施してきたところでございますが、道路改良要望78箇所に対しまして11箇所を実施して14.1%、それから道路の舗装関係の要望では68箇所に対しまして7箇所を実施して10.3%、道路補修要望につきましては、まあ手直しの部分が主になりますけれども、153箇所に対しまして49箇所を実施して32%の実施率というふうに報告を受けております。また17年度は自立元年ということで、特に地元とともに協働のまちづくりを一緒になってやっていただくということのために、特に原材料支給という事業に力を

入れて、予算の面でもご覧いただいておりますけれども、要望に対しては100%これを支給して、住民の地域の皆さんと共に実施をしていただいております、少ない予算で有効な投資ができておるといふふうに認識をいたしております。

また町の事業予算以外にもすね直轄等による、飯田国道工事事務所等による伊南バイパスの建設事業等あるいはその関連、それから用地補償等について総額で500,000,000円という計上をいただきました。更にまた今後も上積みをお願いしておるわけですが、そうしたこと。それから河川砂防関係では、天竜川上流の工事事務所の関係で与田切川・中田切川の砂防林事業を中心に、1,260,000,000円という計上をいただいて事業を実施していただいております。既にご覧いただいた第6砂防ダムにつきましては、大変まあ大きな効果をもって昨年度終了しておるところでございます。このほかの国の直轄の治山事業も含めて、あるいはまた県営の伊那建設事務所関係の国道道改良あるいは災害復旧事業等でも1,150,000,000円というような、町費以外の事業費というもの、大変巨額の事業費を町内のインフラ整備に投入をしていただいております。今後は、今後につきましても非常に町の財政厳しい中で、できる限りの対応をまいりたいと思っておりますけれども、一方で国県関係の事業を一層促進していただくことも、安全安心なまちづくりのために大変大きく役割を果たしていくこととなりますので、今後とも積極的に要望活動をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、一方でまた土地改良事業の問題で、具体的に特に農地・用水路等が多いわけでありまして、地元の区あるいは耕地も含めまして、管理の用水路等の補修整備の要望につきましては、区長総代会等での事業説明に基づきまして、地元施行による事業補助あるいは現物支給による事業として、この6月までに55件の申請を受付をいたしまして、現地調査等を行って、緊急度の高いところから優先的に採択することにして、現在は要望箇所に対して90%に当たる要望の50箇所について、地元施行の工事が昨年実施をされて以来、実施をされておるところでございます。

次のご質問でございます、町の明日の姿に関して、まず中期総合計画に位置付ける町長の考え方でございます。

後期の中期総合計画につきましては、2001年から2010年までの第4次町の総合計画の長期構想に基づいた、この後期5年間のまちづくりの基本政策を体系的に位置づけておるものでございまして、協働のまちづくり等の一つには人口増活性化対策を最重点に掲げて位置付けて計画を策定してございます。中期総合計画につきましては、持続可能な活力あるまちづくり、希望の持てるまちづくりそれから住民主体のまちづくりを目標に取り組みをしておるわけですが、これまで以上に住民参加によるまちづくりが必要というふうに考えております。この計画の趣旨に基づきまして町民の皆さんの理解をいただくと共に、協力を得る中で現在進めております。そのために具体的に今後まちづくり推進事業の補助金を活用いたしまして、住環境の整備それから緑化・美化の推進の問題、生涯学習の推進の問題、それから子育て支援、健康づくり推進、安全安心な地域づくりの推進、地域作り委員会の仕組みづくりあるいはこの設立というまあ大きく協働のまちづくり事業として進めていく考えでございまして、人口増活性化のもう一つの柱としては、国土交通省の都市再生整備計画事業の活用によりまして、中期総合計画で予定しております高齢者等あるいは交通弱者の交通手段の確保、これは具体的

には巡回バスという事業になるわけでございます。これらの事業。それから防災のまちづくり、国道153号伊南バイパスの流入交通対策の事業、それから地域コミュニティー活性化を事業化するよう、現在国と協議を進めておる段階でございまして、平成19年度から順次着手をまいりたいと思っております。今後実施計画の策定の中でその年度別・事業別の計画を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

なお、お話にございましたこの中期総合計画、ふるさとづくり計画、これは決してコンクリートされておるものではないわけですが、国県の次の政治の状況あるいはまた経済の全般の状況等を総合的に判断をして、弾力性を持って対処していくことは当然であるというふうに思っておるところでございます。

次に、次年度に向かつての事業に対する考察をどういふふうに考えておるかということでございます。国は地方分権時代に対応した自治体の構築を図るために、行財政基盤の強化を目指して、いわゆる三位一体の改革などによる一層の自治体への行財政改革を求めてきております。町では新しい自立する自治体を目指して、身の丈にあった行財政運営をしていくために、住民との協働のまちづくりということを基本として目指しておるわけですが、これからまあ19年度の予算編成に向いまして、実施計画の策定あるいは予算編成となるわけですが、全体の地域総合計画の推進とともに、集中改革プラン等の基本計画を中心にして、つど見直しを図りながら少子化社会、高齢化社会等への対応の事業を厳選をして取り組んでまいりたいという基本的な考え方でございます。

それから次のご質問でございます、企業誘致の取り組み方、まあ財源確保の問題も含めてそして活性化のまちづくりも含めてのその進捗状況ということでございます。

お話にございましたように、また再三申し上げておりますように、この企業誘致・導入、それから企業立地というもの、これは中期総合計画の中で最重要課題の一つとして捉えておられて、いろいろと現在努力を重ねておるところでございます。ご承知のように、いろいろな市町村、各市町村でそうしたことが今進められておられて、誘致競争というもの、それが一段と激化しておるのが現状でございます。町は町の良いいろんな環境や水や、まあ一部労働力の問題も検討しながらのこのセールスポイントというものを十分に配慮して、やはり他の、特に市あたりとの競争性が求められますけれども、そうしたものを有利な面をPRしながら、できるだけまあ、いかに安い土地価格で提供できるかというようなことで、現在その競争に勝つために最善の努力をしておるところでございます。その辺のところ、それが今後の誘致の各町村のポイントになるんではないかというふうに思っておりますが、懸案でございました久根平の工業団地、県下屈指の醸造工場としての内堀醸造がこの第1期工事を終えて、10月にオープンをして、大いに期待をしておるところでございます。

一方でまたお話にございましたように、町内の優良企業の一部が拠点をお隣に移すというようなこともございました。ただまあ今までのいろいろなお話しの中で、だいたい方向づけをしていただいておりますのは、今の施設はそのまま残して継続経営をしていただくというような方向も出されておりますので、今後更にそのことをお願いして詰めてまいりますが、そうしたような問題。それから更に引き続き、今後とも新たな企業誘致をするための、現在、用地の確保の検討、それから並行して企業訪問等に向けて、体制を整備を行っておるところでございますので、今後の推移をひとつ見守って

ただきながら、また必要に応じて情報等提供して、ご理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから次に下水道等における汚泥の処理の現状、これもまあ今後の財政問題と環境問題とも絡んで大変大きな重要な課題であるという風に捉えております。現在の処理の状況それからお話にございました新しい汚泥の減量化方式というものを導入して、七久保の浄化センターで今検討をして、導入を進めて今考えております。これらの内容につきましては担当課長の方から補足して申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、町のいわゆる町表彰、町民に対する表彰の規程とこの実績の問題でございますけれども、ご承知のとおり、町の表彰関係につきましては、地方自治の振興に優れた功績のあった方々をはじめとして、行政の推進あるいは産業の開発、教育の振興、学術・芸術・体育その他文化の向上等いろいろな面で町の進展のために顕著な功績をいただいた方々に対して、あるいはまた団体に対して表彰する制度があるわけでございまして、現在の表彰規則の基本に基づいて実施をしておるわけでございます。基本的には原則として65歳以上の個人、または団体での善行・功績に対してより多く広くの方々を表彰できるようにしておる内容でございます。候補者等の推薦にあたっては各区からもご協力をいただきまして、町の表彰審査会において慎重な審査を経て、表彰状あるいは感謝状の贈呈をもって表彰とすることで、これまでも実施をまいりました。現在のところ51年以降この制度発足以来、延べで188人の個人・団体に対して表彰を、あるいはまた町へ貴重な浄財等をご寄付をいただいた85の個人・団体に対して、感謝状というものを交付してまいりました。本年この秋の飯島町発足50周年の記念式典にあたりまして、今年度の表彰を行うよう現在準備を進めておるところでございます。

最後のご質問であります新規事業、新しい取り組みの中で進めております耕地担当制度、あるいはいいちゃんポスト、町長への手紙、その他町民の皆さんと直接ふれあう、一つの行政体制作りということで進めてまいりました。いろいろ評価もあると思いき、また私なりにも考えておるところもいろいろありますけれども、まだまだ確におっしゃるような、町民の皆さん方の受け止め方が浸透をしていないということが多くあるというふうには私も思っておりますので、今後更にまた、このことを繰り返し繰り返し住民の皆さん方に啓発をして、身近な行政として感じていただけるような努力を重ねていかなければならないというふうに思っております。それぞれの評価につきましては、いろいろ個人的な問題から始まって、町の要望、それから改善、それから、すぐできるものできないもの、いろいろ多岐にわたっておるわけでございまして、昨日も三浦議員のご質問にもありましたけれども、そうしたことを踏まえて今後更に、こうしたことを重ねてやっていくことに対する住民の理解と信頼関係というものが生まれてくるんだろうと思います。一層にこのことを啓発と共に努力をして、続けていきたいというふうに考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思いき。

以上少し長くなりましたけれども、お答えとさせていただきます。

それでは下水道の汚泥処理の現状でございますけれども、15年度の汚泥量でございますけれども、公共下水道の飯島処理区につきましては219トンでございます。農業集落排水の3地区につきましては53トンであります。処理場の維持管理につきまして

は、汚泥処理費の割合は、公共下水道の飯島処理区で40%、農業集落排水の3地区で64%でありまして、汚泥処理費の削減が処理費の維持管理費の削減になるところいうことでございます。また処理場への流入水も汚泥の発生量に影響しまして、飯島浄化センターで流入が年々増加しております。つなぎ込み率の状況によりまして、今飯島処理区につきましては58%、農業集落排水の3地区では74%が今「つなぎ込み」になっております。こういう状況の中で発生汚泥量の増加・増大を予想されます。このような状況でありますので、今後の運営でありますけれども、第一に家庭の適正な下水使用に心がけてもらうのが、先ず第一でございますけれども。

第二に汚泥の発生量の減量ということでございまして、この減量化につきましては、今年度から七久保浄化センターにつきまして、汚泥の減量化施設の導入を計画しているところでございます。この減量化の施設でございますけれども、今普通でございますけれども汚水が水槽の中に入りますけれども、その水槽の中、回流する中で、バクテリアの死骸が要するにその汚泥となるということでございまして。その汚泥を今回の減量化する施設につきましては、その汚泥をもう一度吸い上げて、その汚泥をバクテリアを倍増しまして、元に戻して、水槽の中でもう1回、回流することによってその死骸を少なくすると、こういう施設でございます。そういう施設を今後各施設についても研究をして導入を考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

宮下議員

それでは2回目の質問をいたします。それぞれお答えをいただきましたけれども、まず財政問題でございますが、現状は良、優までいかない良ということでございまして。先程申し上げましたこの借金の比率につきましてですけれども、低いという大変喜ばしいという表現もいたしましたけれども、この比率は財政の一面を示すものであって、これのみで財政状況を計れるものではないということでございまして。また一方の見方をすれば、この指標は大きな事業を行ったり、さまざまに精力的に事業を進めた自治体ほど数値が高くなるということでございまして。裏返せば何にもしない自治体は低いというふうになるわけでございまして。それを考えますと、必ずしもこれでいいものか、いうことでございまして。まあしたがって町でもこれから今まで以上に福祉、教育、子育て支援等々、今答弁にございましたように、これから事業をやっつけていかなきゃいかん、そういった中でですね、財源確保が非常に難しい、重要であるわけでございまして。町長は税率の改正は考えていないと、それから徹底した経費の削減をすると、それから他の税収増を期待するというところでございましたけれども、やはりこの削減という問題はですね、なかなか限度があると思うんです。まあ17年度でもですね職員削減によって臨時職員が増えるというような状況もございまして。そんなことで経費削減それから税収、一般の税収これを期待することは非常に今後においては難しい状況であろうというふうに思いき。

そこでどうするかということになってくると思うんですけれども、ある程度はですね、やはり町民の皆さんの負担、それを考えていかなければならない時期かなというふうに思いきけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから中期総合計画の位置づけ、この位置づけという意味合いが、ちょっとまあ質問が難しいわけでございまして、この計画につきましては先程言いましたように、多くの町民の皆さんと、それから審議会そして各分科会、まあ総意の集大成であるわけ

建設水道課長

でございますので、これは町のこれからの基本的な柱になることは間違いございません。それゆえに町長はこの計画書どおりに行政を進めていくのかどうかということをお聞きしたいのであります。つまりこの計画書どおり行政するということはですね、いくなれば町長の個人の特徴、まあいくなれば高坂カラーが見えてこない、まあ町長はどうしてもこういうことをやりたいんだということ、あるいはこういう計画であるけれども、こういう方向にもっていきたいんだという、そういった町長自身の計画というか思いをですね、打ち出してもらいたいというのが多くの町民の皆さんの願いとして聞こえてまいります。こういった総合計画というのはですね、一種の理想郷でありまして、この計画通りにすればいいということは分かりますけれども、それは全部は賄いきれない。まあそういった中で町長個人がですね、やはり自分として町長としても少し何らかの特徴を出してもらいたい、そんな願いから町長の所感をお聞きしたいと思うわけでございます。

企業誘致の関係でございますけれども、この問題を再度取り上げましたのは、今日の経済動向を見たときにですね、一部以外は地方も含めて全体的に景気が上向き、好景気の下に、企業の設備投資が今盛んに行われているというふう聞いております。前年比16%増の過去最高の設備投資が行われているということでございまして、今がこの企業誘致の絶好のチャンスであるというふうに思うわけでございます。特に最近、近隣の市・町におかれましては、大手〇〇企業と土地・用地の売買契約が成立したというふうに報道されることにですね、非常に寂しさを感じるわけでございます。双方とも企業誘致の担当部署を設置しての取り組みの成果であると強調されております。それについては町でも負けないほど真剣にやっておられるというふうには思いますけれども、その中でそれでは飯島町では他の市・町と比べて何が劣るのか、先程町長いくらか答弁ございましたけれども、まあこの足りないものについて、今まで数多くの企業と折衝されてきたというふうに思います。そうした中で公表できることがありましたらお答えいただきたいと思っております。

まあ単純に考えますと飯島町では町であって〇〇市ではない、また道路状況と併せてですねインターが無い、また働き手、人口が少ない、先程町長も言いましたけれども人口が少ない等々そんな思い当たることは再三言ってまいりました。しかし逆にですね、それじゃ飯島町の魅力は何かと思ったときに、答弁にもございましたけれども、やはり気候風土、景観、環境を考えて、もう一つは何といても水であろうと思うのであります。この、きれいな水、おいしい水、豊かな水、かつては養命酒さんもそうでありました。また今回の内堀醸造さんも水が条件で誘致できたというふうに思います。環境と水、これは大きなセールスポイントであろうというふうに思いますので、この辺を含めてですねこれからの企業誘致に是非ご尽力をいただきたいというふうに思うわけでございます。町長の考えをもう一度お願いをいたします。

それから処理場の問題でございますけれども、今答弁にございました。まあ今後において、他の処理場へもこれを採用するような形で考えているということでございますけれども、この費用対効果についてですね、まあいいことはわかりますけれど、この費用に対する処理費との関係その辺についてはどんな状況になるのかその辺をお答えいただきたいと思っております。

それから、それに付随してですね、この処理費がこれからうんと掛かるということで

ございます。その辺を要するに加入者の負担だけで賄っていけるものか、一般会計からの繰り出しが増えるのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。以上2回目といたします。

町 長

再質問をいただきまして、いくつかの点についてお答えをさせていただきたいと思っております。今後の行財政、特に財政運営の中で財源確保をしながら、如何に住民要望にこたえていかなければならないか、こういうことの中で厳しい状況で、どういうふうにかのふるさとづくり計画に沿った行政運営ができるのかどうかということに懸かってくるわけでありまして。お話にございましたように、基本的には町の行財政計画の一番の指針であります、町民の皆さん方にご理解をいただいた、そして選択をいただいた計画でございますので、これを基本に進めていかなければならないということでありまして、ただそれにはさっきも申しましたように、いろいろと国の状況経済の状況、勘案しながら、弾力的な考え方でもって臨まなければならないということでもございまして、既にまあ負担とサービスの問題等につきましても、子育て支援やあるいはまた福祉医療費等の問題についても、そうした考え方を平成18年度予算の中では一部、入れさせていただいたところでありまして。したがって税負担以外に、税は何としてもこれは住民の皆さん方の一番のこれは基本的な財源でございますので、このことを苦しいからといって安易に税率等改正して引き上げるといことは、ここに地域に住む者としての一つの実感としては避けて通りたい、避けたいというのが第一義でございます。で今後はやはり当然、住民の皆さん方にいろんな面で負担を、協働のまちづくりの中で、汗をかいていただかなきゃならないということが、お願いしてまいりますけれども、更にお願ひしていかなければなりませんけれども、今までの繰り返しになりますけれども、一律的な、ばら蒔きの補助なり支援というものは、もう一切やめていきたいというふうに考えております。そうした方達については是非ひとつ汗と義務を果たしていただいて、真に光を手を当てて差し伸べていかなければならないところへこの財源充当をしながら、全体として、住民の負担をお互いにカバーをしていただくと、こういう考え方での住民負担につなげていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それからまあ総合計画にしろ、ふるさとづくり計画にしろ、計画があるのですべてそれだけで、ただそのコントロールをしていくだけということでは、これは行財政の運営というものは成り立ちませんので、常にその動向・情勢というものを判断しながら、まあ高坂カラーと申しますか、町長カラーを是非出してということでもございまして、やはりこれは、皆で決めて皆で確認を合した、一つの町の最大の最高の指針でございますから、これに背いた形でそのカラーを出して行くというわけにはまいりません。したがってそれぞれの時期折々の経過・動向を見ながら、できるだけ、特にまあ財源の問題とも絡んでまいりますので、そうした枠の中での精一杯の高坂カラーを出していきたいというふうに、今後とも予算編成、行政運営含めてですね、考えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから企業誘致、お話のとおりでございまして、今が絶好のタイミングであるからというような、こんなあの企業側としては短編的なものではないと思っております。十分に国際的な視野も含めた中での長期スタンスの中で、企業というものは立地をしていくことになるわけでございまして、ただ全体のこの経済の流れとしては、今がやっぱり

仕込まなきゃならない一番の大切な時期であるということ、昨年一昨年あたりから考えておまして、今ひとつずつやって、ひとつずつというか、いろんな複数も含めてやっておるところでございます。少し先程申し上げた手法に加えて、担当課長の方からお答えできる範囲内で、今の考え方をちょっと補足してまた今申し上げますけれども、いずれにしても競争でございます。その地域地域のいろんなセールスポイント、それからデメリットというようなものもあるわけでございますけれども、いろいろ今度、移転する企業等のお話も、再三まあここ2年間ぐらいに渡って折衝、お願いを重ねてきたところで強く感じたのは、やはりこの企業が、特にまあ中堅・大手が進出してくる場合にはこの市というイメージ、非常にこれは考え方申し上げ方によっては語弊が出るかもしれませんが、この立地のイメージというのは、市というイメージが、いろんなこの、特に国際感覚の中でやっていく場合には、ものを言う要素であるということ、もう如実に聞かされた経過もございました。それから当然のことながら道路環境それから住宅環境等の問題、それから雇用の見込めるのかどうかというような問題、加えて環境問題とかそれから適地が、特に優良農地を大々的に多くの面積を割くというわけには、それぞれの市町村の立地条件ございますので、いけない部分もあるわけございまして、そうした面で比較的平らな環境に恵まれた林地というようなものもあるところも、やはり強いのかなというようなことも実感として受け止めておる現状でございますけれども、やはり飯島は飯島の、今お話にございましたように、環境問題から水から含めての良い面も多々あると思いますので、必ずやそういう面でのメリットの方を優先していただける企業も、いろいろと今やっておりますけれども、あるというふうに確信しておりますので、今後精一杯努力をして進めてまいりたいと思います。

下水の汚泥の費用対効果の問題、当然のことございまして、その上に立っているいろいろ検討をしておるわけでございますので、担当課長の方からまた報告して申し上げたいと思います。

産業振興課長

それでは私の方から企業誘致等に対します現在の状況、また考え方等につきまして補足をさせていただきたいと思っております。議員のご質問のように、本年度から体制の整備という形の中で、企業誘致の事務とそれから土地開発公社ということが、私共、産業振興課にまいるまして、企業振興に併せて一体的に取り組んでいくということで体制作りがされたわけでございます。その中で一つ大きな動きといいますか、につきましては、ご存じのとおり、今までは久根平の工場団地をどういうふうに処分するかという形の中で、企業に来ていただく用地があったわけでございますけれども、内堀醸造さんの誘致に伴いまして、久根平の工場団地につきましては、ほぼ完売状態にあるという形になったわけでございます。そこで新たに求められることといたしまして、企業を誘致していく上では、その対象用地の確保というものがされておらなければ、誘致活動に回っていても具体化したときに困るという形になってきておるわけございまして、この点につきましては理事者、また土地開発公社の理事長、また理事の皆さんのお考えの中でも出ておるわけでございますけれども、やはり新たな工場の誘致の対象地をどういうふうにしていくかというのが大きい課題であるわけでございます。そこで現在の段階では私共町内の適地というものをいくつかリストいたしまして、地権者の皆さんの理解をいただくというところに着手をいたしているところでございます。これは一朝一夕にすぐ結論が

出るということではないわけですが、先ず説明をしてご理解を得るところから始めて、対象地を絞り込みたいということで進めております。まあこれにつきましては、町内、適地を見てみますとですね、町長の方から説明にもありましたけれども、里山のようなところですね、の対象地というものは飯島の中には非常にもう絞られておまして、ほとんど無いと、いう形になりますと勢い農地の方に絞って進めざるを得ないという状況にありまして、こちら辺のところにつきましても、ひとつ厳しい状況ではあるということがあると思います。そんな形の中で今そのところを進めているということでありますけれども、これと併せまして、このところ一部は並行しておるわけですが、企業の誘致という活動についても少しずつ進めているということで、すけれども、現在の段階ではどういう内容というところまで報告する段階に至っていないということでございます。また更に本年度からこの誘致に対する制度というものを整備をいたしまして、これにつきましての条件整備ということについて既にご報告をしておると思っております。ただ厳しいのはですね、環境と水という確かにこの二つが売りですが、議員の挙げられましたその前の課題ですね、こちら辺が企業としては非常に注目をしているという状況でありますので、こちら辺のところをどう理解を得ていくかというところに、非常に誘致の中のネックがあるなというふうに考えております。いずれにいたしましても、今言うところをできるだけ早く詰めてですね、自立のまちづくりの最重要課題であります企業誘致、このものに対して積極的に進め、結論を見出ししていきたいというふうに考えて進めておりますのでよろしくお願いたします。

建設水道課長

汚泥の費用対効果でございますけれども、この減量施設を設置することによりまして、汚泥が80%ぐらい減量をされるということでございます。それで一応いろいろのバイオとかそういうことがありますので、5割ぐらい経費が削減されるというように云われております。また経費でございますけれども、今のところ人件費と借入れの償還、このものを除いては今トコトンの使用料で維持管理ができていますと、こういうことに試算ができておりますので、今後それを管理の運営を良くすれば若干のプラスになっていくというふうに考えております。

宮下議員

ここに農業委員長さんもおられますので、農地の保全・確保についてはですね非常に言いにくいわけでございますけれども、企業誘致という観点からするとですね、私も、農地が潰されるのかなというふうには思います。今の答弁によりますと、企業が来るといっても土地がない、これじゃ話にならないわけでございます。われわれは常に誘致誘致ということしか言っておりませんでしたけれども、この土地の確保をしてもらわんことには話が進まないということは事実でございます。この土地確保の目安、できるだけ早くしてもらって、正常な企業誘致をしてもらいたい。そういうふうに思います。この見直しについても一度答弁をお願いします。

町長

飯島町のこの土地の町の状況から考えまして、勢い今後の、まあ小さい、ごく小さい企業のごことはまた別にいたしますけれども、中堅から少し規模の大きい町の財政につながるような企業導入ということになりますと、勢いこの立地条件からいって農地を一つのターゲットにしていかなければならないというふうに私も思っております。そこには

やはり事前にいろいろそういう考え方を示しながら、いくつかの適地・候補地を挙げて、その所有者・地域・それから農業団体、まあ農業委員会も含めてですね、農振の補填の問題も当然出てまいりますので、合意形成の上で、あるいはまた排水の問題も出てまいりますので、基本的には町の一部の農地を、そこに提供していただくような方向の中で、企業誘致は進めていかざるを得ないんだということは、もう当然に考えておるのでよろしくひとつお願いいたします。

宮下議員

質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前11時 5分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 森岡一雄 議員

5番

森岡議員

通告に従いまして一般質問を行います。

9月は議決決算とも言われております。議員にとっては前年度の会計の決算を審査し、行政効果を評価し、その結果が次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力する場です。そこで今回の一般質問では何点か課題を提起し、検討と対応を求めたいと思います。

さて本年は自立し持続発展可能なまちづくりを目指して、当初の最初の予算が立てられ、現在6カ月を経過しようとしております。町長は予算編成にあたり、ふるさとづくり計画に基づく行財政改革の継続を進める予算として総人件費の削減や、行政経費の削減、事務事業の見直しを挙げています。ふるさとづくり計画では職員については135人の職員を10年で100人体制にするとしています。16年度を起点といたしまして本年は3年目であり、9人削減されました。そして財政的効果についても表彰されておりこれ評価するものであります。

さてそこでたまたま昨日出されました補正予算の中で、職員の時間外勤務の実態を垣間見ました。各課において時間外勤務の実態があります。特に総務・民生・農林費の関係に多く出ておりました。原因は特殊事情もあるようですが、経常的な恒常的な業務量によるものが多いとのことでもあります。人員削減の影響と受け止めますがいかがでしょうか。削減計画では方策として事務事業の削減や臨職・パートへの移行、外部委託を挙げておりますが、受け皿なしに簡単に事務事業の削減はできません。また事務事業の削減は行政機能や住民サービスの低下を招くことが懸念されます。削減による業務への影響、また削減に伴う諸課題をどのように捉えていますかお伺いをいたします。

次に子育て支援、少子対策についてお聞きをいたします。

本年3月に策定された中期総合計画の中で、重点戦略として人口増活性化対策を挙げ、施策の複合実施と出生や転入による人口増を基本方針として、重点施策のひとつに子育て

支援を位置づけられております。それを受けて本年度の予算では重点施策として子育て支援事業が盛り込まれました。保育料の軽減、乳幼児医療費の無料化、小学3年終了までの拡大、放課後児童クラブの運営日数の増加、不妊治療助成事業の上乗せ補助、児童手当の制度改正による小学終了まで支給の拡大など盛り込まれ、子育て支援の意欲が窺われます。また昨年3月には、従来の子ども健やかプラン、すなわち飯島町児童育成計画を発展させ、飯島町全体で健やかな次代が育つ環境づくりをさらに推進するため、次代育成支援対策飯島行動計画が策定されました。内容は健やかに子どもを育むことを基本理念として、子育て世代への支援と子どもの健やかな成長への支援など、親と子両面にわたっての支援が、数値目標をもって示されております。私は子育て支援や少子高齢化対策で重要なことは、施策については総合的また複合的にそしてそれを継続性をもって実施してこそ効果が上がると考えております。本年度は国の制度改革など施策の進展もあって、子育て支援のメニューも多く、重要施策として挙げられましたが、子育て支援は来年以降も重要な課題であります。子育て支援のため内容のある立派な行動計画が策定されましたが、行動計画の実現に向けてどのように考えているか、また厳しい財政運営の中でどのようにして町の独自性を出すことができるかお伺いをいたします。

さて次に、環境に優しいまちづくりといたしまして、環境対策についてお聞きをいたします。

飯島町の基本構想で、まちづくりの将来像として、「みんなでつくる自然豊かなふれあいの町飯島」とあります。これは飯島町が基本構想として目指す姿を端的に表したものであります。すなわち、「みんなでつくる」とは協働のまちづくりであり、「ふれあいの町」とは交流・コミュニティーまた福祉などが挙げられると思います。「自然豊かな」とは自然を守る、大切にする、自然と共生するなど判断をいたします。このたびの中期総合計画では、自立のまちづくりを目指す故、この標語の「みんなでつくる」と「ふれあいの町」が強調され、協働のまちづくりと人口増活性化対策が重点戦略とされました。標語の中央にある「自然豊かな」が取り残された感がしないわけでもありませんが、いかがでしょうか。

さてそのようなわけで基本構想の中では、きちんと位置付けられている環境対策であります。このたびの中期計画の中で、環境対策としては新たに生活環境対策が加えられました。生活様式の変化に伴う生活雑排水による水質の悪化や生活型環境問題も大きくなっており、時宜を得た施策と考えます。

さて一方では今年の新規事業として、てんぷら廃油を利用した粉石鹸製造機が導入され、民間団体に活用され始めました。また農業面においては、1,000ha自然共生農場づくりを掲げ、農産物の生産と自然環境保全を一体的にとらえ、環境にやさしい農業として、ボカシを使った自然共生栽培を進めております。さらに環境衛生自治会の活動や、大きくとらえれば景観形成基本計画や、さわやか環境保全条例など環境に対する取り組みが行われているところでもあります。しかしこれらは個々の取り組みであります。環境対策は点の活動で開けるものではありません。町民全体の課題として運動の展開を望むところでもあります。そこで町民全体の課題として取り組めるよう、先ず、役場庁舎内の連携調整はできないかお尋ねをいたします。

最後に住民基本台帳カードの利活用についてお伺いをいたします。

住民基本台帳のネットワーク化については、賛否両論ありました。特に長野県では前知

事が消極的でありました。住基ネットの目的はIT社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減や住民サービスの向上と、また国や地方の行政改革のために、平成11年に住民基本台帳法の改正が行われ、住民票の記載事項として新たに住民コードが加えられ、この住民コードをもとに行政機関に対する本人確認や市町村を超えた住民基本台帳に関する事務処理が行われるよう、全国ネットワークを図った経緯があります。また住民基本台帳ネットワークシステム第2次サービスとして、平成15年8月15日から希望者には町から住民基本台帳カードが交付されるようになりました。そこで発行状況と利用内容について伺います。以上質問をいたします。

町 長

それでは森岡議員から、当面する行財政運営について、特に4点の課題についてご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきますと思います。

まず職員の削減と業務への影響、特に削減に伴うこの課題を、捉え方をどのように考えておるかということについてでございます。お話にございましたように飯島町ふるさとづくり計画において、平成27年度を計画目標にして、正規職員を全職種を合わせて100人体制をするということで、ふるさとづくり計画がスタートをしておるわけでございます。この削減計画は現職員数の約25%、この職員数を減ずるものでございまして、減員と補充を抑制した計画的な職員採用を行いながら、削減実施をしまいる計画でございます。この計画は、現在の職員構成が極めて年齢構成等、隔たった偏った構成となっております。その是正も兼ねて推進をしていくことによって、財政に占めるこの割合の大きな人件費というものをできるだけ抑えて、持続可能な財政基盤を確立していくと、そのためには是非必要というふうに考えておまして、現在進めておるわけでございまして、この10年目標よりも少し早く今この方向が進んでおるという状況でございます。

そこで、ご質問のございました、この削減計画を実施をしていく上で必要なその方策といたしまして、当然のことですけれども、これは職員が常に意識改革を進めることに努めながら、一つとしては職員が各自分の持ち場持ち場、仕事のエリアというものに限らず、こだわらず、基本的にはそういうことでありますけれども、必要に応じてそのそれぞれの業務のエリアというものを越えて、協力体制をとって、そして仕事を支え合いながら、すなわち、ある特定の人には常に残業をこのしわ寄せがいくというようなこと、また一方の特定な人はいつも定時に退庁というようなことでなくてですね、できるだけそうしたことが無いように、仕事の支え合いをしながらしていくということも、ひとつのこれは職員に協力を求めて今進めておるわけでございますし、当然この前提には人事管理というものも当然理事者の責任として公正適正にしていかなければならないというふうにも考えておるわけでございます。またひとつには職員自らがこの仕事に知恵と創意工夫を凝らして常に効率の良い能率的な仕事を進めていってほしいということ。また行政全般の事務の見直し等によって事務事業を削減して、ひとつにはまた外部委託等も重ねて考えていく必要もあるというようなこと。それからお話にもございましたが、この一般職員の対応の他に、最小限必要な事務事業はやはり臨時職員やパートの職員というものも置いていかないとこれは仕事というものは回ってまいりません。したがって補正でも一部お願いしたわけでございます。特殊事情もございまして、突発的な事業もございまして。全体としては人件費を抑制をしながら、そうした補充のことも考えていく

必要があるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、それからそうしたこの事務事業の見直しに含めて、既に実施を始めておりますけれども、公共施設の管理等につきましましては、今度新しい制度であります指定管理者制度への移行、外部委託というものも当然考えて、事務をスリム化していかないとやはり限られた職員の中ではこれが回っていかないとということでございますので、今後とも更にそうした観点の中で進めてまいりたいと思います。

そして事務の共同処理、これもまあ広域行政、広域連合、伊南行政含めてそうでございますけれども、この広域行政化を進めていくというような、そうしたことが今この職員を削減をしていく上での課題として考えられておる部分でございます。当然にこれらを更に進めるためには、住民の皆さん側の立場に立っていただいても、やはり自助、共助、公助ということの基本にこの協力、住民の皆さんの協力がどうしても不可欠であるというふうに思っておりますし、より強力な協働のまちづくりを進めるためにも是非ご理解をいただきたいというふうに思っております。

今大変厳しい社会情勢の中で、人口規模が小さい、税収の少ない当町のような規模の自治体にとって、この地方分権時代に対応した持続可能なこの自立し得る自治体の構築を図るために、より多くの皆さん方に主体的に自発的にこの行政参加を切にお願いをして、一緒になってまちづくりをしていっていただきたいと、これが協働のまちづくりの基本でございます。是非ひとつご理解ご協力をいただきたいと思っております。

次に子育て、少子化対策についての関連しての子育て問題ございまして、支援に対する基本的な考え方はどうかということでございますが、子育て支援につきましましては、今年度予算でもいろいろと出来うる対応をしておるところでございますけれども、やはり子供が豊かな心と主体的に生きていくたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりというものも、行政も一緒になって次世代の育成支援対策、この飯島町の行動計画に基づいて、住民、地域、それから企業、そして行政もサポートして一緒になって進めていく必要があるということで、現在もこれからも捉えて進めていく必要があるということが、これは当然な基本的な考え方であるわけでございますけれども、そこでご質問のございましたこの次世代育成支援対策の飯島町の行動計画の推進でございます。具体的にこの計画はこれまで行ってきたさまざまな少子化対策に加えまして、地域全体で健全な次代が育つ環境作りというものを更に推進するために、昨年の3月に策定をいたしました。現在この計画の実現に向けて、各種の子育て支援のための施策を積極的に、できる限りの実施をしておるところでございます。この中で特に子育て、地域の子育て支援センター、只今建設中の飯島東部保育園に併設をいたしまして、来年の4月の開所に向けて作業・準備を進めておるわけでございますけれども、できれば、と申しますか、そのように指示をしてございますけれども、この年度内10月以降でもって仮開所という形の中で、試行を含めた形で一部オープンをしていきたいと、そして試行をしているんな問題・課題をそこで捉えて正式な4月発足に向けて人員体制等も含めてですね今準備をしておりますので、ご理解をいただいて、またいろいろとその中でお感じになった点等も含めてひとつ議論をしまいたいと思っております。そしてこの行動計画この進捗状況も点検を常にしたり、それから措置に対する一般の保護者はじめ住民のその他のご意見、これも是非いただいて、円滑な推進への提言をいただいて、この地域協議会について全体として所掌事務を掌握して検討をして、次世代育成を住民

それから関係企業、団体と共同して推進するための、いい形、町に合った形での子育て支援の拠点として、設置に向けて今検討を進めてまいりますので、是非ひとつご理解とご協力をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

また子育て支援に関連して、この厳しい財政難の中で、町独自のカラーは出せるのかどうかということでございますけれども、大変まあ厳しい状況にはあるわけでございますけれども、予算等でもお願いしてまいりましたけれども、町独自の少子化対策といたしましては、今年度から福祉医療費の支給対象年齢を小学校3年生まで引き上げたというようなこと。それからまた7月からは第2子以降の保育料につきまして、徴収基準の3分の1を軽減してございます。これもまあ予算編成等を含めていち早くその判断をして対応をした部分ではあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今後とも子育て支援につきましては職員の資質の向上に努めながら、関係者との連携を密にして保育の相談や指導などのきめ細かい部分に対応してまいりたいと思います。できるだけまた予算・財政とも十分睨み合わせながら、独自のカラーが出せるような努力をしていかなければならないということは当然であると思います。そのことが町の人口増そして活力のある地域づくりに必ずや、つながっていくというふうに確信をいたしております。

それから次のご質問の環境の優しい町づくりということに関連して、この連携の中で環境問題の連携の中で総合的な機関を持つことを検討したらどうかと、できないかというご質問でございました。

お話にございましたように、「みんなでつくる自然豊かなふれあいの町飯島町」これが町の将来像でございまして、中期総合計画の策定の柱になっておるわけでございます。特にまあ自然環境の保全につきましては、町の自然環境保全条例に基づく環境基本計画というものがございます。それに沿ってそれぞれ分野ごとに取り組んでおるところでございまして、ご質問のこのそうした施策を横の連携において総合的な機関を持って進められないかということでございますが、施策の推進及び取り組みを実施してその成果を得るためには、やはりこれはお話のように連携は非常に重要であるというふうに考えておりますし、現在も進めております。ただそれぞれのご承知のように、各課が担当しておりますいろんなこの政策ごとに必ず環境問題というものが発生をしております。またどうしてもその対応しなければならない個々の問題が環境問題がついて回ってくるわけでございます。そのことを一つに束ねてというようなことも考えられないこともないわけでございますけれども、やはりその基となります本体のその基本部分の政策が個々の別々な問題である、その中から環境問題として出てくる部分が多いというようなこともございますので、現在の私としての考え方は、この各課を越えた連携体制の中でやっていくことが適しているのではないかとこのように思っております。ご質問のようなこのご提案のような総合的な機関をもってこれに対応していくようなことにつきましては、更に今後の検討課題とさせていただきたいというふうに現在のところでは考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、今後とも地域の自然環境を守って、次の世代に引き継いでいくことのためにも、これまでの行ってきた以上に一層のそれぞれの関係各課で連携を体制をとりながら、その案件に対しても対応していく必要があるということは言うまでもない訳でございます。

最後のご質問でございます、住民カード基本台帳の利活用の問題でございます。その

発行状況、利活用の状況でございますが、細部はまた課長の方から説明を申し上げますけれども、飯島町の基本台帳カードの発行につきましては平成15年度から始まっております。現在3年目に入りました。お話ございましたように、若干当初の目標のような数字に推移しておらないのが実情でございまして、現在までの発行枚数は888枚でございます。人口に対する普及率は8.7%というような数字でございまして、それからまた一方でこの利用・活用をしておることに関しましては、発行カード枚数に対して3.5%という非常にまあ予想を下回ることで推移しております。一層のこのせっかくのこうした施策をもって進めておる内容でございますので、今後の利活用というものを是非期待をしながら、こちらその推進を図っていかなくやならんということでございますので、窓口、広報等とのピーアールはもちろんでございますけれども、ひとつには自動交付機というような設置も、重要な考え方としてはあるわけでありまして、やはりこれは費用対効果の問題もあるわけでございます。今後実態を見ながらの慎重な検討課題ということにしてまいりたいというふうに思っております。細部につきましては課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。以上第1回目のお答えとさせていただきます。

住民福祉課長

それでは住民基本台帳カードの利活用、また発行状況等につきまして細部の説明をさせていただきます。当町の発行状況でございますけれども、15年度が30枚、16年度が348枚、17年度395枚、18年度は7月末で115枚ということで、全体では888枚の発行となっております。人口に対する普及率でございますけれども、これは上伊那の平均の7.1ありますけれども、これを上回る8.7%ということになっております。また利活用についてでありますけれども、当町の使用人員は30人というようなことでありまして、発行カードに対しましては3.5%という状況でございます。また利用件数でございますけれども、131件ということになっておりまして、1人当たり0.15回という非常に低い数字となっております。帳票別でございますけれども、印鑑証明が58件、住民票が47件、戸籍の証明6件、各種税証明が20件とこういう状況になっておりますのでお願いをしたいと思います。以上です。

森岡議員

それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、職員の削減それから事務事業の問題でありますけれども、自立を進めていく中で行政改革のこの推進は避けて通れないものであります。しかし人員の削減や人件費のことは特に大きな課題でございます。しかしながら職員の削減、事務事業や住民サービス、要するに職員の削減は事務事業や住民サービスひいては行政機能にまで影響するとこのように私は考えます。町長はそれに対してこのような人事管理あるいは意識改革によって、とうとうと進めていくというようなお答えでございましたけど、私はこれは、取越苦勞か知りませんが、非常にこのことは大変だなと、口で言うよりは実際のことは大変だなとこのように思っております。人員を削減するのか人件費を削減するのかということだと、人がどんどん減っていくということは、急速に減っていくということは、非常にそこに事業に支障をきたすということはもう明らかであります。その辺をどうフォローするかということが一番心配してお聞きをしたわけでございます。

言葉をかえて、こういう格言というか、ちょっと思うんですけれども、「角を矯めて

牛を殺す」という格言があるわけです。少しばかり曲がっている牛の角をまっすぐにしようと一生懸命になっているうちに肝心の牛を殺してしまったと。部分間あるいはそれにしておるうちに大事な行政機能を失ってしまったということがあってはならないなど。人員削減、経費削減は当然のことですが、それは結構ですけれど、それを押し進めるあまりに行政機能を失っていったは大変だということを心配するわけであります。その中でこの2つの問題を、行政改革とそれから職場の機能を保っていくということは、2つのことを進めていくということは非常に至難な業であるわけですが、それをこれからはやっつけていかなければならないということで、先程町長もお話がありましたが、その中ではどうしても人員削減に伴って並行して進めていく、なければならぬ仕事・作業、それは先程町長も言っておりましたけれども、先ず人事管理ではないか、まちづくり委員会のふるさとづくり計画の中にもそのことは挙げられておりますが、人事革命、言ってみれば今が大事であると。人事に関する課題というものも当然あり、また外部からの不信あるいは内部の不満というものも当然あるわけで、それらのものを解決していく中にまた機能が達成されていくと。人事改革、言ってみればその中では人事評価制度あるいは人事管理の基準の策定、給与の改革、意識改革等含まれてくるわけですが、それらのことにつきまして、人事改革についての町長の意識っていいですか決意をお聞きしたいと思います。

次に子育て支援でございます。行動計画の中では庁舎内において保健福祉課を中心に継続的な取り組み、また外部にあっては住民や関係団体との共同の態勢で推進するとありました。その中で、住民と関係団体で構成する地域協議会を組織し推進するとありますが、地域協議会とはどういうものでしょうか。先程は設置に向けて検討しているという答弁でございました。もう少し詳しくお聞かせください。

さて、子育て支援をするお母さん方から、またアンケートによる子育て支援の要望が私のところへも出された経緯があります。保育料・医療費・児童手当・教育費・虐待問題・子育てしながら働ける環境づくり・児童相談など多種多様にわたった悩みや要望が出されております。対応についても国でなければできないこと、町でもできることそれぞれありました。そこでひとつお聞きしたいのですが、先般、公明党の推進で、出産育児一時金の支給額が今年10月から350,000円に引き上げられることになりました。この一時金の支払い方法についてですが、保険者つまり国保であれば国から直接医療機関に分娩費を支給する改善を厚生労働省はまとめたわけであります。この改善策は10月以降に厚生労働省からの通知を受け、保険者と医療機関が同意したところから実施することになっております。これは自治体が直接病院等へ出産一時金を支払う、受領委任支払い方式であります。自治体が動かなければこれはできません。そこで当町では、このことについてどのように対応されるかお伺いをいたします。

さて第3点の環境問題であります。このことについて少し立ち入った部分についてお聞きをいたします。総合計画書の中に新たに生活環境対策、そうした項目が加えられました。その文面、政策の内容を見ますと、ISOを取得した場合と同等の成果が上がるよう、独自の方法で環境負荷の低減に自主的に取り組みますと、まあこのように一行書いてありますが、独自の方法とは何か。主体的に取り組む、だれが取り組むのか非常に分かりにくい表現で理解し難いところであります。家庭生活環境対策という部門でありますので、一般家庭を含めた具体的な施策を求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

以上について再質問をいたします。

町長

先ず最初の人員削減、人件費削減というふうにもいえるわけでございますけれども、これに対しての人事管理等の基本的な考え方をどう思っているかということでもあります。今お話ございましたように、この厳しい行財政運営の中で、いろんな面を見直して、行財政改革を進めていかなければならないわけでありまして、決して行政というもの果たす役割、行政目的というものが間違っただけではないというふうには、それはもう一番の基本でございます。それが即、住民サービスであり、住民の皆さん方の幸せな地域生活をやっていただくのが、ひとつの源になるわけでありまして、そここのところは理事者としては間違っただけではないし、職員もそうした目で日々仕事をしていかなきゃならんということは当然でございます。人件費の削減、職員の計画的な削減これは一つのそれに向かっていく手法というふうには捉えておるわけでありまして、決して人件費削減・職員削減が目的ではないというふうにご理解をいただきたいと思っております。いろんな手法の中の一つであるというふうには、厳しくともそういうふうには考えていかざるを得ないということでもございまして、そこで人事管理、適正な人事管理というものが限られた職員の維持の中で大変まあ重要になっているということは、私ども肝に銘じてやっておりますけれども、一つには前々からお話を申し上げてきておりますこの人事評価制度、平成18年度中には試行として立ち上げたいというようなことで今進めておまして、年度内、今それに向けて準備を進めておるところでございます。これも一つの適正な人事評価制度に基づいた人事管理の大きな一環であるというふうには思っております。その他当然のことながら適正な人事配置、適材適所等も含めて、それから各課の仕事の量に合ったこの配置バランスというものも含めて、人事管理というものを精一杯やっつけていかなきゃならんということで考えておるところでございます。

それから次の子育て支援の地域の協議会のあり方、これも今いろいろ準備をしておりますけれども、この問題。それから出産育児金の支払い方法、町の対応の問題。それからISOに匹敵する環境問題にかかるひとつの生活環境の問題につきましては、所管の課長の方から具体的にお答えをさせていただきたいと思っております。

住民福祉課長

それでは3点になりますけれどもお答えをさせていただきます。

まず初めに、地域協議会のまあとどういふものかと、どうするかというお話でございますけれども、この地域協議会は、簡単に言えば、住民とかまた各関係の団体、こういったものが共同の態勢で子育てを進めていくというものでございます。この中で特に住民とか関係団体の参画は当然そういうことでありますので必須でございます。そういった中でこの協議会を組織を現在考えておるわけでございますけれども、具体的には計画の推進の状況とか、またその状況の情報こういったものを共有化していくとこれが第一でございます。また施策とか事業の評価、円滑な事業実施こういったものを提言をいただくと、いったことでこの提言について尊重しながら住民・関係団体が共同して子育てを進めていくというものでございます。この団体につきまして現在研究中という段階でございますので、もう少し時間をいただきたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

2点目の関係でございまして、出産一時金の関係でございまして、300,000円から

350,000 円に10月1日から改正とこういうことございます。これと併せまして先程議員がおっしゃいましたように、医療機関へこの350,000円を直接お支払い、保険者が支払うと、こういう制度が制度化というかこういうことが可能になったわけでございます。したがってこれはまあ受領委任の方式といたしまして、この方式につきましては、上伊那郡内の市町村で統一をして実施をしていくと、そうしないと個々の町村がそれぞれの医療機関へ交渉していくっていうことは非常に手続き上難しい面がございますもんですから、上伊那の郡内が関係する医療機関と協調して、協調っていうか調整をして10月1日から実施できるような方法で現在作業を進めておりますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

次に環境の問題でございまして、ISOの関係でございますけど、このこれと取得した場合と同等の効果が上がるような独自の方法を考えていくと、実施していくと、こういう内容はどうかっていう話でありますけれども、特にこのISOの14001とかまたエコアクションという制度ができて、これは環境省のエコアクション21というものでございますけれども、それぞれ非常にまあISOもエコアクションも登録とかの費用、こういったものが非常にかかるわけございまして、以降もその継承をしていくために、まあ維持のための費用が非常に多額の費用がかかっていくと、こういうわけございまして、なかなか自治体としてもこれを続けていくっていうのは難しい状況になっておるといようなことを聞いております。そういった中でこの内容等を精査いたしまして、これに、こういったものに準じたような形で、いわゆる町独自の基準・方策こういったものを策定いたしまして、これに沿った形で環境行政を進めていくと、こういう考え方でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

森岡議員

お答えをいただきましたが、なかなかちょっと難しい、理解のし難い答弁でもありますが、おおよそは理解をいたしました。

出産一時金の件についてはそうしたことでいい制度ができましたので、郡内統一でも確実に進めていっていただきたいと希望するところであります。

それからその環境問題の「自然にやさしいまちづくり」といような表題でしたわけですが、町民全体がそういうことに意識を啓発していくということが大事じゃないかなと思うわけです。まあ他のことと言えば要するに健康づくり大会とかなんとかいうこう、みんなで盛り上がるっていうような、そういう雰囲気っていうものも作っていかなければ、どこの課へ何か作ってそこが専門的にやるっていう意味じゃないんですけど、町全体がそういう町民全体がそういう機運に盛り上がるようなことも考えていかなきゃ、個々にはそれは個々の課で進めていきますけど、全体を盛り上げてくような雰囲気づくりっていうか、そういうことは必要じゃないかな、まあそんなところで提案したわけでございます。

それからもうひとつ子育て支援は先程から申し上げておりますように、継続が大事だということでもあります。それでまあ町民にもそのことを知ってもらい、特に言われるのがお母さん方、子育てのお母さん方が働けるような場も欲しいというようなことがあります。そうすると企業の協力というものも非常に必要になってくるわけです。ただ今地域協議会についての説明もありましたが、私はこの地域協議会を生かすことによって、活用することによって更に地域への子育て支援のこの行動計画を推進していく、その母

体に使っていくと、活用していくというような積極的な考え方で、ご意見をいただく程度の協議会じゃなくて、これを活用してこの行動計画を推進していくような場にもっていただきたいと思います。これから作るということであれば、そうしたことも加味していくべきではないか、いってほしい、そんなようなことも思うわけであります。

それからひとつこれは、もう一度戻りますが、よその市町村を引き合いに出してもどうかと思えますけれども、先ほど課長答弁の中で、ISOの取得、エコアクションの取得は非常に難しいというような話で、飯島は飯島独自のことを考えたいというようなお答えもありましたけれども、近いところではこの度まあ箕輪町で、これは県下でも初めて、全国でも町としては一・二の例ですが、エコアクション21を認証取得したわけであります。その内容若干聞いてみますと、簡便型であり国際規格というISOと同等の環境マネジメントシステムであるということで、人と自然の共生をめざして、環境活動としてエコアクション21取得のキックオフ大会を17年の1月に実施して進めてきたと。まあ中いろいろと苦労したわけですが、18年の3月、今年3月認証取得をしたというような経緯があります。取り組みの理由としてはISOより費用が安かったと、取り組みやすいと、また環境負荷削減でコスト削減にもつながり、外部からの信頼も高まっていると、安心安全のまちづくりに寄与し、住みよい町づくりへと進んでいると、こんなような内容であります。またその取り扱った種目ですが、これは必須になっております、ISOと必須になっておりますけれど、二酸化炭素の削減、廃棄物の削減、排水量の削減、印刷用紙の削減とこういうことが基本になって進めたそうですが、その成果として電気料の10%削減、水道使用料の5%削減、これだけではなくここから波及する工事、請負工事とかあるいは農業面そうした面にも非常にこの意識が広まっていておると、高まっていておるといようなこともお聞きいたしております。難しいでダメよとか、自分なりは自分だけでやるんだと、まあ決意と同じで、人に公表しなし自分だけでやると何時か崩れていってしまいますし、そのへんが非常に大事なことはないかこんなふうに思います。簡単にあきらめないように、ひとつ検討等していただきたいと思いますが、そうしたことへの3点について、お答えいただければお聞きしたいと思います。

町長

それぞれのいただきました内容につきましては、ひとつの提言として受け止めさせていただきますと思いますけれども、まずこの環境問題、非常にまあこれは現在も各環境衛生自治会長さん等通じて啓発なり、また、それぞれ毎年交代していただくといような立場から現状視察等もいろんな施設も含めてやっていただいております、精一杯普及、思想の普及に努めておるところでございますけれども、確かにまあ町全体の盛り上がりというか、その共有のひとつの意思というものを持っていかなければ環境問題は進んでまいりませんので、今ひとつにはお話にございましたような健康づくり大会というのを近くやりますけれども、これは健康づくりはまさに環境の問題から連携しております。

例えば環境と健康づくりというものを一つにしたような町民大会も考えられないこともないだろうというふうにも思いますので、検討課題とさせていただきますと思っておりますし、それから子育て支援の地域審議会の位置づけ、これも大変まあ地域の皆さん方の声を反映していくという、地域で子供を育てていくという一つの大きなテーマがご

ございますので、今後検討を進めていく中で、そのことも含めて検討をさせていただきたいように思いますので。それからエコアクションの問題につきましてもご提言をいただきました。十分また内部で検討させていただきたいと思っております。

森岡議員

以上で質問を終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時57分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長

会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
7番 竹沢秀幸 議員

7番

竹沢議員

去る6月の定例議会の時に私一般質問をいたしましたところ、交通安全施設につきまして早期に実行していただきました。町民の皆さんと共に感謝申し上げますところであります。

本日この傍聴の方もいらっしゃいますので、明快な答弁いただければ幸いかなというふうに思います。通告に基づきまして、一般質問を始めたいと思います。

第1に、まちづくり交付金と都市再生整備計画策定についてであります。飯島町は都市再生整備計画を策定し、大目標として、誰もが安心して住むことができるまちづくりの推進を掲げ、国土交通省のまちづくり交付金という財政支援を受け、平成19年度から9億3,400万の事業費で行う、まちづくり交付金事業について、その事業内容及び関連の事業の概要について改めてお尋ねをいたします。

加えて先に3回にわたりまして行われました、都市再生整備計画策定のためのワークショップでございますけれども、これにつきましては区会の皆さん、耕地総代会、商工会、小中PTAの皆さん、高齢者代表、社協、各種団体の皆さん、公募委員、役場職員及びコンサルタントの業者、総勢42名のメンバーで開催されたわけでありまして、安心安全のまちづくり、それから町内循環バス、町道堂前線整備などにつきまして、いろいろ意見が出されたわけでありますが、主な意見についてどのような意見が出たかを改めてお伺いをいたします。

2つ目の質問ですけれども、人口増、耕地加入、子育て支援などの活性化対策についてであります。

人口増のために、例えば七久保の、最近、柏木ですとか荒田耕地などの地籍に民間企業が宅地造成ですとかあるいはアパート建設などを行っておるわけですけれども、町としての今後の若者定住の住宅政策の計画について、賃貸住宅等の計画もあると思えますが、改めてお尋ねをいたします。

加えて土地開発公社も赤坂分譲住宅地など未販売の分譲宅地があることは承知をしておりますけれども、新たな宅地開発計画があるのかどうか。仮にあるとすればその場所はどこを想定しておるのかお尋ねをいたします。

町 長

次に、住居を構える転入者で耕地未加入者がいるわけですけれども、町としての耕地加入促進対策は具体的にあるのかどうかについてお尋ねをいたします。現実には各耕地の総代を中心にいたしまして加入促進をしているのが実態でありますけれども、町としての対策があるのかどうかお尋ねをいたします。

最後に子育て支援政策についてであります。飯島町は平成18年度予算にあたりまして、乳幼児医療の支給対象年齢の引き上げ、あるいは保育料の第2子以降の軽減措置や学童クラブの充実など、他の市町村に劣らぬ子育て支援策を行っていることは、先ず評価を申し上げるところでありますけれども、更にこの飯島町へ若い夫婦に住んでいただくため、また安心して幾人ものお子さんを出産、子育てができる環境づくりというものが必要であるというふうに思うわけでありまして、飯島町として他の市町村に秀でるような子育て支援策というようなものを、行おうとする考えはあるのかどうかについて、お尋ねをいたします。とりあえず1回目の質問は以上でございます。

それでは竹沢議員からいただきました二つの質問であります。一つはまちづくり交付金と都市再生整備計画の策定の問題。二つには人口増、耕地加入あるいは子育て支援などの町の活性化対策についてのご質問、それぞれお答えをしまいたいと思います。

先ず、このまちづくり交付金関連の整備計画でございますが、お話にございましたように、国土交通省の財政支援を受けるという施策の中で、飯島町が19年度から向こう5カ年間で計画をしております、総額で約9億3,000万、この事業で行う、まちづくり交付金事業との関連のご質問でございます。

国の国土交通省からの交付金制度を活用いたしまして、中期総合計画に基づきます地域の居住環境の向上と人口増活性化対策を図るために、国の都市再生基本方針に基づきまして平成19年度から平成23年度までの5カ年間の事業として、現在、飯島町都市再生整備計画を策定中でございます。この都市再生整備計画による、まちづくり交付金は、4割の交付率ということになってございまして、従来までには補助対象でなかった事業についても交付をされる道が開けておるわけでございます。

具体的な事業の内容といたしましては、高齢者などの交通弱者、この交通手段の確保という観点から循環バスの社会実験、またこの循環バスの購入と停留所の整備、そして防災のまちづくりとして防災無線の移動系のデジタル化の問題、それから田切・本郷の公民館の耐震化の問題、それから老朽化した町営住宅の解体・整地・駐車場整備等の問題、更には国道153号伊南バイパスへの流入交通処置としてアクセス道路予定の堂前線このJRの東側の改良、更には地域コミュニティの活性化の目的として地域交流センター、いわゆる耕地の集会施設等の整備、ここの事業を平成19年度から順次事業化していくように計画を進めておるところでございます。非常にまあ大きなプロジェクトになるわけでございますけれども、このことの実現が中期総合整備計画、総合計画の実現の前提となるという形となっておりますので、何としても鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

また、この整備計画の関連事業といたしまして、町道の計画しております堂前線のJRの今度は西側の改良、更には防災無線の固定系のデジタル化の問題、それから2カ所現在構想を描いております若者の定住促進住宅の整備、更には既存の町営住宅の修繕等、国県の有利な事業を考慮しながら、連携して計画的に進めていくように現在検討中でご

ざいます。いずれにいたしましても、このまちづくり交付金事業それから関連事業、いずれも地域総合計画の人口増活性化対策に基づく根幹的な事業として実施をしまっている予定です。

それから次のご質問でございます、この再生整備計画策定のワークショップ、この中で出された意見とはどのようなものがあったのかということでございます。この都市再生整備計画を策定をして、まちづくり交付金を活用しての、より効果のある計画をするために、住民の皆さんの意見やアイデアをいただく目的でもって、自治組織や各種団体の代表の方に、あるいはまた一般公募による方にも応募いただいて、それぞれ編成をいただきまして、ワークショップというものを3回にわたり開催をいたしました。竹沢議員にも全体の耕地総代会長という立場、それから各地区の耕地総代の皆さんにも加わって、メンバーに加わっていただいて、ワークショップを都合3回にわたって開催をしていただきました。

1回目におきましては、誰もが安心して住むことができる町、というものがどのような町なのかというようなこと、そしてその目的をもって意見の概要といたしまして、地震などの災害に対する備え、災害に強いまちづくり、それから施設の充実、子供が安心して通学などができる町、更には防災無線の利用方法、高齢者や子供が安心して地域づくり、更には犯罪に対する町ぐるみの取り組み、というように、防災と防犯に対する身近なところからの日ごろの実感として、感じておられる、捉えておられる意見が多く出されたというふうに報告を受けております。また一方で、道路施設の整備やカーブミラー・ガードレールなどの交通安全施設の整備の問題、更には公園・住宅整備、子育て支援がある町、それから家族のコミュニケーションや隣近所の付き合いが大切であるというような、一つのご意見もあったというふうになっております。

続いて2回目では、現在町が計画をしております町内の循環バスの利用の仕方、より有効にこの循環バスを運行させるためのいろんなご意見というようなテーマでもって、出していただきました。高齢者、子供、障害のある人など、自分の運転が困難な方の利用としての交通弱者の足の確保、この対策としての意見が多く出されました。更には一般の方、学生等の通勤通学に利用したいというようなこと、それから町内外含めて大きな病院等に行くときに利用したいという希望、それから買い物に利用したいというような日常生活上のいろんな観点の中から、広く意見を出していただいたというふうに報告を受けております。またイベント時の客の送迎や、夜間も運行して欲しいというようなご意見、それから防犯パトロールを兼ねた運行との意見もありまして、広くまあ利用の方法というご提案もございました。

続いて第3回目でございますけれども、ここでは伊南バイパスのアクセス道路としての整備計画を中心に、やっていただいたわけですが、特にこの堂前線、新しく整備いたしますこの堂前線の周辺の景観について、あるいはまた土地利用について、これをテーマといたしました。伊南バイパスの周辺を含めて大半の意見は、今の景観を保全をしつつ、この公園的な整備、それから伊南バイパス交差点付近に道の駅としての整備をしていくというような提案、それから近くの果樹園地帯がございますので果樹園を活用しての観光利用、コスモスまつりの実施、企業導入、住宅地と商業集積地を一体的に捉えた面的な整備、それから人口増や活性化につなげていったらどうかということの意見や提案が多く出されたようになっております。今後のワークショップでございますの

で、いろんな意見が出されたわけでございますけれども、こうして出されたご意見につきましては、現在最終の取りまとめをしておるところでございますけれども、内容的には広報いいじま等あるいはテレビ等も通じて住民の皆さんに報告をするともに、今後具体的に年次別・目的別の事業計画を編成をしております。そこでもって地域総合計画、活力のある町につながるような施策の位置づけとして、具体的に組み込んで計画を策定して、できるだけこのご意見も反映した上でひとつやってまいりたいということで計画をしておりますので、是非またご理解ご協力をいただきたいと思っております。

次のご質問でございます、人口増、耕地加入、子育て支援等の活性化対策でございます、特にまあ民間企業が宅地造成・アパートの建設と並行して、町としての今後の若者定住対策・宅地開発計画をどのように考え、また具体的な場所があるのかなのかというようなご質問でございます。

若者定住に向けての住宅対策といたしましては、この町の恵まれた豊かな自然環境の下で、若者のライフスタイルを基調にしながら、飯島町に合った快適な居住環境というものを整備して、提供をしてみたいというふうに思っております。そのことが若者の定住する活力あるまちづくりに必ずつながるという考え方でございますので、またこの事業の推進にあたりましては、民間事業者のご理解をいただきながら連携をやはり密にしていける必要もある。これからの社会経済の状況の中から、民活の活用というものも並行してどうしても重要に考えていく必要があるということで、いろいろ考えておるわけでございます。

そこでまあ当面の第1期事業といたしまして、平成19年度から若者定住の促進住宅、これを現在の東部保育園の位置に建設をしまっているというふうに、今、具体的に計画に着手をしておるところでございます。この住宅は、中堅所得者の若者等に居住環境が良好な賃貸住宅というものを、比較的安い家賃で提供できるように、特定公共賃貸住宅という国の補助制度に乗っかって整備するものでございますけれども、このまあ入居対象者の条件がありますけれども、近い将来において町内に持ち家を建設することを前提とする、こうした定住の関係。あるいはまたUターンやIターン者を優先するというような、そしてそのことが人口増につながるという設定条件があるわけでございますけれども、是非そうしたことに目を向けて、精力的にひとつ積極的に進めていきたいというふうに現在計画しております。それからご質問にもございましたがこの宅地開発、いわゆる分譲宅地の問題でございますけれども、昭和50年頃から、町の土地開発公社で計画的に分譲宅地の造成販売を行って、ひとつの時代の定住促進・人口増対策を推進してまいりました。かなり大きな成果を上げてきたというふうに思っております。竹沢議員も、かつて、そのことに大変まあ心血を注いでいただいた経過もありますわけでありまして、そうした姿であるわけです。でまあ今後はですね、先程も申し上げましたように、民間事業者との連携を図りながら、土地開発公社としては、この部分の事業としては、ごく限定的な対応に限って手掛けていくというようなことの中で、どうしてもこの辺については民間の持っているノウハウというものを最大限にお願いして、民活を中心にした宅地開発を進めていくことがいいのではないかとこのように、過去のいろんな反省を含めて、そういうふうにご覧しておりますので、是非そのような考え方で進んでまいりたいというふうに思っております。

それから次に、耕地の未加入の対応の問題でございます。町には現在自治組織の未加

入世帯というものが300世帯近くあるわけでありまして、これに短期の滞在の外国人の世帯も含めると700世帯を超えるという、ひとつの数字を把握しておるわけでございます。この問題、町といたしましても大変古くて新しい問題であるわけでありまして、各市町村ともこの問題で同じ悩みを抱えておるわけでありまして、また竹沢議員自身も、地元の一耕地総代さんとして、大変まあご苦勞をいただいておりますというふうにも伺っておるわけでありまして、町も今までも窓口での自治組織加入というものを推奨して、そのことを啓蒙をして、毎月総代さんを通じたり、承諾をいただいた転入世帯へのお知らせをしながら、いろいろとでき得る精一杯の努力をしてきたところでございますけれども、なかなかこの本人の意向等さまざまな理由から、自治組織に加入をしていただけない世帯が増加傾向にあるということでありまして、本当にまあ対策に苦慮しておるというのが現状でございます。この問題につきましては、単に行政だけで加入促進が図られるというわけにもまいりませんし、地域にとっても難しい問題であると思われまいますので、今後、更に耕地あるいは区との横の連携を図る中で、耕地の例えば所有財産の問題やら、加入金の問題、それから耕地単位で行っておる道水路の改修や防犯灯の設置の問題、除雪等の耕地の作業の問題、それからごみ収集等の問題の実態というものをできるだけ把握をして、どういう対策をもって講じるのが得策なのか有効なのかということも含めて、耕地の加入というものを一層促進をして、取り組んでいかなきゃならないというふうに思っておるわけでありまして、なかなか住んでいただく方との考え方の違いもございまして、苦慮しておるところでございます。今後におきましても、区長さんや耕地総代さんをはじめ、関係者と相談をしながら、未加入者の皆さんが少しでも加入していただくように連携を密にして、少しでもその効果を上げていくように、精一杯努力をしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

最後になりますけれども、この子育て支援の中で、近隣の他の町村より秀でた施策を行う考えはあるのかということでありまして、まあ私自身も是非そうした姿勢と考え方は山々でありますけれども、なかなかそうもいかない面もございまして。例えば現在町の行っております第2子以降の保育料の軽減措置のように、これはまあ他の市町村にない町の独自の取り組みということで立ち上げました。こうしたことも支援策として行っておるわけでありまして、更にこうした内容のものを、嵩上げをしていくというには、やはり更なる財源の確保が必要であるということは当然でありまして、今後もそうした独自事業を行うにあたりまして、町の行財政全体の面から総合的に判断をして、できるだけ努力をしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、いづれ新年度予算編成と相まって、知恵を出していかなければならないというふうに、今現在のところでは考えておるところでございます。以上第1回の質問に対するお答えとさせていただきます。

竹沢議員

それぞれご答弁をいただいたところでありますが、答弁などを踏まえまして、いくつかの課題についてご提案申し上げ、見解をまた求めたいというふうに思っております。

最初に、町道堂前線の整備についてでありますけれども、これにかかわりまして踏み切りの拡幅ということが必要になりまして、既存の利用者の少ない踏み切りの廃止につきまして、赤坂の耕地総代さんをはじめ関係地権者のご理解とご協力をいただきまして、

このことができたわけでありまして、この場をお借りして関係者にも御礼を申し上げたいというふうに思うわけでありまして。さてそこで国道153バイパスの郷沢川まで開通が、平成23年だとしますと、それまでにアクセス道路を、町道堂前線を整備しなければいけないと、こういうタイムスケジュールになるわけでありまして、この堂前線が開通いたしますと交通量の予測では1日7,000台くらいの交通量が、堂前線、想定されるということになっておるようでありまして。しかしこれがまたもうちょっと先の平成23年以降にですね、田切地区の高架橋を含みますところの国道バイパスが全線開通いたしますと、その時点では堂前線の利用が減ってしまうということになるわけでありまして。そこで先日のワークショップでも意見がありましたけれども、せっかくの多額の費用を投じて作りますこの堂前線の整備につきまして、将来にわたってですね、この道路を整備したことによって、地域の皆さんがよくなったなど、いうふうになるような道路にしなければいけないということが、一番の目標じゃないかなというふうに思うわけでありまして。

そこでいくつかの提案をいたしたいと思っております。

堂前線の道路設計につきましては、車道幅7.5m、歩道2.5mで歩道は北側に付く予定でありまして、道路延長は1,545mというふうに伺っております。でこの堂前線ですけれども地形上から見ますと西の方から東へ傾斜した全体的には道路というふうになると思うわけでありまして。そうしますと国道バイパスから西側へ向かって自動車を運転してまいりますと、中央アルプスが正面に見えてですね、素晴らしい景観の道路になるということがイメージできるわけでありまして。そこでですね先般の中の意見が出ましたが、ひとつこの道路の名称を公募したらどうかというご意見がありまして、例えば、あそこにコスモがありますので、21か、コスモ街道にするとか、あるいはコスモスを植えてコスモス街道にするとか、後ほど申し上げるようなシャクナゲ街道にするとか、まあいろいろ名前があると思っております。そういうことを公募してね、愛称としてまたその環境整備もして、ふさわしい道路にするということが必要じゃないかということがまず思っております。

2つ目、そういうことからいいまして、法面をですね利用して、例えば町の町歌でありますシャクナゲにちなんで、西洋シャクナゲを植えるとかですね、それからいくつか堂前線と交差する交差点ができるわけでありまして、そこへイチイを植えてですね、前回一般質問の時に見通しのいい交差点で事故が起きるっちゅうことを申し上げましたが、よくよく考えてみますとですね、見通しの悪い方が気をつけて行きますので事故は起きないということになりますので、そういう意味で交差点のそこへイチイを植えたりするものどうかなということをちょっと申し上げたわけでありまして。であの、まだ地元の石曾根とか赤坂とかそういうこの皆さんに何も私はお話してあるわけではありませんが、堂前線のですね法面に例えば沿線の石曾根耕地さん赤坂、それから上の方の岩間も協力いただいて、例えばそのコスモスを全部植っちゃうとコスモス街道になるわけでありまして、そうした協働のまちづくりを含めた環境の整備というのをやったらどうかということをご提案申し上げるわけでありまして。

それから中心市街地活性化という課題で、特にあそこの踏み切りより西側になりますけれども、コスモ21への参入の店舗も最近減少し、また集客数も減っておるという現状がございます。この対策として商工会が対応されていると思っておりますけれども、町が指

導性を発揮して、コスモ及びアイタウンが堂前線の開通、5年後に開通するわけですので、それに合わせて活性化ということを考えて、あすこら辺の商店街が元気になるような、そういうことを今から取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思います。それから堂前線沿線ですけれども、石曽根ですとか鳥居原は飯島町を代表する穀倉地帯ということで、お米の種籾も含めまして有数の穀倉地帯でございますし、また果樹、梨からリンゴからいろいろございますし、野菜もキュウリにトマトにスイカ等々いろいろありまして、また花の花弁の栽培も盛んであるわけでありまして、また竜東の日曾利の方ではコンニャクがございますし、また秋のマツタケ、また一年中豊富な山菜等々もあるわけでありまして、日曾利地区の棚田風景もまた魅力があるわけでありまして、こうしたことでこの沿線ですとね特産物を生かした、ので、例えば石曽根耕地の集会所あたりですとね、堂前線のミニの道の駅みたいにして地場産の販売センターみたいなふうにごこの整備できたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そこらへんについてご提案申し上げます。以上が堂前線関係であります。

続いて循環バスの関係でございますけれども、町長答弁にありましたように、高齢者を含む交通手段の確保としての循環バスでございますし、特にあの昭和伊南総合病院への乗り込み、などのルートにつきましても平成19年度から社会実験を行っていただきまして、住民要望を踏まえた路線確立を是非進めていただきたいというふうに思いますので、そこらの見解がありましたらご答弁をいただきたいと思っております。

それから加えましてですね、この際ですので町で運行しとるバス、それから大都市とか民間へ委託しとるバス運行もありますし、それから社会福祉協議会で持っているバスの運行とか、広い意味での行政にかかわっているバスの運行がいくつかあるわけですが、これはそこに働く労働者もおるわけですが、この際ですので循環バスの導入に合わせましてですね、行政関連のバスの運行についてそれを統合してですね、民間参入というようなことによる経費節減ということも、ひとつ検討していただいたらどうかということ、ご提案を申し上げます。

続いて耕地未加入対策についてですが、私の実際取り組んできたことも含めまして、若干感じたこととかそういうことを含めまして述べたいと思っております。

耕地の未加入対策でありますけれども、柏木はお陰様で私が総代になってから3世帯今年度加入をいただきまして、あともう3世帯未加入でありまして、あのもう3世帯のうち1世帯は時間の問題でだいたいご了解いただいておりますけど、あと2世帯ちょっと難しいかなという実情でありまして、そういう現状ですけれども、要するにですね、通り一遍で耕地の役員の方が耕地へ入ってくださいって言うてもね、なかなかだめだと思うんですね。私考えまして、なんで耕地だとか自治会へ入らにやいけないうマニュアルを今度、今回作りまして、役場の方へお出ししてありますけれども、そういうのを見ていただいて、耕地ちゅうのはどういう事業をやるんだとか、費用負担はどうなってるんだとか、そういう事業計画から予算からね、そういうものを一切含めて、また地区、区ではどういうことをやるとるかちゅうことを含めてね、示してやることによってある程度ご理解していただけるんかなというふうに思いまして、今年の8月、耕地としての加入促進キャンペーンということで、隣組の組長さんですとか耕地の役員、共々に何回も未加入のお家へお邪魔しまして、いろいろ話し込む中で、そうした実績を得たところでもあります。一番大事なのはね、一番最初、男女関係もそうなんですけども、最初の第

一印象ちゅうものはね、その人の相手に対する感情ちゅうかね、そういうものを与えちゃうもんで、とりあえずこのやっぱしね、転入者が役場へいらっしやってね、住民課の窓口でどういうふうに接するかちゅうところがね、大事なことだと思います。また耕地からいうと耕地の役員がお邪魔したときにね、耕地入ってくれちゅうお話をするんですけど、そういうふうになんかその、入って欲しいんだけど気持ち的には入っていくには相手の人もいろいろ事情があるじゃんね、そうするとちょっといやだとかちょっと抵抗があった場合に、ちょっとなんて言いますかね、わかりやすく言うとイヤミを言っちゃうとかね、そういうことによって相手にその感情を害すというようなことは現実にはまあるようでありまして、実際にそういうことを実際私たち歩いていましてそういうことを感じました。ですから役場もそうですし、耕地の役員の方もそうだと思うけど、最初のね、最初に会ったときにどういうお話をして入ってもらうことをお願いするかちゅうことを、やっぱしその飯島の町へ住んでくれたちゅうことをね、心から歓迎をして、心を広く迎え入れてやるみたいなそういう対応が必要じゃないかなちゅうことを、今回つくづく感じたわけでありまして。それでやっぱしいろいろお話を聞いてみますとですね、やっぱしそのネックとなるのは、金銭的な問題ではやっぱしその区費や耕地費ですとかの税外公共料金、この負担が、あるいは耕地加入金ですとか、それから隣組のお付き合いだとか、耕地の事業に出にやいかんとか、そういうことがやっぱしネックになるわけで、現場、都会に住んでる方が結構飯島へ住んでいますので、そういう意味でいうと、都会の生活ちゅうのは、隣近所のお付き合いもあまり必要ございませんし、またごみ処理も分別して近所へ出しておけば全部片付けてくれて、それは市の税金とかでやってくれると、いうことでありますので、そういう違いというものをね、理解してもらわなきゃいけないと思うわけでありまして。で逆に、わが町では行政コストを抑えるために3カ月に1回ね、耕地の役員が中心になって、段ボール、布、新聞紙、広告、雑誌など分別収集したものを処理をしておりますし、また月に1回資源ごみについては空缶等を含めましてですね、リサイクルを毎月やっておるわけでありまして。こうした身近なゴミの問題も、やっぱ聞いてみるとね、それじゃ実際ゴミをどこへ捨てるんですかって言ったら極端な話、横浜へ今まで持って行ってね、片付けているという人もいました。ですから要するに身近なそういう生活のことを相談かけてやるちゅうことが私は大事なかなというふうに思ったわけでありまして。そんなことで耕地加入ちゅうのも、なかなか総代さんたちの仕事としても大変なことだと思いますけど、ひとつですとね今回の加入促進にあたって、七久保区にもね、こういうことを協力してやってほしいということをお願いをして、当日はちょっと防災訓練でちょっと突拍子もないことが起きちゃったもんで、一緒には行動していただかせませんでしたけれど、区との連携ね、それからもう一つは、午前中の質問にもありましたが、耕地担当職員さんね、この方もね、ご一緒にやっていたらいいんじゃないかなと思いますので、そこら辺もちょっとご検討いただければというふうに思います。

3番目に子育て支援の関係で、ちょっと細かいようなことも含めまして申し上げますけれども、ご検討いただいて次年度予算編成等に反映できたらということで、いくつか申し上げたいわけでありまして、午前中の同僚議員の質問に関連して答弁いただいた子育て支援センター、これにつきましては今年の秋から仮開所を行ってやっていくとこういうことで、せっかくできる子育て支援センターでありますので、これが住民要

望を踏まえた中での事業を展開できるような、そういうことを期待をするわけでありませす。町では3才児を対象とした子育て未来飛行とか、そんなような行事をやっております、町長さんもお母さん方と定期的に懇談をしておると思っております、その中で出されている意見とかを調べましたところですね、飯島町へお嫁に来る方で、飯田・下伊那からね、お嫁に来る方がいまして、こういう子育て支援策でいうと、実は上伊那全体は先程もそうですが、いいことは上伊那全市町村でね、統一してやることがあって、下伊那の場合はそうじゃないということの差違によるサービスの違いというのがあるわけですね。例えば予防接種ですけれども、上伊那では上伊那医師会との協議の中で集団接種というふうになっておるわけですが、下伊那では個別接種ということでありまして、お母さん方から聞くと、赤ちゃんが一番眠い時間に保健センターかそういうところへ行って注射を受けにやいかんもんで、あれなんですけど、個別接種にできないかという要望があるようです。でもこれは上伊那医師会ちゅうか、そちらの方との医療懇ですか、そちらとの懇談も必要なので早々に結論が出ることはないかと思っております、そういう現実もあります。

それから与田切公園の遊具なんですけれども、これが、いわゆるね、3歳以上ちゅうか、保育園以上の子供なら遊べるような遊具はあるんですけど、もうちょっと低年齢の、3歳未満ですかね、の方々が遊べるような遊具というものは、ほしいというお母さん方のご意見がございます。これも多額の費用はかからないと思っておりますので、できれば新年度予算編成の中で検討していただければどうかというふうに思います。

それから次に、「布おむつ」のことについて提言をいたしたいと思っております。

これはなかなか現実的にお母さん方にご理解を得られるかどうか分かりませんが、わが家でも孫については「布おむつ」で子育てをしているところでございます。現実です、赤ちゃんが医療機関で誕生したときから、医療機関で既に「紙おむつ」を使用して、そこからスタートしてしまいます。現在は「おむつ」もですね長時間使用のようなそういう商品もございまして、現実的には便利で使い捨てて、洗濯する必要はございませんので、そういう部分はお母さんにとって魅力なのかもしれません。逆に半面考えますとこれは一つのゴミでありまして、実に燃えにくいものでございまして、環境問題を含めまして、実際は税金がかかっているという、ごみの処理費用にね、かかっている、そういうことが逆に考えられるわけでありまして。実際その赤ちゃんが生まれて、最初のころは「おむつ」は幾つ位いるかと言いますと、1日に20枚くらいいるんですよ。洗濯しにやいかんもんで、そうすると40枚あればだんだんと子育てができるんですけども、これは「紙おむつ」に比較した場合にね、しょっちゅう換えにやいかんということで、赤ちゃんのお尻とか皮膚の状態だとか、そういうのをお母さんと赤ちゃんとでね、このコミュニケーションが取れて、その子供の発育状態がよくわかるということで、赤ちゃんが母親の愛情を受けながら育てることができるというところに、手間がかかって洗濯しにやいけませんけども、「布おむつ」の良い点があるんじゃないかなと私は思うわけでありまして。

そこで今の世の中、便利性ですとか楽をするとかいった風潮の中でもありますけれども、子育てでするお母さん方にご理解を得られないかもしれませんが、例えばね、この飯島町内の子育てサークルだとか婦人団体に呼びかけて、一人2枚くらいの「布おむつ」をね、多くの女性に作ってもらって、協働のまちづくりとしてね、それは出生届に来たときに

親にね、40枚くらい渡して、それを使ってもらおうというようなことを進めていったらどうかということをご提案するわけですね。これは受け入れられるかどうかちゅうことは私もわかりませんが、一応案ということで申し上げます。そうすると大体2,000枚くらいあればいけるのかなということでございます。

このほかにですね、子育ての支援策で、なかなかこの全国的に私も調べてみましたが、要するに医療費の問題保育園の問題ね、保育料の問題とか学童クラブだとか、そういうのはだいたい全国的にやっていますけど、なかなか個性的な子育て支援ちゅうのはあんまり難しいようなんですけれども、今後においてですね、訪問一時保育というのが、要するに子育てしとるお母さんが義理があるとかね、そういうときにそのお家へ保育士が来てもらって保育するという、そういうのがね、制度としてありまして、これがこれからの時代、田舎でも必要になってくるのかなということでありまして、こういうのもちょっと検討課題として考えていただければというふうに思います。

それから先日私の孫も1歳の誕生を過ぎましたが、ある市町村では誕生日にね、1歳の誕生の時に絵本を贈呈するとかいう市町村もございまして一応参考までに申し上げます。

ということでいくつか申し上げましたけれども、飯島町が自立して個性豊かな子育て支援を行っていくということについては、なんかの工夫・知恵がないとお金をね、使うばっかじゃなくての支援策というの、皆で知恵を出して作っていかんやいかんのじゃないかなということをご申し上げまして、いくつかの課題についてご答弁いただければと思います。

町長

いろんな提案も含めて竹沢議員から2回目の質問をいただきました。

私なりにお答えをしたいと思いますけれども、先ずこの交付金事業で現在計画をしております堂前線の伊南バイパスアクセス道路の問題であります。確かにこれは全線開通するまでは非常に、この開通をいたしますと、堂前線開通しますと、非常に交通量が多くなるということはもう目に見えて分かっておるわけでありまして、ただこの堂前線の位置づけにつきましては、単なる全線開通までのひとつの仮設的なアクセスではないということだけは申し上げておきたいと思っております。これは、ひとつには、町全体の幹線道路網としてのこの巡回的な幹線道路網の整備、日曾利線もありますし、その他鳥居原線も変則ではありますけれども、その、抜けるようにはなりませんけれども、やはりこれは、町内のいろいろ危機管理の問題も含めての幹線道路網の最重要な路線になる位置づけということでございまして、全線開通するまでの問題だとか、開通後の問題とかいうことでもなく、では決してないという位置づけでお願いしたいと思っておりますし、それからまた全線開通をいたしましても、駒ヶ根の方へ田切を通して開通いたしましても、これはひとつには駒ヶ根のインターチェンジ、それから松川のインターチェンジを結ぶ上のこの広域農道を中心にした一つの西部幹線との連携というものが非常に強くなってまいりました。で、そのことが飯島へ、ふるさと農道を含めて下りてくるこの幹線網にあると、こういう位置づけでもありますので非常に全線開通したから交通量がばたっと途絶えるというようなことでは決してないと思っておりますけど、まあ影響はいろいろ出ると思いますが、そういう考え方によって今その整備を進めておるわけでございますので、で、当然のことながらこれはその周辺整備環境の問題、土地利用の問題、地域の活性化の問題、総

合的に考えていかなきゃならないというふうに思っております。現在そうしたことも含めてこの開通計画・整備計画に合わせてそのことを並行してやっていくと、いずれまたそうしたことについてのご提案も申し上げる機会も来ようかと思っておりますけれども、是非ひとつご理解をいただきたいと思っておりますし、それからいろいろ細かい点についてのご提案もございました。道路についての愛称募集のような問題も当然必要かと思っておりますし、コスモ・アイタウンの既存の商業集積の更なる活性化の問題も大変で進めていかないとやなりませんし、それから本線自体も含めて景観協定の部分もあるわけでございますけれども、そうしたこととのマッチした連携も含めて、いろんなやはり通過交通だけあるいは堂前線のアクセスだけの役割では困りますものですから、そうした面に広くいろいろと方法を巡らせて、検討をしていかなければならないというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから循環バスの問題でございまして、それぞれワークショップ等でも意見が出されておりますように、ひとつには私共の共同出資経営による基幹病院である昭和病院、これへのバスの路線導入というものは当然考えていかなきゃならないというふうに今現在でも思っております。どういう時間帯でどういうふうなということはこれからの問題でありますけれども、今、福祉バスの問題とか、それからいろいろボランティアで送迎をしとる部分もあるかと思っておりますし、いろんな形で、タクシー券というようなことも併せて、交通弱者といわれる方々への交通手段の支援策もあるわけでございますけれども、1度、白紙的に戻ってですね、もう一遍見直して、それで廃止できるものは廃止していかなくちゃならないし、それからどうしても存続する制度ものは存続していかなくちゃならないというようなことを、ひとつもう一遍原点から、この循環バス導入後の段階でもって想定をして、ひとつ組み立て直したいというふうに考えておりますので、もう少しこれもひとつ時間をいただきたいと思っております。

それからこの未加入者対策の問題、非常にまあおっしゃるように頭の痛い問題でございます。ただ人口が増えて世帯も増えて、そして、活力のあるというような口癖のように言うわけでありまして、やはり、ここに飯島地の土地を求めて、気に入っていただいて、住んでいただく方達でございまして、大変ありがたく歓迎をしていかなきゃならないということは当然でございますけれども、ここの住民としてなっただく以上はやはり住民、飯島町民としての責務と申しますか、義務と権利ばっかじゃなくて、その地域に合ったひとつの生活もしていただきたいというふうに思うわけでありまして、決してこの腫れ物に触るような考え方だけではどうも、この地域として成り立たないというふうに思っておりますので、その辺のところ非常にまあおっしゃる様に難しいわけでありまして、いろいろマニュアルのご提案もいただいておりますけれども、きめ細かくまた印象も良くしながら、是非ひとつそうしたことにも実際にご理解をいただくような努力をしていかなきゃならないと。それぞれの耕地担当もおりますので、その地域地域の実情に合った、区なりそれから耕地総代さんとの連携の中で、また職員も一緒になってまたやっていかなきゃならないというふうに思っております。

また子育て支援の問題でいろいろ現場を体験されたかどうかわかりませんが、非常に現実的に即応した形での体験の中から、ご意見をいただいております。

こうした問題については、お話にもございましたけれども、二月に1回3歳児の乳幼

児健診の機会に合わせて、子供の子育て未来飛行というのを保健センターでやって、私も都度、虫歯の表彰も含めてお母さん方と、小（こ）1時間、意見を聞く懇談会をしておるわけでありまして、いろんな今出されたようなご意見が出ております。確かに上伊那の風土、因習的には統一した面があるわけでありまして、下伊那の例も出されましたけれども、広く県外から来た方たちは非常に違和感ももっておるのは事実でありまして、いろんな生活の中で、なかなか思ったような、こう意外だったというような意見もいろいろ出ておりますけれども、やはりこれも地域に馴染んでいただくということが前提になるわけでありまして、ひとつには予防接種の問題ありましたが、これは確かに出ました。そこでちょっと課長の方からまた申し上げますけれども、医師会等との問題があつて、はいわかりましたそうします、というわけにはちょっといかない面もあるわけでありまして、よく説明をさせていただきたいと思っておりますし、また「紙おむつ」の問題も、前に出された課題だったかと思っております。非常にこの使い捨ての「紙おむつ」でなくて、昔からのこの木綿の温かい温もりの「布おむつ」というものの価値というものをもう一遍、私もそう思うわけでありまして、今、粉石嶽の皆さんが取り組んでいただいたような感度でもって、やはりもう一遍これは原点からこうしたものを、ひとつ環境問題も含めて考え直す必要があると、やはりそこには「ずく」を出していただかないと困るなというふうに思っておりますので、そうしたことも含めて、いろいろまたいろんなこととお話し合いをする若い奥さんや、また女性層の場面もあるかと思っておりますので、ひとつ提案なりご意見なりを聞いてやってみたいというふうに思っております。

絵本を配ったらどうかというのは、ご承知でなかったかとも思っておりますけれども、毎回のこの子育て未来センターの中で、ピカピカ賞と同時に絵本を贈ってお母さんが絵で見る一つの教育にやっていたらということでも既に実施をしておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。以上答えになりましたかどうかお答えいたします。

住民福祉課長

予防接種の関係でございます。個別接種について検討できないかというお話でございますけれども、これにつきましては特に上伊那の場合、当町もそうですけれども、長い歴史で集団接種を実施してきたというような事実でございます。これはやはり料金というかですね、コスト的な面もございまして。そういった中でありますけれども、すべて集団接種ということではなくて、麻疹とか風疹こういったものについては個別接種に移行をしつつあるとこれも事実でございます。こういう希望もあるという声を聞きながら、今後に向けて検討を進めていくと、研究していきたいと、こういうことでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

それぞれご答弁をいただきまして、今後の活動に期待を申し上げますところですが、まちづくり交付金でございますけれども、総額9億3,400万、これに関連の事業債ですとか地域住宅交付金を合わせますと約18億8,000万ほどの費用の事業プロジェクトが、19年度から5か年間にわたって行われるということ、それによりまして、安心安全のまた誰もが安心して住むことができる飯島町の推進ということの事業が推進されるわけでありまして。そういう意味で国土交通省の支援も大変ありがたいわけですが、本事業がいくつものメニューがございまして、これを行うことによ

って、町民の皆さんに実施してよかったというふうに、事業評価されるような取り組みをお願いしたいと思うわけでありまして、そのためには町長以下全職員が担当の枠を超えて、横断的なプロジェクトに今回なるように思いますので、そういう意味では部所を超えた中で、お互いにこの事業の必要性とかそういうことの共通認識の上に立って事業推進をしてほしいというふうに思いますので、職員の周知等よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それから子育て支援についてもいくつか、その案を申しあげましたけれども、今後平成19年度予算編成が12月には、冒頭、町長の予算編成示達方針から始まって作業が始まっていくと思いますけれども、協働のまちづくりを進めていくわが町といたしましては、ひとつは予算を伴う政策を進めていくと、もう一つはお金をかけなんでもできるような部分を職員の皆さんにも知恵を出してもらい、町民の皆さんからもアイデアを求めてやっていくと、そういう組み立てがこれからのまちづくりに必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、そういう意味で私も常にいつも申し上げておりますけれども、キラリ輝く飯島町というのは、やはりその、どこの市町村でもやっているようなお金をね、十分使ってやる事業なんちゅうのは、ある意味、誰でもできると思うんですけれども、そういうことでないところで、皆で知恵を出してやるところに個性豊かなまちづくりちゅうのはあるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、そういうことを含めて、今後の町政運営を含めまして総括的に町長の今後に対する決意を述べていただいて私の質問を終わりたいと思います。

町長

今後の行政運営いろいろと厳しい面もあるわけでございますけれども、その上に立ってこのこれからのひとつの地域づくりの根幹であります「まちづくり交付金事業」、一部にはこれは町全体では道路改良等の大型のものも要望として出されておるわけでありまして、やはりこうした根幹的な部分を整備していくという前提に立って若干先送り、まあ若干と申しますか、ふるさとづくり計画では限りなく先送りするこの、犠牲といっちはなんですけれども、そういった部分もあるわけでありまして、そうしたことも含めてこの交付金事業、大変まあ多くの予算を投入していかなきゃならないわけでございますが、これが町全体に評価として潤うような形に、見えるような形で進めていかなきゃならないというふうに思っております、当然のことながら全職場挙げて、ワークショップの中でも関係課それぞれ立場で出席して連携とっておると思っております、意見も聞いておると思っておりますので、これからの具体的な施策づくりに連携をとってやってまいりたいというふうに思っております。決してあの予算だけを付けることが行政運営ではございません。そうした面も含めてやはりソフト的な精神的なことも含めて明るいまちづくりのため今後一層努力をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

竹沢議員

以上で終わります。

議長

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(暫時休憩)

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

6番 三浦寿美子 議員

6番

三浦議員

それでは通告をいたしました、これからのまちづくりの課題について、質問をさせていただきます。

先ず、最近、特に貧富の拡大が問題視をされております。都留文科大学の後藤道夫教授は、生活保護基準以下の貧困層が拡大している今日の減少を指して、絶対的貧困が問題なのだと言っておられます。介護保険制度は働いているとほとんど対象にはならないので、生活保護基準額以下の収入の勤労者世帯が急増していると指摘をしております。暮す上での各種の控除や税負担などを考慮した計算で表しますと、2002年の調査では若い勤労夫婦、子供がある世帯で、妻が30歳から44歳の600万世帯で見ると、30%以上が生活保護基準額に満たない世帯であると報じております。母子世帯は極めて深刻な状況であるとも言っておられます。2002年の就業構造基本調査の賃金給料を主な収入とする世帯は30,350,000世帯で、生活保護基準額以下の収入の世帯が1997年と比べると、5年間で1,150,000世帯増えているといわれ、5,380,000世帯になっているそうです。高齢者世帯でも生活保護基準の2級地一で見ますと、年金・恩給が主な収入の70歳以上の2人世帯、年収が1,880,000円が15%、単身者世帯で1,290,000円が33%で、生活保護基準を下回っているとのこと。25歳から34歳の男性の配偶者の有無の率は、年収が少ないほど低いとの結果も先の就業構造基本調査で出ておまして、生活保護基準以下の収入の若者世帯も増えているという結果が出ているとのこと。現在派遣などの非正規雇用の若者が3人に1人と云われております。現状と大きな関連があるように私には思われてなりません。そこには結婚ができない、そういう実態もあると思われ。高齢化社会が財政を圧迫しているという以上に、若者世代を取り巻く環境の方が深刻であるというふうにも感じるわけでありまして。そうした深刻な社会問題が拡大している中で、更に公的年金の控除の縮小や、老年者控除の廃止、定率減税の縮小が追い打ちをかけるように行われました。収入が増えていないのに結果的に所得が増えたことになって、所得税や住民税の負担増、また連動をしまして国保税や介護保険料、保育料や所得制限のある町単独の福祉施策などにも影響があるんじゃないかと思っております。住民生活への影響や町政への影響について、どのように捉えておられるのかお聞きをしたいと思います。

6月の議会でも一般質問をいたしましたので、細かいことはあまり述べませんが、介護保険制度や障害者支援法、医療制度の改正による住民への影響については、最近ではテレビでもドキュメントとして取り上げられるなど、制度改革の不備や矛盾もでてきております。住民への影響の把握や対策を講じる必要があると考えられますがいかがでしょうか。

まちづくりの重要な課題のひとつに、健康づくりがあります。今までも大変に努力をして健康づくりに努めてきた飯島町ですけれども、更なる推進をするための方策が必要ではないかと私は感じておりますが、方策はおありでしょうか。また2008年から、検診についての国の方針が大きく変わると言われております。対応するための準備をどのように今後進めていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

町の活性化や財政の確保のために、これからこれらの問題について対応していくためには、必要な部分であるというふうに見ております。今後の財政確保のための改善や、導入が見込めるような施策や事業についてのお考えがおありのようでしたらお答えをいただきたいと思います。前段に皆さん質問されておりますので、重複する部分がありましたら省略をしていただいて、ご答弁をお願いしたいと思います。

町 長

それでは三浦議員から、これからのまちづくりの課題について、いろんな点についてのご質問をいただきました。

先ず、税制等各種控除の廃止に伴う、税の負担増による住民生活の影響、また町政・町の財政への影響についてでありますけれども、触れてお話ございましたように、平成18年度の税制改正では高齢者控除の廃止、それから年金所得控除の減額、高齢者の非課税措置の廃止、生計の同一妻への均等割の賦課、定率控除の縮減等が行われたところでございます。このうち主な実施内容につきましては、平成16年度において、平成13年の12月に閣議決定された、いわゆるこれからの高齢社会対策、この大綱というものが基本になっておるわけでございまして、ここから派生をして、65歳以上で合計所得金額が10,000,000円以下のものについて、高齢者控除480,000円、これは所得税では500,000円でございますけれども、この控除の廃止と65歳以上の年金受給者の公的年金控除が1,400,000円から1,200,000円になったと、こういう改正が行われております。で、これから2点の改正に伴う当町の影響額についてでございますけれども、対象人員で約4,800人おられるわけでございまして、影響額につきましては、高齢者控除の廃止分が約5,800,000円、それから年金所得控除の額の改定分が3,000,000円、合わせて8,800,000という税収に直結する影響額というふうになっておるわけでございます。また併せて今回の改正に伴って、介護保険料や国民健康保険料、それから各種の医療費、障害者・母子家庭等の各種の福祉制度に住民負担の増加、給付の引き上げ等による連動的な影響が出てきておるわけでございまして、心配をしておるところでございますけれども、いずれにいたしましても国・地方の厳しい財政状況の中で、時間をかけて国の税制調査会等で十分議論した上での税制改正でありまして、私ども自治体の立場としては、やむを得ないというふうと考えております。

なおまた、一方的な減額のみでなくてですね、本人や家族の負担額は全国民・町民、一律ということではございません。本人・家族の所得の状況に応じてこの保険料や施設等のサービス料は、減額または免除措置が制度として講じられておるということを、ひとつ、お含みいただいております。

それから次は、介護保険や障害者支援、医療制度の改正による同じような住民影響の問題と、それからどのように把握と対策を講じるかという問題でございます。介護保険制度につきましては平成17年の10月に施設利用において給付の見直しがありました。食費と居住費が利用者負担となりましたことはご承知のとおりでございます。この影響につきましては、居住介護支援事業所を通じて調査をいたしました。利用者負担に応じて利用日数を調整して、利用されている状況を把握をいたしました。日数が調整されたことによる苦情等は現在のところございませんけれども、利用者負担額が高額になったり、高額サービス費の給付の該当になった方には、お知らせをして償還払いによって給付をしておるところでございます。そこで18年今年の4月の改正につきましては、

事業計画の見直しによりまして、介護保険料を改定をしたところでございます。昨年度より少ない額の保険料額となる所得階層第2の段階の方は、250名の方が該当になったわけでありまして、それから税制改正によって所得段階が上がった方については、18、19年度の2年間にわたって、この激変緩和措置によって保険料が軽減をされてまいります。更にまた障害者自立支援法が4月より施行されまして、サービスの利用にかかる利用者負担額が原則1割となりました。利用者の属する世帯の所得状況によりまして、利用者負担の上限額がゼロから37,200円があるわけでございますけれども、この額を超えて利用者に請求されることは決してないということございまして、利用者の上限額を超えられる利用者は月、町内の場合では、3名程度というふうと考えております。

それから現在の医療制度は、住民の安心を確保するための国民皆保険制度でございまして、この制度を維持持続するための医療制度の改革が行われまして、昨日も条例等でお願いたしましたところでございますけれども、この10月からは高齢者の現役並みの所得の負担が、自己負担が2割から3割に変わること、ただしこれは負担限度額がやはりございまして、実際の外来支払い額の限度額は3割になった方で、一月多くても4,200円までの増加が見込まれるということになってございます。そこで飯島町では3割になる該当の方は130人前後というふうにご踏んでおります。一方で一般高齢者や外来低所得者には変更はございません。そうしたことが2つ目の質問のこの医療制度の改正による影響額という捉え方をしておるわけでございます。

それから、健康づくりのための更なる推進のための方策、特にまあ2008年から国の新検診の改正に対応する準備等についてでございます。従来実施をしておりました老人保健法に代わる検診の制度として、2008年から医療保険者に検診・保健指導が義務付けられてまいります。市町村といたしましては、国保保険者に対する検診・保健指導を実施をして、健康度の改善効果とレセプトというものを突合をして、データの分析を行うことによりまして、健康増進計画の作成及び予防事業の効果を評価をしていくと、こういう作業が入ってまいります。また検診と並んで、食育の問題それから特に禁煙等の普及啓発に努めることも今まで以上に義務として求められてくることとございまして、如何にしてこの予防保健、保健予防という観点でこれからの医療費というものの考え方をしていかなきゃならないかということで大変重要なテーマになってくるわけでございます。これらによりまして糖尿病等の生活習慣病、この、有病者、予備軍も含めて全体で25%を国として削減することが目標でございますので、我々それぞれの自治体においても真剣に取り組んでいかなきゃならないと、予防の医療の考え方であるというふうにご考えております。

そこでご質問の、これに対応する準備といたしまして、国保医療費の適正化を図って、生活習慣病のできるだけ重症化、進むことのないように予防する視点で、保険者のレセプトを重点的に分析を現在始めました。これを増進推進計画に反映をして、2008年度から保険者に義務化される特定保健指導を、効果的に実施をしておきたいというふうにご考えております。なおまた働き盛りの住民の皆さんの健康管理としては、今年度からは一つの試みとして、各消防団の分団に出向きまして健康づくりの教室を実施してございまして、このことは生活習慣病の重症化予防はやはり20から30代から始まっていくと、いかなければ将来に対しての効果につながっていかないという観点の中から、こうしたことも捉えて実施を始めたところでございます。

それから最後に、町の活性化や財源確保、導入が見込める施策等いろいろご質問ございましたけれども、既に午前中からいろいろな質問の方に対しての考え方を申し上げてまいりますので、詳しくは申し上げませんが、いずれにしても国の三位一体の改革等によりまして、厳しい市町村の限られた財源の中で如何に効率的な活力ある地域づくりを目指していくか、という非常にまあ知恵を絞った難しい問題であるわけでございますけれども、やはり基本となるこの地域総合計画とふるさとづくり計画に示されておりますように、身の丈に合った歳入を見て、そしてできるだけ身の丈に合った財政運営を務めながらも、財源対策、財源確保対策というものにはどうしても力を入れていきたいと、そのことが人口増活性化対策であり、それからまた協働のまちづくりの活力あるまちづくりということにつながっていくわけでございますので、若者定住圏計画あるいはまた企業導入計画構想というものを、相まって複合的に組み合わせて精一杯努力をしていくというふうに考えておるところでございます。以上1回目の質問に対するお答えといたします。

三浦議員

それでは2回目の質問をいたします。ただ今、私、非常に今社会的な貧富の格差が拡大しているというふうに最初にお話をしながら、税の負担増などについても、どのような状況にあるかということについてお聞きしたわけですが、そういう中で、現実には例えば私の知っているお年寄りも、今回の税制改革によりまして、年金、年金は皆さん年金受けている方は、減っているというふうに皆さん言っておいでですけども、収入が、年金生活者の皆さんは収入が減っているというのが現状でございます。そういう中で、介護保険料は所得が今まで非課税だった方が課税者になるというような中で、保険料が増えているというようなことも言っておられて、ある方は年間で70,000円ほど、さまざまな今までの保険、税金などを比較してみますと、70,000円ほど税が増えたと言われております。70,000円の負担が増えた方というのは、結構な年金をいただいている方かなとも思いますけれども、そういう中で70,000円といえば、生活保護基準で、本当にこの限界では独り暮らしをされている方がそれに足りるか足りないかということで生活をしていらっしゃるわけですので、大きな金額というふうに私は捉えております。

またそういう中で、若者の子育て、例えば保育料ですけども、せっかく軽減策も盛られまして、先だつての8月の「広報いいじま」では保険料が7月から据え置きになり、第2子以降は3分の1の減額とこのように伝えられております。しかし例えば非課税でC2の世帯が課税になった場合には、約、3歳児未満ですと未満児ですと4,800円、3歳児だと5,000円、4歳児ですと5,100円月々の保育料が増額になるというふうに見られるわけですし、ほんとに大きな出費にこれがつながっていくと、パートで働いているお母さんですと、ほんとに一生懸命働いてきたその日の分が、保育料に新たな増、この増えていない収入に対しての税の増額によって失われていくというか、そちらの方に持っていかれるというような状況が生まれてしまって、せっかくのこの軽減策が何であったのかと、いうふうなことにもなりかねないということを私は大変に心配をしています。

そういう中ですので、是非検討をしていただいて、この非課税から所得は増えていないが課税になった世帯についてのこれからの対応、減免というような対応策が求められると、そういう支援が必要になってくるのではないかとこのように私は思っているところです。

また、私の知ってる方では、今まで非課税であったけれども、収入が増えていないのに課税になってしまったので、もう生活を切り詰めてやっていくしかないけれども、何を切り詰めるのかと言っておられました。その方は、医療費を、まあ今まで血圧のためにお医者さんに行ったり、足腰痛いのでそちらの方もお医者さんに行ったりと、いくつもお医者さんに行っていましたけれど、血圧の薬はどうしても飲まにゃならんで、ひざの方の痛いのは我慢するかというようなことや、今まで少しお魚も食べておったけれど食べる回数を減らそうかとか、そんなことも口から出ておりますので、やはり非常に精神的にもまた生活の中でも大きな負担になっているというふうに感じておるところです。

そういうことを考えますと、やはり収入が増えてないけれども課税になってしまって非常に生活の苦しい、そういう方に対しての減免の措置というものが、私は、考えていかなければならないというふうに思うわけです。今の減免の制度では対象となるのは非課税の世帯ではないでしょうか。課税になった世帯に対して減免の措置はできないのではないかとこのように、私は捉えているんですけども、いかがでしょうか。

それから、医療の問題につきましても、医療と介護を兼ねていると思うんですけども、療養病床型のベッドが削減されるということで、すでに療養病床型のベッドを持っているところが、その部分については閉鎖をしてしまうというようなことも起きているというふうに聞いております。介護保険というのは介護者が在宅で、また気楽に負担が少なくなるようにということも含めての導入であったというふうな、そんなふうな捉えているところなんですけれども、実際には家ではとてもそういう、病院から家に帰ってきて、本当は医療も必要なそういう家族を看るということは大きな負担であって、逆の方向に後退をしてしまうというふうな感があるわけです。介護保険料は今までの非課税から課税になれば、いくら緩和措置があるといえども数年後には普通に、また、それだけの保険料が必要となるわけですので、やはりそれでよいのかということになれば、そこに課税者であっても減免の制度が必要になってくるというふうにも思われます。生活そのものが変わったわけでも、収入が増えたわけでもないわけですので、当然今まで非課税だったといえば、いうことですので、その方が私は本道だというふうに考えているわけです。

それから障害者の方々には健常者の皆さんと同じように生活するためには、補装具や介助など必要であり、それで皆さん障害のない方たちと同じに、普通の健常者として生活できるということだと思います。そうした権利が、権利として今までそういうものが認められてきて、まさか利用料を取られるなどということは今まで考えてもおらなかったのが、今実際には、自分が生きていくために、何が何でも必要な、皆さんと同じように生活するために必要な、そういう補装具などに利用料が、サービスとって利用料が取られるというような非常に驚きの今施策がとられているわけですけども、そういう中で応益負担というのは本当に今、社会問題となっています。やはり自立が大事ですので、地域の中と言って制度もどんどん変えられているわけですので、自立のできるそうした環境を造っていくことが、私は今まさに求められているというふうに思っております。そういう点でも町の独自の利用料の軽減策、免除など必要ではないかと、特に、こまくさ園などは今すぐ法律に基づいて、会を変えていくというふうにはなく、5年間の猶予期間というか、それを見てというふうにお聞きをしておりますけれども、こまくさ園だけが障害者の皆さんの利用している施設ではありませんし、皆さんいろんな

ところで支援を受けているわけですので、そうした支援策が必要ではないかというふうに私思っております。

それから、次に検診の問題なんですけれども、先ほど2008年から検診の制度が変わるということで、本当に大きな方向転換といふふうに私は思っております。しかし今行われている基本的な検診や、がん検診、婦人科検診などさまざまな検診については、このことで多くの皆さんが重度の状態にならずに、早期に病気を発見して治療をされているということもあり、今までの飯島町の医療費の高騰を抑えてきたという役割を私は果たしてきたというふうに思っておりますので、大きな転換によってそれが後退するようなことのないような、これから捉え方をして、方策を作っていくかなければならないのではないかと、また先だって、医療生協の医師が町長とのホット懇談にお見えになって、是非、町の中の医療機関で検診を、町の受診の機会の拡大ということで、させてもらえないかというふうなお話に見えたと思っておりますが、51%の受診率というふうに言っておられました。じゃあそれで、国の基準に満たしているからいいかといえば、私はそうではないと、本当に多くの、100%に如何に近づけるかという努力をすることが、町の皆さんの健康を守る、また健康づくりの町に一步進める大きな力になるというふうに思っております。地元の医師の皆さんは、検診について協力をしたいというふうに、表明をされているというふうに、お聞きをしておりますので、是非そういう立場で、またこれからの検診の方向が変わることによって、特に地元の医療機関は重要な役割を果たすというふうに変ってくると、私は考えておまして、体制を整えるために、是非来年度から地元の医療機関の支援を受けていくというふうなことも行っていかないと、いうふうに考えておりますがいかがでしょうか。

それから、今度はそういう、いろんな施策をした中で、財源の問題というのも非常に大きな問題です。昨年、坂本議員が質問いたしましたけれども、入札問題でございます。私はこの入札の落札率によって大きな財源が生まれたり、財源が取り崩されていくというふうなことを感じるわけですので、例えば、東部の保育園の工事については、98.5%の落札率であったというふうに、落札率でございました。指名競争入札を2回行って、予定価格に達しなかったので随意契約で2回、その結果決まったというふうにもお聞きをいたしております。住民の皆さん、ある方からも、どうもそういうことがあるということも信じられないが、どうなっているのかというふうな声も聞いております。こうした入札制度の改善という点では、この上伊那の中では、箕輪町では落札率が低いとお聞きをいたしましたので、その手法についてお聞きをしてみました。事前に予定価格を公表をしまして、一般競争入札で郵便で行うというふうにしたことによって、70%台で落札がされているとおっしゃっておりました。で、あまりにも低い率のものについては除いておると、で、問題はないのかと聞いてみましたが今のところは全く問題はなく、きちんとした仕事をしてもらっているというふうにお答えをいただきました。そういうことで入札制度について見直しをすれば、例えばこれで10%違うだけでも、大きな事業でしたら、ほんとに福祉の減免とかそういう施策に対してそこに向けられるという大きな額にもなるわけですので、そこらの改善、手をつける必要があるのではないかと、いうふうに考えるわけですね。いかがでしょうか。

それから、小規模公共工事希望登録制度というのを実施している自治体があるというふうにお聞きをしております。小さな規模の修理とか修繕など町内の大工さんとか解体業

者さんとか電気屋さんとか、さまざまな業種の皆さんに登録をしていただいて、その時の事業の内容によって仕事を受けていただくというふうな登録制で、もう少し細かいことについては、ここでは説明はしておれませんが、そんなような内容の制度も使っているところがあるということですので、町内業者の皆さんの仕事量を増やし、町の活性化にもつながるというふうに考えておりますので、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

また、6月に宮下寿議員が、庁内の物品の購入などに、町内の小規模業者の皆さんの登録制度を設けたらどうか、というふうな質問をされていたと思っておりますが、このようなところにも関連付けて、町内の業者さんの仕事量を増やして、町の活性化につながるような制度を設けてはどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。2回目の質問を終わらせていただきます。

町 長

再質問の中で、まあいろいろ考え方があろうかとは思いますが、この国政、国の政治レベルでのいろんな国の制度なりまた仕組みなりをこうやっていくことについての、われわれ自治体との関連、いろいろ要望もしたり、またお願いしたりということで、特に、地方6団体あたりを中心になって窓口としてお願いしていくわけでございますけれども、その経過を経て、十分に議論の末に決まったこの制度改正、まあご質問のありました税制改正なりまた介護保険制度なり、この結果はこれは我々国民の、一つの法治国家でありますから、それ沿っていかねばならないことは当然でございます。それ以外に自治体の裁量でもって、そうした国の制度とは違った形で行政を進めていくというわけには、これはとてもまいらないわけでありまして、ご承知のとおりだと思います。特別、まあ交付税の不交付団体でもあればまた別でございますけれども、そのことを先ず基本にご理解をいただいて、で、結果として今お話にもございましたが、町は独自の保育料なり、子育て支援の部分での乳幼児医療の問題なりを進めてまいりましたけれども、結果としてそのことが各種控除の引き上げによって所得の階層が一部変わるために、飛んでしまうんじゃないかという心配がある。確かにまあそういう意見もあろうかと思っております。ただ、これを放っておいて、そのままだったら更に上にランクした負担が増えておるというふうなことでございますので、国の制度とこうした自治体の制度との板挟みの中で、大変まあ苦しんでおられる方もおろうかと思っております。であの、全体としては先程来それぞれの方にご質問申し上げましたように、確かに所得格差、地方と都会との格差、企業間格差があることは当然でございますけれども、それはそれとして、少しでも真に手立てをして支援をしていかなきゃならない方については、重点的にしていかなきゃならないということは再三申し上げておるわけでございますから、一応、住民税等の算定も6月を経て、今課税に新しい年度に入りましたので、そうした国の制度との実際に影響のあるランクのものを、もう一遍算定を税調を判断をしましてですね、それぞれできるだけの子育て支援を更にしていきたいということ再三申し上げておりますから、新しいまた予算編成、実施計画等の中で十分検討をして、分析をした上でまた考えられるものは考えていきたいということでございますけれども、いずれにいたしましても財政の均衡、健全化ということは大前提でございますし、一方でまたそうした方に目を向けていかなければならない施策も必要ということでございますから、ひとつもう少しまた時間の経過とともに検討をして答えを出してまいりたいというふうに思っ

おります。

当然、三浦議員も今お話、おっしゃっておいりましたけれども、この自立をしていくというその前提がないと、やはり行政頼み、国頼みだけではもう成り立ちません。その自立のできる方策が大切なんだというふうに三浦議員も今おっしゃっておりますので、やはり原点はそこだろうと思います。したがって如何にその手法として、そうしたことを知恵を出していくかということでございますので、個々の問題について十分また検討を加えてまいりたいというふうに思います。

それから、検診制度の問題でありまして、医療費の問題それから、できるだけ病気にならないようにいつまでも健やかにというようなことで、いろいろ敬老の激励等にも過日も回りましたけれども、予防保健、予防介護というものは、これからの健康づくりのテーマになってまいりますから、そういう面で一層の施策の上でも努力を重ねていきたいというふうに思っております。今、集団検診が主体という形でございまして、個々の都合によっては個別検診も是非ひとつ門戸を開いてというようなご意見で、過日もいろいろ懇談もいたしました。ただまあこれには町内の医師の方のご協力が無いと、なかなかできる問題ではございませんので、個々バラバラにいろんな検診が入ってもなかなかまた、待ち時間等の問題もございまして、いろいろあるわけでございまして、今、医師会の皆さんの合意が得られるというようなニュアンスの発言もございましたけれども、過日も医療懇談会をやりましたけれども、なかなかそうした、まだ合意を得るという段階には至ってないことは事実であります。これは理事者も職員も出席をしております、でまあ、その方向付けといたしましては2008年、平成20年のこうした検診制度の大改革がございまして、それを照準にひとつ十分検討を加えていくというようなことで今現在進めております。また医師会の皆さん方とも意思の疎通を図りながら、協力をいただけるものならば協力もいただきたいというふうに考えてまいりたいと思います。

それから入札制度の問題でございますが、これも財源との過去の問題とも絡んで当然でございますけれども、この入札制度につきましては長野県の今までの歩み、それからいろんな調査の中でもいろんな試みがされておりました十分承知をしております。決してこの入札制度というものは厳正・適正それから公明性、特にまた競争性もないとこれはいけないわけでございます。そうした線に沿ってやっておりますけれども、まあ今三浦議員もおっしゃっておいりましたけれども、この地域の業者が潤うこと、これもやはり大事だろうと思います。税金としていただいたこの財源にしているような事業を進めているわけでございますから、この財源はなるべく地元で還流をしていくことが、この地域の経済の活性化につながっていくというような、一方の考え方もしていかなきゃならないわけでございますので、そうした意味でいろいろと今の町の入札のあり方、業者選定委員会を中心に進めておるわけでございます。特にまた以前から出されております小規模の事業者、まあ町の中に多くの技術屋さん大工さん等も含めておられるわけでございますので、決してこの入札制度に乗ったというような上段に構える方法ではなくても、いろんな施設でそうした部分も出てまいりまして、今までもそうしたこともある程度の検討してきておりますので、その辺につきましてもまた助役と、特に教育委員会あたりはそうした日常の修復・修繕的な部分もあるかと思っておりますので、実態をお話を申し上げてお答えとさせていただきます。

助 役

入札制度の件でございます。落札率に触れてのご質問でございます。おおかた今の町長の答弁で足りておられるわけでありましてけれども、若干補足をさせていただきたいと思っております。

先の東部保育園の建設工事に触れてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり指名競争入札で2回の札を入れてもらっておるわけでございます。予定価格に達しないということで、まあ随意契約ですね、協議に持ち込んでお受けをいただいております。これは大変難しい点でございまして、設計額と予定価格の設定、これは非常にいろんな考え方がありまして、予定価格があまり厳しければなかなか落札には至らないという現実がございまして、これは予定価格の設定につきましては、それぞれに特にまた補助制度になりますと、補助金制度に乗った事業になりますと、大変厳しい判断も求められるわけでございまして、まあそういうことで結果的にですね、2回の入札では落札に至らなかったということで、そこにいきます。そういう結果になりますと、やはりこの予定価格とそれからいわゆる落札価格との間はかなりまあ拮抗してくるわけでございます。そこにまあ落札率が非常に高くなるとこういう結果がございまして、いつもご指摘をいただくところでございまして、この辺の判断はなかなか難しいところでありまして、そこでまあ箕輪町方式、箕輪町が採っておりますその受注希望型と申す方法があるわけでありまして、あらかじめ予定価格を設定をいたしまして、それによって、まあ箕輪の場合には郵便応札のようでございますけれども、これにつきましては只今町長からお話がありまして、きわめて広い範囲に応札の範囲を広げるということにもなりますので、やはり地元の業者との、いわゆる地元の、いわゆる工事としてお受けできるという要素が非常に低くなってまいります。そういう点で非常にまあ町といたしましても、そういうところにも配慮をしていく必要もあるわけでございまして、なかなか制度的にこれを採用していくにはいくつかの問題がありまして、庁内でも検討いたしてまいりましたけれども、町では現段階では指名競争入札とこういう方法をとっておるのが現状でございます。

それから小規模修理工事等につきまして登録制の採用でございますが、これは先に宮下寿議員からのご質問がありまして、その折りにも答弁を申し上げたところでございまして、お話のとおり小規模のものでございまして入札にはなかなかすぐわない。そこでまあ町の規則でいきますと、見積りをですね複数の業者から取って行くと、こういうことでございまして。この見積りを取る段階で今ご指摘のとおりですね、業者の登録制を採用するか採用しないかという問題でございますが、大きな自治体等におきまして、多くの業界を抱えておるような自治体では、やはり登録制をとっておくことが非常に有益かと思っておりますけれども、特に飯島くらいの規模では町全体で、もう業者をすべて把握ができておるわけでございまして。登録をしてある、登録をしていないによってまたひとつお願いをするかしないかという問題も出てまいります。改めてまた工事をやるについても、その登録業者からどういうふうを選んでくるということもございまして、そういうような実態から当町といたしましては登録制は採っていませんけれども、それぞれの仕事に合わせまして、あらかじめこちらからお願いした業者から複数の見積りを取ってやっておると、こういうことでございまして。実情そんなことでございまして、いずれにいたしましても、透明性、それから公平性、まあ最終的には競争の原理を大事

にして、制度を間違いなく運用してまいりたいとこんなように思っております。よろしくをお願いします。

教育次長

教育委員会で行っております小規模の修繕等についての実態を、少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、おかげさまで今の学校関係それから教育委員会の所管施設も築後10年、それから大規模改造等を行っております、今のところ修繕費は、例えば飯島小学校でいきますと年間管理費の修繕費は300,000程度でございます。そういった小規模の工事でございますので、小回りの利く方をお願いするのが一番ベターでございます。かつては役場にそういった技術を持った方が臨時でおいでになりまして、非常に重宝しておったわけでございますけれども、今はそういう職員を置いてございませんので、町内のそういった技術を持った方々に、小回りの利く形をお願いをしていると、そういうのが実態でございます。過日も予算をいただきました、学童クラブの下駄箱等につきましては、町内の大工さんに直接お願いをいたしまして、下駄箱をすぐ作っていただいたと、こんなような取り扱いをいたしております。

三浦議員

それでは3回目の質問をさせていただきます。

ここ数年の滞納者が増加をしているという傾向の中で、今回の非課税から課税者に変わっていくという方の支払い能力についても、私は非常に心配をするわけですが、滞納者が急増するなんていうことがあってはならないというふうにも思います。そういう意味では減免などで滞納にならない、そうは言っても、税を払っていけるというような対応が求められるのではないかとこのように思うわけです。町長はこの前もそう、いつもそうなんですけれども、ケースバイケースというふうにおっしゃっておられます。しかしケースバイケースというだけでは、公正で、住民から見れば公正ではないという部分が出てくるのかなというふうにも思いますし、きちんと実態を把握をしながら、基準を設けて支援をしていくというような、きちんとした体制でもって、やはり対応をしていくということが、私は必要ではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

それから先程の入札制度の問題ですけれども、町としては指名競争入札をということでお答えがありました。で、東部保育園の問題、落札の問題もそうなんですけれども、それにはやはり設計価格というものが大きな影響をしているというふうに考えております。専門的な人を見ると、以前に私に言われた方がいるんですけれども、もっとあれだったら安く、やりようによっては出来るんだというような話や、例えば付属品の、ほんとに簡易なものにすれば、もっと安くできるんだと言われる専門の方もおいでになりまして、やはりそういうことを考えますと、如何に安く事業を上げるかということによって、予定価格も下げ、落札率も下がるというようなことも、あるのではないかとこのように思うわけですし、そういうチェック機能を、設計の単価、見積価格についてのチェックというようなことも前段にあることで、もっと安い事業費で上げていくというようなことかできるのではないかとこのように、私はその方のお話をお聞きしながら感じたわけですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。お考えというか、取り組みを、是非今後していく必要があるというふうに私は考えておりますので、その辺についてのお考えをいただきたいと思っております。以上質問を終わります。

町長

わたし自身が、常々いろんな措置を講じていくに、ケースバイケースだというようなことを常に言っておるというようなふうには、おっしゃり方をされたわけでございますが、私の記憶の中で常にケースバイケースだなんていうことを言葉として出して言っている、つもりもございませんし、記憶もございません。議会の皆さん聞いていただけると思いますが、いかがでしょうか。当然これはきちんとした基本に沿って、そしてその公正盛大な考え方の下に、いろんなものは処していかなきゃならないということでございますから、今後とも決してあのケースバイケース、思い付きなことで行政というものの運営をしていく気持ちは毛頭ございませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それから公共事業、保育園の例の中で、あの施設がやり方によってはもっと安くできる、確かにやり方によっては安くできるかもしれません。必要な鉄筋を抜いたり、基礎を薄くしたり、これはまあ、どなたが、どういう見解の中で言われたかわかりませんが、ひとつの仕様に基づいた適正な設計の中で、如何にそれを安く受けていただけるのか、これが競争入札制度の原点でありますから、ただ、この入札の差金が、返せば確かにこの町の財政の、財源の節約といえますか、財源としてなることは当然のことです。ただその設計に至るまでの段階です、一概にこの、予定価格とその落札価格を比べてみて、落札率が高かった低かったということの議論だけでは、やはり正規な事業としての公共事業というものの考え方ではいけないというふうに思います。設計の段階からいろんな仕様、例えば今度の場合も建設委員会の中で十分検討をさせていただいて、無駄は省き、贅沢なものは止めたりして、で、最初描いた構図、図面等とも十分検討して、更にそのことを落として、予算に対しての問題あるいはできた設計に対しての問題、それから実際に予定価格として考える問題と、こう分けてやらないと、なかなか今までの設計額を出すまでの苦労というか考え方というものが、ただ最終的な数字を見ただけでの比較では、これは比べることはできないというふうに思っております。今回の保育園の場合も、そういう段階でもって、何段階もの検討を経て、極力その事業費というものを抑えた、そこに財源を生み出しておるということの現実があるわけでございますから、是非そのようお願い、ご理解いただきたいと思っておりますし、今後ともそういう考え方の中で入札制度、適正に運営してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後3時25分 散会

平成18年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成18年9月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 内山淳司 議員
坂本紀子 議員

○出席議員（12名）

1番 内山淳司 2番 宮下 寿
3番 曾我 弘 4番 平沢 晃
5番 森岡一雄 6番 三浦寿美子
7番 竹沢秀幸 8番 坂本紀子
9番 宮下覚一 10番 松下寿雄
11番 織田信行 12番 野村利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 住民福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会	教育長職務代理者 教育次長 北沢正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林廣美
議会事務局書記 吉川恵子

本会議再開

開 議
議 長

平成18年9月15日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
1番 内山淳司 議員

1番
内山議員

それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。
身近な自然環境の保全管理についてということで、二・三お尋ねをいたしたいと思
います。道水路また原野・山林等の保全管理についてということでございますが、現在、
道路や河川・水路などの保全管理につきましては各地区・地域・耕地または隣組を単位
にして、雑草木などの刈り取り除去作業が行われておりますが、そこに隣接する山林・
原野が、ほとんど手入れがされていないままの放置された状態が多く見受けられます。
このことは木材の経済的な価値が無くなったことと、山林所有者の高齢化が進み管理が
できなくなってきました。特に、道路沿いの山林などは、大木の枝が道路端に張り出
している状態や、また、たまたま松くい虫の被害を受け、雪でも降れば道路に倒れてく
るのではないかと、また松の大木であり素人では簡単に倒すわけにはいかず悩んでいる方
もあるように聞いておりますが、このような実態に何らかの対応支援はないものか、お
尋ねをいたしたいと思ます。

次に、里山の環境保全管理ついてでございますが、昨年、久根平工業団地に進出して
まいりました食品会社が操業を開始され、本年は工場建設の第2期工事も10月には完
成とのこと、本格的な生産稼働が始める前に団地周辺の山林を購入され環境整備がなさ
れました。一見して、まるで公園の一角かと思われるような変貌には目を見張るものが
ございます。ふとその山林に足を踏み入れてみたいような、そんな衝動に駆られました。
すばらしくきれいに整理がされておりました。企業としてこの環境を売り物に製造販売
に力を入れていくとのこと。このような優良企業の進出に、改めて近くに住む者として
喜びを感じたところでございます。

さて私たちの周辺を見渡しますとき、先程来申し上げてきましたように、山林原野の
保全整備の出来ていない箇所が町内いたるところに点在しております。このような荒廃
した状態にある山林原野には有害鳥獣の棲み処（すみか）ともなり、隣接する農作物の
被害もたちまちに増大しております。山林業の面からみれば経済性の低い産業であるか
もしれませんが、森林の持つ多面的機能と効用を思うときに、生活環境の面からも身近
なところにある、里山の環境保全整備が急務と思ますがいかがでしょうか。お尋ねを
いたしたいと思ます。

3つ目に、保全管理整備をするための資金などについてお伺いをいたします。

山林の機能保持や間伐施業のための公的資金または補助金制度もあるように聞いてお
りますが、その資金内容と、それを活用する条件として、面積的な規模、樹種等の要件
はどのようになっているのか、また今日までにこれらの公的資金を活用して、どのくら
いの山林が整備されているのか、お聞かせください。1回目の質問にさせていただきます

町 長

す。

それでは内山議員から、身近な自然環境の保全管理等につきまして、何点かの質問を
いただきましたのでお答えを申し上げます。

先ず、道路・水路・河川等のこの端に位置する原野山林等の保全管理についてでござ
います。お話がございましたように、道水路やあるいは河川等の環境整備につきまして
は、地域の皆さんによりまして、河川清掃あるいは河川管理、草刈り除去というような
形の中で、それぞれの地元地域の作業を通じて管理をいただいておりますけれども、
個人所有の山林原野等につきましては、その所有者での管理が基本原則という形
でなっております。最近まあ、お話がございましたように、山林に対する関心の低下
や高齢化とともに、近年管理が著しく停滞しておりますことはご承知の通りでござ
います。そうしたことが関連施設にも支障があるところもだいぶ出てまいりましたの
で、将来的にも災害防止あるいは自然環境の保全という観点の中から、山林の果た
す役割の重要性を一層地域住民の皆さん方にご理解をいただきまして、啓発をして情
報提供を行いながら、より保全管理についての指導を実施をしまいたいというふう
に考えております。特にまあ道路端のあるいは水路端の危険の、こう個人所有の山であ
っても、そういった支障木等が将来にわたって懸念される部分もござますので、特
に松くい虫の古損木の伐倒処理というような具体的な問題もござます。その具体的な面
につきまして、担当課長の方から補足して申し上げます。

それから、次の里山の環境保全管理についてでございますけれども、申し上げるま
でもなく山林は国土の保全、水源涵養、あるいは地域に対して多面的な機能を有して
おりまして、里山にはかけがえのない森林と人との共存林区域としてのさまざまな形
で私どもの日常生活と直結をしております、住環境にとっては、なくてはならない
重要な存在であるというふうに認識をしておるところでございます。ただ今、内堀醸造
のてどつた山の素晴らしい手入れのあり方等のお話もあったわけでございますけれ
ども、町では環境の保全活動として、ボランティア活動によりまして植栽事業を進
めてまいりましたが、山林の所有者を中心として、多くの町民の皆さんによる活
動で木を育てて、里山を育む活動を更に広めていくとともに、町有林やあるいは
企業所有、この山もあるわけでございます。順次整備をされてきておるわけ
でございますけれども、これら森林空間を地域の憩いの場としての利活用を
広めていくことは、当然まあ重要であるというふうに考えておりまして、所有者
等の高齢化等による課題も大変多くあるわけでございますけれども、将来に
向けてのこの町内の山林での山の手入れは、多くの山林が間伐による保
育時期が来ておりまして、今後の資源確保のためにも、県および上伊那森林組
合等関係機関との連携の中で、適切な山林管理を是非促していきたいという
ふうに思っております。またその努力も今続けておるところでございます。

なおまた、これらに対するこの資金面についてでございますけれども、山林の機能
保持に対する公的資金制度につきましては、間伐の施業の経費として樹齢35年生
以下、この山林の間伐に対しまして県の補助および町の嵩上げ分も加えて、現
在補助率が約95%ということによりまして、10アール当たりいたしますと
1,000円程度という大変まあ極めて少ない有利な個人負担でこのことが行
える制度があるわけでございます。これまでも複数の所有者による面的な共同
作業の委託等によりまして進めてまいりました

けれども、更にまあこの集団的な面積確保によつての施業が非常に効率的な整備につながっていくということになるわけでございまして、これまでもこうした制度の活用によりまして、区有林あるいは個人ごとのまとまった面積集積による間伐等のかなりの施業が実施をされてまいりました。間伐をして山の手入れ、町といたしましても力を入れて推進をしておりますけれども、まだまだ全体の面積から申し上げますと、ほんとにまあ緒に就いたばかりということでございます。残ってまだ相当多くの山が手入れが入っていない状況にあるということでございますので、今後とも国も県もこの事業の促進に大変まあ力を入れてきておりますので、町といたしましても一層住民の皆さんにこの制度の利活用について積極的に呼びかけて、側面支援をしてみたいというふうにご考えておるところでございます。なおまた森林空間の多面的な利用の問題につきましても、資金面も含めて、先ずこの地域による整備等の手法についてその検討が必要であるというふうにも考えておりますので、今後いろいろと関係機関また住民の皆さん方ともいろいろと懇談を重ねながら、そのことに向けて進めていきたいというふうにご考えております。

なおあの、ご質問にございました具体的な補助要件対応、補助対象の要件であるところの今までの実施をした面積の実績等につきましては、これも担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

以上第1回目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

産業振興課長

それでは私の方からは補足の説明をさせていただきたいと思ひます。

先ず、松くい虫等によりまして、枯損をした道路端の木が危険な状態になっているということで、これの手立てはどうかということでごございますけれども、これは今回の補正でもお願いをいたしましたけれども、従来、北上阻止の段階では枯損木、原木処理ということで、これは公費でやらせていただいてまいりました。しかしまあ北上して伊那まで入っているという段階の中では、基本的にこの処理は山林所有者ということになっておるわけでございますけれども、その中でこの危険木、例えばJRの付近の枯れた松だとか、また国県道・町道等に隣接する枯れた松、こういったものは非常に危険でありまして、個人の処理を待たないということがありますので、これにつきましては公費で全木処理をさせていただいていくという方針でおるわけでございます。従いましてこの危険木と言うことになりましたと、この対策の中で処理をさせていただきたいというふうにご考えております。

次にまた水路・道路端、特に用水・道路、大事なライフラインであるわけですけれども、その周辺でだいぶそういう支障木が出てきておると、いうことの処理はどうだということでごございましたけれども、これにつきましては町長答弁のごございましたように、河川愛護等で実施をしていただいておりますわけですけれども、特に里の部分につきまして、の対策ということになりますと、19年から国の方で新しく農業制度が改革されて出てまいりまして、そのうちの一つに、農地・水・環境保全向上対策という制度が出てまいりまして、その関係の水田また畑の面積によりまして、特に水田ですと10a当たり国から2,200円、県から1,100円、市町村も1,100円出して4,400円という費用が交付されるというような制度が出てまいりまして、このお金を原資として地域ぐるみです、今までは農家だけというような部分もありました。特にまあ河川は皆で守ってきたわけですけれども、新たなそれを守る組織をつくってやっていくということになれば、

これが支援されるというような制度も出てまいるといふうに言われておりますので、これらを活用して是非まあ水路・道路端の支障木等の除去等については対応してまいりたいというふうにご考えております。

それから、農地周辺の部分で、かなりその山林と隣接してございまして、有害鳥獣の被害の助長につながっておるのではないかとご質問かと思ひますけれども、まああの獣、いずれも憶病な動物として、身を隠すところがないという状況になると、なかなかそこの中へ入ってこれないというような習性があるというふうにお聞きをしております。従いまして私共も、農地周辺の山については是非それぞれの最寄りの地主さん、また関係の皆さんで除去をしていただきたいというふうにごお願いをしておりますけれども、やはりこのことは今後もお願ひをしてみたいというふうにご考えております。

資金制度の内容はどうかというお話でございましたけれども、町長の説明にもございました。特に流域広域保全森林整備事業というような事業が当面今の対象ということですけれども、これにつきましては、目的ということになりますと、山を整備することにおいて地域においしい水や快適な環境を確保するという、これの国民の要請があるわけですけれども、このことに応えるためにそれをやっていくということでありまして、それで事業主体は市町村とか森林組合の団体ということになってございまして、1施業地が一反歩以上そして事業主体がまとめて4ha以上の団地を造って、事業量を作ってやっていくという形の中で補助金が交付されるということですが、更にその補助金に市町村が嵩上げをしております、町長答弁の通りでございます。一反歩1,000円の個人負担、1ha10,000円の個人負担で、山主の方はその負担をしていただければ間伐ができるというような制度になっておりますので、森林組合と力を合わせまして極力これを進めてまいりたいということでごございますが、それではどのくらい実績があるのかというご質問もございました。14年からちょっと拾ってみましたが、14年から17年までで私有林で約80ha、これらの事業を使って間伐しております。この他に町有林が約20haということでごございまして、4年間で約100haの間伐を進めているという実態でございまして、まあこれは1年間に直すと25haということになるわけでごございます。ただ森林施業計画というものが立てられてございまして、間伐は国も県も最重点課題でありますけれども、この中では飯島では私有林が約3,000haあるわけですけれども、その中で15年から19年に間伐をしなくちゃならないということで、計画されている面積が486haということでごございまして、4分の1程度、5分の1です、5分の1程度の実績ということになるわけでごございまして、まだまだ一層進めていかなければならないという状況にあるということでごございます。以上です。

内山議員

木の種類によってその掛かるか掛からんかということ、ちょっとうまく質問出来なただけ、そのことも聞きたい。

産業振興課長

只今申し上げましたこの間伐というのはですね、この中では人工林、植えた木ということになりますけれども、それらの内容特に飯島では檜、唐松等が多いと思ひますけれども、人工林についてということでごございます。

内山議員

それでは2回目の質問をいたします。

それぞれ答弁をいただきました。私が今さら申し上げるまでもありませんが、樹木が発散する酸素や香りには殺菌物質が含まれていると言われております。病原菌や細菌も寄せ付けないと言われてもおりますし、森林は空気中の塵や煤(すす)も浄化して、フィルターの役目を果たしていると、また人間が排出する二酸化炭素も吸収し浄化する力も持っていると言われておりますが、その機能や効用を発揮するには、保全整備のされた森林でなければと云われています。われわれ人間が生活をする環境の中で、最も身近にある里山の環境保全整備をすることが、今一番求められている課題と私は思っておりますが、町長の所感をお聞かせ願いたいと思います。

また整備された森林は、風通しのよい環境の中で常にすがすがしい空気を居住空間に供給をされております。環境整備ができたなら、この地を訪れる者がこの地に住居を構える等も夢ではないと思いますし、人口増にもつながるのではないかと私は思っております。今町では二つのアルプスの見える町に住んでみませんかという宣伝文句で、宅地の売り出しを図っていますが、その遠くにある山並みを眺めることも結構なことでもありますけれども、足元から広がる里山の自然に目を向け、その足元の環境整備こそが生活空間を広げ、来て見て住んでみたい町となるような森林の管理をすることが必要だと私は思っております。特に山林とは言いましても、住宅地が点在するその中にある山里が一番そのことの効果が現れるんであろうと、そんなように私は思っております。またその空間をきれいにすることで、そこに住んでおられるわれわれも気持ちよく過ごせ、先程も申し上げたように、有害の鳥獣も影を潜めていくんじゃないかと、今だんだんとその「ズク」を抜き、勘定にならぬからということで、管理を放棄してきた、そういった結果が今のようにたくさんの有害鳥獣がはびこってきた、こんなことであらうというように感じております。

また、保全整備資金の件でございますが、私が今まで申し上げたように、里山には栽植した林ばかりではありません。雑木林が混在しております。先程の資金の形の中から見てみますと、あの制度に合うようなところはあまりないんじゃないかと、そんな気がしてなりません。答弁でいただいたその資金はちょっと私の言っておる里山という考えの中では通用しないのかなと、こんなような気がいたしております。それから先程の話の中で、地域のコミュニティーの中でそういうものの整備をしていくことが、というようなことが言われましたが、なかなかそのことは今でさえ自分の山が手入れができんというような状況の中では、何らかのこの原資というか、少し助成金的な元がなければその仕事もちょっと手つかずというような形になるんじゃないかなというように私は感じております。そこでこの地域のコミュニティーを工夫の中で、生活環境の整備を考慮に入れた何らかの資金なり、また補助金などの原資を創設したらどうかとこんなように思うわけでございます。このことはそれぞれこの趣旨に乗って賛同される方、それともう一つは広い話になりますけれども、今、通学道路等々の隣接の林野にも整備が行き届いておらんで、なかなか通学にも考えてしまうというような状態のともあります。そういった皆さん方で少しづつでも資金を出し合うなりしながら、一度にはできませんので、地域を選びながら少しずつコンスタントにやっていくことがこの町の環境、素晴らしい生活環境が生まれてくるんであろうと、こんなように感じておるところでございます。

町長

林業の方から話を進めましたけれども、要は生活環境を良くして、そしてこの飯島町に来て住んでみたいという魅力のあるまちづくりをしていくことが、若者の居住を云々とか、それも大事ですけども、自然環境が良くなってこそ初めてそこに人が寄ってくるんであろうと、こんなように私は思っております。そんなことも併せて町長のご所見をお願いをしたいと思います。

この森林の持つ多面的な役割、水資源の涵養あるいはまあ災害防止、すばらしい環境、それからお話にございましたように、健康に対するこの持つ大変大きな意義、それぞれお話のとおりでございます。加えてこの私どもの身近な里山の持つまた役割というもの、なかなかこれは得難い価値観のあることだろうというふうに思います。それはやっぱり風致的な価値であり、またわれわれ住む人に安らぎを常に覚える、こうした素晴らしい環境づくりのためにも、一般の深い山の中と比べて、この身近な里山というものの持つ価値というものは、また違った味のある価値があるだろうというふうに私も思うわけでございます。でまあこの里山というものを、常にまあ良好な管理のもとに、素晴らしい環境を維持し続けるためにはどうすればいいかということになるわけでありまして、やはり基本的にはこれは所有者の管理でお願いする以外ないわけでありまして、これまでもボランティア植栽のグループ等にもお願いしたりして、広域的にやってみたりしましたし、また一つには学校の緑の少年団等も自分の自前の学校林等の手入れをしながら、この山に対する考え方、想いというものを常に小さいうちからこの教育の問題としてとらえて行ってもらおうということも大事でございますので、そうしたこともそれに合わせてできるのかどうかということも、また学校側とも研究をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、この里山の私ども身近なこの山のついても、常にこの気持ちを込めた考え方をしながら、何らかのまた一つの手立てを皆で考えるように、協働のまちづくりという一つの自助・共助的な一つの分野として捉えていくというふうに検討してまいりたいというふうに思っております。でまああのこれに対する資金面、確かにこの高額補助の対象となり得るには、この里山というものはちょっと馴染まないというふうに私も思っておるわけでございますけれども、まあ検討はしてみたいと思いますけれども、今ある、まちづくり交付金制度、これは先に通学道路等の支障木の除去、若干、面的な部分も含めてやっていただきましたし、これからはしていかなきやならんというようなことの中で、この制度が拡大的にひとつ捉えられるのかどうかということも、ちょっとまた十分検討をして、前向きな形の中でひとつ検討してみたいというふうに、課題として、ご提案でございますのでお聞きをしておきたいと思っております。以上でございます。

内山議員

いろいろとご答弁をいただきました。一番私が危惧するところは、この整備のための資金、このことに尽きると思います。それぞれの気持ちを同一に思った皆さん方の中で、そういった基金造成ができれば、これが最高だなど、こんなように思っております。一気に全町のそういった所ができんかもしれませんけれども、コツコツと少しずつそういう整備を進めていくような、ある程度ボランティア的なそんなことも感じております。ちょっと蛇足になりますが、先だつてのコスモスのボランティアということで、コスモスの花畑に朝づくりに出て行きましたけれども、大勢の皆さん方が、ちょっとの間に

あれだけの広い花畑をきれいに除草した、ああいっただ姿、あのような形の中で、少しずつみんながその気になって手間を出し合ってやっていくならば、まずもってその生活空間の中に入るぐらいの山は、ぼつぼつ整理ができていくんじゃないかなとこんなことを思い、そんな形が創設できればありがたいなということで、提案として質問を終わりたいと思います。

議 長 8番 坂本紀子 議員

8番
坂本議員

前回の一般質問での、健康で安全な食についてと、広い範囲での質問でしたので、今回具体的な政策ということで、厚生労働省より平成17年7月食育基本法が施行され、食育推進会議から18年3月31日に出された食育推進基本計画について、この飯島町での今後の取り組みについてお尋ねします。これらは大きく4つに分かれています。

第1として、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、国民の心身の保健の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子供の食育における保護者・教育関係者等の役割、食に関する体験・活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化・環境と調和した生産等への配慮および農山漁村の活性化と食糧自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割、となっております。

第2としては、食育の推進の目標に関する事項とあり、考え方目標値が設定されております。朝食を欠食する若い世代、特に20歳から30歳代の男性ですが、平成15年度では菓子・果物などのみ、錠剤などのみ、何も食べないに該当する人が20歳代で30%、30歳代で23%とあり、平成22年度までにいずれも15%以下とするとあり、また学校給食における地場産物を使用する割合を平成16年度で食材数ベースにおいて21%なのですが、それを平成22年度までに30%以上とするとあります。

第3として、食育の総合的な促進に関する項として、家庭・学校・保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組みの推進、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等、食文化の検証のための活動への支援等、食品安全性・栄養その他の食生活に関する調査・研究、情報の提供および国際交流の推進、とあります。

また第4として、多様な関係者の連携・協力の強化、都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進となっております。すでに保育園・小学校・保健センターなどいろいろな形で取り組まれているとは思いますが、その中で特に推し進めていくべきことは、または現在の段階で抜け落ちているところは何なのかお尋ねします。

前回の質問の中で健康ということで肥満・生活習慣病に対する取り組みはわかりましたが、食は基本的には一人ひとりの判断によって食品を選び、調理し食欲という名の下に食べられる、決して強制を伴うものではありません。がしかし、食べなければ人間は死んでしまうという基本的なところで、とても重要な位置を占めています。食品のあるいは食材の安全性に関する基本的な知識について、高齢者の人々、妊産婦、栄養士や学校の先生、保育士、行政に携わる人々、保護者の人々、子供たちに生産者の人々に、また外食産業や食品製造業に携わる人々にどういった形で進めていくのかそれぞれ担当課長にお聞きします。

環境と調和のとれた農林漁業の活性化の中で、バイオマス利用が出てきています。料理した食べ物をすべて食べてしまったとしても食器を洗う際の台所排水があります。これは下水道につなぎ込まれば、前日の下水処理場のお話の中では、汚泥となり、バクテリア分解で汚泥土となることがわかりますが、人口の多い東京ではこれをタイルのように固めて住宅の周り、公園の歩道などに使っております。これは浸透性のあるタイルですが、企業を巻き込んでのリサイクルになります。現在この汚泥土はどうなっているのでしょうか。

また学校、福祉施設、飲食店、会社、家庭で出される生ごみ、廃油あるいは食品製造業からの生ごみ、鳥・豚・牛などを飼っている畜産業者から出る糞尿は現在どういった形で処理されているのでしょうか。また、バイオマス事業に関しての取り組みをお尋ねしたいと思います。

町 長

それでは、本定例会の最後の一般の質問でございます坂本議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

食育推進基本計画の取り組みについて関連して何点かのご質問をいただきました。総括的に私の方からお答えをして、それぞれまた現場的な対応等につきましてはそれぞれ担当課長、次長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まずお話にございましたこの国が推進計画を作成をいたしまして、実施している都道府県の割合を平成22年度に100%、市町村レベルでは50%以上を目指すという設定目標が出たわけでございますけれども、これに対して町としての取り組みはどうかというご質問でございます。

現在飯島町として実施をしております、この食育という面でございます。飯島町健康づくりの計画それから母子保健計画、更には次世代育成の支援対策におけますこの飯島町の行動計画、これらの計画の中でそれぞれ取り組んで推進をしておるところでございます。健康づくり計画の最終年度は、たまたまこれは合致して22年でございますので、現在の推進経過を踏まえて、次期計画には飯島町の食生活の現状を分析した新たな対策を盛り込むように考えておるところでございます。現在子育て講座それから乳幼児の検診、育児相談、訪問指導等の機会を捉えて、若い親の皆さん方の世代に食の知識の普及というものを積極的に行っております。また食育を広める地域のボランティアとしての町の食生活改善推進協議会の皆さん約80名ほど活動をされておりますけれども、耕地の健康推進委員さんの活動とともに、草の根的な活動として生活習慣病予防等の食育につながる教室講座等を随時開催をして、成果を得ておるといふふうに考えております。今後とも行政と地域の両方が手をつなぎ合って、今後とも現実的な対応をしながら食育推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

次にこの食品の安全性に関する基本的な知識、この普及をやはり平成22年度までに60%とするという国の目標数値が設定をされました。これについて町の取り組みはどうかということでございますが、飯島町といたしましては、今お答えした内容も取り組みに合わせまして、現在も個人としてできる食品の安全性の知識普及というものを実施をしてきております。これからは食品の購入段階での知識として、食品添加物等の知識の問題、また調理の時点での安全性としての食中毒予防の知識も含めて普及をしてみたいというふうに思っております。60%の目標を超えた知識の普及を目指して、学校

や公民館活動、健康推進委員の活動、それから食生活改善活動とも相俟って、一層の連携をして活動をしてまいるように努力をしてまいりたいと思います。

それから最後に、バイオマス利用・食品リサイクル、いわゆるまあ資源再生的な循環型社会の構築を目指した関連の質問で、町の考え方はどうかということでございます。

平成18年の3月この3月31日に国の閣議決定をされました「バイオマス日本総合戦略」というのが出されました。地域で発生・排出をされるこのバイオマス資源というものをエネルギーや工業用の原料、更にはいろんな素材・材料などに製品転嫁して変換をして可能な限り有効活用をするこの循環型社会への実現へ移行していくということが強く打ち出されてきたわけでございます。こうした中で国や各企業いろんな企業・メーカーも、特にまあ安価でクリーンなエネルギー開発に向けて、現在活発にこの開発が進んでおるといってございまして、町といたしましてもまあ身近な至近の最近の例といたしまして、食用油の廃油利用による粉せつけんの製造が、いいちゃんまちづくり協議会等をはじめとして、町内の有志団体・地域の皆さん70名余りの組織によって、いよいよ組織的にもまたこの製造としても発足をしまして、現在、製造の取り組みが進められて始まりました。ご承知のとおりかと思えます。町といたしましてもこの宝くじ財団の地域振興基金の補助という形でこれを受けまして、機械を購入してこれをこの団体に貸与をして、側面支援をしておるといって状況にあるわけでございます。これまでの関係者の皆さんの研究や取り組みに敬意を表しながら、坂本議員も責任者の一人として取り組んでおられるわけで、大変まあご苦労も多いかと思えますけれども、ぜひ頑張ってくださいまして、この粉石鹸が広く住民に利用され普及され活用されることを大いに期待しておるわけでございます。限りある資源を有効活用するためにも、この循環型社会の構築に向けて、町といたしましてもまた広域的に、広域連合などと共に一緒になって研究をして、ごみの広域有料化施設の問題もございまして。今後資源の有効利用ができるような方策を共々に検討努力を重ねてまいりたいと思えますので、是非ひとつご理解ご協力をいただくようお願いを申し上げます。第1回の質問に対してお答えといたします。

住民福祉課長

それではお答えさせていただきます。私の方からは2点の関係ですが、一つは特に推し進めている内容はどういうことかということでございます。これにつきましては平成15年から平成22年度までの飯島町健康づくり計画という計画がございます。その中で特に栄養・食生活これについての具体的な記述があるわけでございます。そういった中で、目標としてはバランスのよい食事を摂る、また知る、そういった機会をつくってくださるか、または一人ひとりの1日の食塩の摂取量の関係とか、また自分の適正な体重を知るとか、そして食事の適量を知るんだというようなこと、また身近な食材を使い心の通う食卓をつくる人を増やすと、こういうような目標を掲げてございます。その中で具体的に先ほどの内容でありますけれども、特に一つとして、バランスのよい食事を知る機会というようなことでもありますけれども、これは母親学級とかまたそういった中での食事調査、こういったものの結果でございますけれども、たんぱく質とかまた緑黄色の野菜こういったものの摂取が少ないということです。でこれは特に昼食ですね、これに少ないとか、そういったことも言われております。また例えば3歳児健診の中で主食でありますけれども、これが乳製品が不足しておるとか、そしてまた甘いもので

ね、こういったものが増加しておると、また野菜嫌いこういった訴えが多いとか、こういうふうな具体的な内容もあるわけなのでございます。またこういったことについて指導を進めておるといってございまして。改善について指導を進めておるといって。また食塩の関係につきましては、これももう食塩については減塩運動ということで積極的に進めておるといってございまして。また身近な食材を使った心の通う食卓をつくる、またこれについては郷土色の食材、郷土の食材ですね、また料理を自分で作る体験とか、また、新しい食卓、まああの楽しい食卓を囲む習慣こういったようなことですね、食について親しみを持っていくと、こういうような指導をしておるといってございまして。こういったことで全般では内容的にはこういったことを母親学級というか、また保健センターの中の各種学級の中、肥満の講座こういったものの中で実施をしておるといって内容でございますのでお願いをしたいと思っております。

坂本議員

安全性についてはどうなんです。食品の部分について。

住民福祉課長

ええ、食品の安全性等につきましても特に栄養士を中心にしまして、その都度指導をしておるといってございまして。お願いをしたいと思っております。そしてもう一つはいわゆる食品のですね廃油とかごみの処理ですね、生ごみの処理の関係こういったこと具体的にどうかということでございます。廃油につきましては先程町長説明のとおりでございます。あと、ほとんどは残念ながら現状では処理業者をお願いしておるといって、またごみの関係につきましても全体的にはいわゆる収集業者をお願いしておるといってございまして、一部飼料等に使用しておる事例も見られます。以上です。

産業振興課長

私の方は2点でございますけれども、まずあの糞尿の処理はどうなっておるのかと、家畜の糞尿ですけれども、農業をやっていく上うえでこういった堆肥は非常に有効で必要なわけですけれども、残念なことに飯島町畜産農家が非常に少ないという状況になってきております。従いましてこの処理は2つの方法ということで、ひとつはまあ自己で堆肥にして自分の圃場に使っているということで個人処理というふうになると思えます。また一部の方につきましては本郷に堆肥センターがあるわけですけれども、その資源として持ち込んでいただいているものがございまして。ここの原料の主なものにはキノコの残砂、また家畜の糞尿・もみ殻等でございます。年間約600トン程度がここで処理されているということですが、その堆肥は町内の農家に配られて、圃場に戻されていくという形になっております。

次にバイオマス利用でございますけれども、特にバイオマス利用という形の中でご報告できる段階に立っているのは、上伊那森林組合が実施をしております森林バイオマス、いわゆる間伐木等をバイオペレットということで成型し直しまして、このもので木質バイオストーブまたあのボイラー等の燃料にということを活用しているということが実際の段階で活用されております。

役場の中にもですね、学校、そしてまた農村センターの方にこのストーブが入っている状況になっております。そういうもので普及をしていきたいという考え方をしているわけでございます。以上です。

教育次長

学校におきます食生活、食育の関係でございます。これにつきましては、一つは好ましい生活習慣の形成、といった意味で、今お話のございましたように、朝食を食べない子供たちがいると、こういったようなことから国民運動として「早寝・早起き・朝ご飯」これに加えることの、朝、便をして、快適な気持ちで学校へ来ていただくことが、一番集中力を高め学力の向上にもつながると、こんな風に言われておまして、この「早寝・早起き・朝ご飯」、好ましい生活習慣の形成、こういった内容については学校を挙げて取り組んでまいりたいと。またこれらについては学校に就学する以前からも生活習慣としては必要なことでございますので、そういったものを皆さんに普及をしていきたい。こういったことでございます。

それから地産・地消の関係でございますが、現在学校給食におきます地産・地消につきましては、特に主食である米につきましては、上伊那産の米を使って、週3日現在ご飯の日を設けているわけでございますけれども、これにつきまして、もう1日程度増やせることができないかと、こういった検討を現在行っております。また月一回の地域食材の日を設けまして、この日はその食材をどこから調達をして調理をしていると、まあこういったようなことについての知識の普及を図りながら、そういった日を設定をして食材を意識して使っていると、こんなような取り組みも現在行っております。それから献立の公開という点でございますけれども、最近アレルギー、食に対するアレルギーの子供さんたちもだいぶいらっしゃいますし、親と共同をして食育をすると、こういった意味においては学校給食は3食のうちの1食でございますので、献立の公開をして親に献立の内容をお知らせすることによりまして、子供たちの総合的な食育を図っていききたい、こういったようなこと、それからこの食育が生まれてから学校における栄養士の立場、これが実は学校教育法が改正をされまして、栄養教諭というのを今後は配置をしていくという段階になっておりますけれども、まだそういった体制を作るには、しばらくの時間が必要でございます。そういった意味で、現在飯島町では栄養士に対して非常勤講師の発令を行っております、給食センターに所属します栄養士を三校の非常勤講師として学校の授業の中に取り組みめる教員としての立場を与えまして、授業の中で栄養士が子供たちに食育の大切さを教える、そういった取り組みができるような体制を整備しております。それからあと生ごみ・廃油の処理の関係でございます。生ごみにつきましては現在、産業廃棄物としてのまあこの役場の施設等から、公共施設等から出る処理と一体的な処理を行っております、これにつきましては、広域連合の計画の中でも今度作る新しい焼却炉につきましては、公共施設から出る生ごみについてはそれぞれの自治体が責任をもって処理をするというような計画になっておまして、そういった広域が整備をするまでには自家処理の方法を確立すると、こういったことが求められている内容でございますが、給食センターといたしましては単にそういった体制をつくるだけではなくて、給食の調理から出る廃材、まあこういったものはやむを得ないわけでございますけれども、給食の食べ残しという残菜の部分につきましては、なるべく減らす方向が、どんな方向がいいかこういったことは、常々学校の先生たちと2ヶ月に1回給食献立検討委員会を開きまして、献立の検討から、子供たちが食べやすい給食こういったものを検討しながら残菜を減らしていくと、こんなような体制をとっております。それから廃油につきましては先程町長の方から答弁がありました、「手作り石鹸の会」こちらの方でもこの給食センターの廃油を活用をいただけるというようなことが出てまいりまし

たので、現在これにつきましては業者処理に任しているところでございますけれども、今後についてはそういった部分で、リサイクルのラインに載せていただけるものと期待をいたしているところでございます。以上でございます。

建設水道課長

私の方は、でございますけれども、汚泥の処理ということでございますけれども、公共下水道の汚泥につきましては今、民間で処理をしております。その処理方法につきましては、処理した後のものについては民間で建設資材、またあの議員が申しましたように、レンガ等の業者と提携をもってやっているというように聞いております。またあの農集排の汚泥につきましては、飯島・駒ヶ根・中川で共同で持っておりますコンポストの部分でありますけれども、処理場で処理をして土壌改良としてのものを、各処理場で処理をしているということでございますのでお願いをしたいと思っております。以上でございます。

坂本議員

栄養をバランスよく摂るということは、今の答弁の中でも、いろんな形でおっしゃられましたけれども、されているということでよく分かりました。この飯島町に住んでいると空気も水も景色も美しいので、日々の生活の中で、安全で安心な食品を選ぶという意識が薄れてしまうということは間々あるかと思われま。都会に長年住んでいると空気も水も汚れ、景色もビルだらけなので、せめて高くても安全で安心できる食べ物を食べようと思つて。それでもストレスで病気になる方も多いのです。現在の忙しい生活の中では食事にさえも便利さを求められ、また経済が安定していなければ食物にも安さを求められてきています。その中で食物に対する考え方も大きく歪んできていると思つて。大量生産で短時間に野菜や米を作ろうと思えば、農薬と化学肥料は使わざるを得ないし、食材も加工品には添加物を加えなければ日持ちはしない、あるいは大量に作るができないということになってしまいます。とにかく生活の中には薬がどんどん入ってきていると言ってもよいくらいの毎日です。何をどう選んで生活していくかは個々の考え方になりますが、その基本というべき薬物に対する知識を、学校でまた職場で行政の中で家庭の中で取る必要があります。薬は食品として医薬品として口から食べられる場合もありますが、洗剤、化粧品、毛染め剤、歯磨き粉などは皮膚から体内に取り込まれていきます。髪の毛を黒色系に染めるために必要なパラフェニレンジアミンPB Dは強いアレルギー反応を起こし、20年以上続けている人はリンパ腫を発症することが多いそうです。また、ヘアーマニキュアに使われているタール系色素は化粧品の着色にも使われていますが、発ガン性物質でもあり、皮膚障害を引き起こします。それぞれ染色剤の浸透を助けるために合成界面活性剤が含まれていて、これは頭皮の細胞を破壊し、化学物質が入りやすい状態になり、ますます身体には悪いこととなります。薬学博士によって書かれている、飯島町の図書館にはないんですけれども、ここにちょっと持ってまいりましたけれども、こういう「桂皮毒」という形で本が出ておりますけれども、この中には食品添加物の害とか、薬の害がいろいろと書かれております。是非飯島図書館にも入れていただいて、多くの方に読んでもらうことを進めていただきたいと思います。また食品添加物の毒性や発がん性のテストは、現在ネズミなどの小動物を使って繰り返し行われていますけれども、例えばAという添加物を100g、ネズミに使ったら死んでしまった。では人間ならばどうなのかと申しますと、100分の1として1gまでに

しておこうというもので、国の基準だからといって完全に信頼できるものではないと、これを使っている添加物会社の社員が言っております。多くの人に薬物に対する知識を持ってもらい、正しい使い方と共に、なるべく使わないように気をつける生活をするという、いろいろな方向、あるいはいろいろな立場から啓発していただきたいと思います。特に妊産婦・幼児・小中学生は大人より成長期にあたり人体に取り込みやすくなっているため、食材選びにはくれぐれも注意して、学校給食でも給食費の枠を超えたとしても安全性を優先に考えてもらいたいと思います。保護者たちからは現在食事の内容についてはいろいろな意見が言われているようですけれども、食材の安全性の面での意見は聞かれないということでしたが、行政側から率先して食材および食器の材質、また洗剤の種類などもう一度検討されたいと思います。その点はどうか考えておられるか担当課長にお聞きしたいと思います。

教育次長

それでは2回目の質問に対する、学校関係の答弁をさせていただきたいと思いますが、先ず最初に、図書館における本の購入でございますけれども、この部分についてはリクエスト購入という制度がございます。こういった本を購入してほしいという希望を出していただきまして、それを審査をした上で必要と認めた場合にはその書物を購入し、みんなの読者に提供してまいり、こういった制度でございますので、是非議員さんの方から提案をいただいて、そういった形の中でその書物を図書館に置くような手続きをお願いできたらと思います。

それから給食費の枠を超えても安全性を確保すると、こういった点についてはですね、給食費はその、調理に要する費用は町の方の費用、それから食材に要する費用は保護者の負担ということで行っておりますので、まあ、あくまでもそういったご理解をいただく中で、給食費の範囲内でそういったものを追求していく、こういったことが基本原則でございます。安全性につきましては特に毎年行います給食センター運営委員会の中で、その安全性の追求についての基本的な項目についてご了解をいただいた中で、毎日の献立に反映をさせていただいております。例えばBSEの問題が起きて以降、牛肉については学校給食では一切使っておりませんし、それから国内産の副材、まあ野菜等の購入にあたりましては現在箱ごとの購入ということを行っておりまして、箱にその産地が記載をされているわけでございます。そういったもので国内産のものであるということを確認しながら使用をしている、発注の際もそういった点については十分配慮していくと、こういったような安全性についての配慮をしながら食材の購入を行っているところでございますのでよろしくお願いいたします。

坂本議員

現在の給食センターの状況は、私も調べましたけれども、なるべく野菜に関しては地産・地消と言うこともありまして、地元のものを使うようにはなっておりましたけれども、もう少し、前回の一般質問でも言いましたけれども、まあレベルが高いってことは、農業生産者の方からすると学校給食のレベルが高いということを書いて、なかなかそういう点で、量とお互いの相違のところでも重なるところがまだまだ少ないように思われますので、今後そういう点を生産者側それから消費者というか給食だけではなく、一般の消費者側との重なりを追及していただきたいと思います。

それと、あと、その食材と、もう少し具体的に言いますと、調味料という点で見ます

と改善してほしいという点は食塩、小麦粉に関しては国内産だけっていうわけにはいかないということで、国内産小麦粉の内容量は国内産が10%、オーストラリア産が90%ということになっております。で、これはパンではなくて調理用として使う小麦粉ということでありました。それで砂糖ということになって、砂糖は一般的にあの白い砂糖になりますけれども、それを自然の砂糖ということになると非常に高くなると思うので、せめて食塩が塩化ナトリウム系の精製された食塩を使っているんで、その点をもう少し海の塩みたいな、現在とてもあの、調味料関係は一般の消費者でさえも選んで買っているような状況にあると思いますので、食塩は大量に使うものではないと思いますので、是非、自然塩に換えていただけるようお願いしたいと思います。

それとともに、廃油を使って粉石鹼を作るということで立ち上げておりますので、行政の中でも一般的な合成洗剤とかを使っている、例えば台所の洗い物とか、それからちょっと手を洗うときの石鹼とか、それから給食センターの中では暇をみては廃油で自分たちで石鹼を作っているということでしたけれども、それ以外のいろんな機関では、できたら合成洗剤ではなく、合成洗剤の危険性は先日の粉石鹼を作る会で私が少し作ったんですけど、今ここには写真がないのですが、脱脂綿の中に上に合成洗剤とそれから粉石鹼を同量水に溶いて、溶かした溶液を作りまして、底に20日大根の種を蒔きました。それが3日ぐらいすると、同じ数だけ蒔いたのですが、3日ぐらいすると発芽してきますが、合成洗剤の方に関しては種は割れましたけれども、発芽という形で芽が出てきたのは一つもございませんでした。

それで、粉石鹼の方は種が割れて発芽してきて、5日ぐらい経ちますと緑の葉っぱが出てきました。確かに全部が粉石鹼も発芽して芽ができたわけではないのですが、実際やってみるとそれだけの差が出ているということで、界面活性剤の害というのがそこに現れてきていると思われまますので、なるべくこれから行政機関の中でも粉石鹼を使うような方向で、いろんな立場の方たちがそれを一緒に協力して行ってくれたら良いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前10時28分 散会

平成18年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）
平成18年9月22日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 5 号議案 平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 6 号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 7 号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 8 号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 9 号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 10 号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 11 号議案 平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 発議第7号 「多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書」の提出について

日程第 10 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第 11 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（11名）

1 番 内山淳司	2 番 宮下 寿
3 番 曾我 弘	4 番 平沢 晃
	6 番 三浦寿美子
7 番 竹沢秀幸	8 番 坂本紀子
9 番 宮下覚一	10 番 松下寿雄
11 番 織田信行	12 番 野村利夫

○欠席議員（1名）

5 番 森岡一雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 住民福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人 総務課財政係長 吉川秀幸
飯島町農業委員会 会 長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長職務代理者 教 育 次 長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林廣美
書 記	小林美恵

本会議開会

開 議 議 長	平成18年9月22日 午前9時10分 おはようございます。 町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。 去る13日の本会議において付託した決算7議案について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日は、委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされますようお願いをいたします。 定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 本日、内山淳司議員より議案1件が追加提出されております。 森岡議員から一身上の都合により欠席する旨、通告がなされております。なお、飯島町選挙管理委員及び同補充員の選挙については本日の会議で行います。 これで諸般の報告を終わります。
議 長	日程第2 第5号議案 平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について。 日程第3 第6号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。 日程第4 第7号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。 日程第5 第8号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。 日程第6 第9号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。 日程第7 第10号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。 日程第8 第11号議案 平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について以上決算7議案を一括議題といたします。 本案については、各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から一括議案審査報告を求めます。 松下総務産業委員長。
総務産業委員長	それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。 去る9月13日本会議において本委員会に付託されました第5号議案平成17年度飯島

町一般会計歳入歳出決算認定について分割付託分、第9号議案平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について、につきましては、9月15日及び19・20日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果お手元の報告書のとおり、第5号議案については認定すべきもの、第9号議案については認定すべきもの、第10号議案については認定すべきもの、第11号議案については認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

なお審査の経過、その過程に出された意見について、以下申し上げます。

交通事故が多発している。シートベルトの着用率が飯島町は県下でワースト8位であるが、その理由は何かということ、おおむね助手席に乗っている人が、やっていないケースが多いということであります。公務員の飲酒運転に対する実例と今後を含めた職員の処分についての質問に対して、職員には毎週注意をしている。もし飲酒運転等があれば一応懲戒免職ということも考えているということでございます。飯島町のホームページはデータの更新が早く好評である、これは県外からの意見であります。またこの半面少し遅くなったという意見もあるということでありまして、中身については常にタイムリーでなくてはならないと考えているということでありました。庁内LANの経費が多額だがその理由についてはということで、サーバー入れ替え等にお金がかかるということでありました。職員の研修派遣制度の効果はということで、職員研修で「こまくさ園」「石楠花苑」等に体験研修をしたらどうかという意見がありました。倒壊防止対策事業の予算減額理由と耐震化の補助はあるのかということで、補強工事の場合は一軒200,000円ということで、減額予算は診断の方に回したということでありました。それから第6号砂防堰堤について18年度7月の集中豪雨被害防止に効果があったと思うかどうかということで、あったと思われるということでした。

自立元年、行政改革を行っている中、各種繰出金が増加している。今後、七久保公共下水道事業の推進が必要であり、財政負担が強られるのは、この現況をどう乗り切るかというような質問もございました。

平成17年度は自立元年としての予算執行がなされ、理事者、議員、職員の給与削減や庁舎管理など物件費の節約が行われ、歳出では普通建設事業も前年より100,000,000円余増加し、住民要望の高い事業が推進されました。結果、繰越金が120,000,000円となり平成18年度一般会計補正予算が編成され、本9月議会で議決されました。将来を見越しての基金積立や、住民要望の多い消防施設や交通安全対策施設や防犯施設の増額、現物支給を含めた道路・水路改修事業への増額や、公民館施設の修繕など盛り込まれ、繰越金が有効に活用されることとなり、評価をしますということです。また人件費・物件費削減は評価する。経常収支比率は依然高いので改善が必要と思われます。IT機器について維持費もかかるが有効活用されたい。また人事管理として人事評価制度など導入し効果を上げられたい。平成17年度は農業担い手法人3社設立、大豆とソバの調整施設の導入、内堀醸造株式会社の誘致などを評価するとともに、町有林の列状間伐などにより森林資源の活用と森林保全などの取り組みを更に推進されるよう要望するということです。

役場に来易くする職員教育や、適材適所への人事をしてほしい。また町の活性化対策と

してコスモ21などと住民共働で空き店舗を活用したらどうかという意見もありました。苦しい財政事情の中で行ってきた事業としての内堀醸造株式会社の誘致、本郷ふるさと農道、東部保育園などの苦勞と結果を町民に知らせるべきではないか、というご意見もありました。

また特別会計について申し上げます。公共下水道事業、農業集落排水事業について脱水汚泥処理費についてかなりの金額だが、ということで、つなぎ込みが進めば金額は当然多くなるというお答えでした。繰出金が多くなるが経費の節減等考えているかについては、合併浄化槽等に切り替えたり、加入促進を図っていくということです。町の財政負担になっているので、なお一層の努力をということでありました。

水道事業会計については、給水件数が増えたのはアパート関係かということで、人材派遣会社の関係が増えているということです。不納欠損金134,000円の理由はということで、連絡が取れない人とか、もう既に亡くなってしまった人がおるといことでございます。石綿管の布設替えはという質問に対して、延長が121kmのうち21km布設替えができていたということでありました。安全な水を供給するため最新の配水池も完了した。安定した事業会計に努力されたいということです。

以上で報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
総務産業委員長自席へお戻り下さい。
平沢社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において本委員会に付託された第5号議案平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についての分割付託分、第6号議案平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての議案審査につきましては、9月の15日及び19日と20日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり、第5号議案については認定すべきもの、第6号議案については認定すべきもの、第7号議案については認定すべきもの、第8号議案についても認定すべきものと決定したので報告致します。

なお、審査の経過、その過程に出された意見について、以下申し上げます。

最初に、安心安全の環境づくりについて教育委員会の取り組みの質疑については、上部団体の県民会議が主となって取り組んでいるので、全県的な運動に展開している。町としては近隣市町村と連携して県民会議と足並みをそろえて活動している答弁がありました。また奨学基金に対しては5,000,000円の基金では貸付額より償還額が少ないと条例改正も考えなければならない。現状では大学生で3人分位しか運用できない状況、B&G海洋セ

ンターも健康づくり等で活用しているが、利用対策は厳しい状態にある。他の関連施設も含め、ふるさとづくり計画に基づき指定管理者制度の導入等、今後一層の配慮が必要である。教育・福祉はすぐに結論の出る問題でなく目に見えない部分が多い。少子高齢化対策を視野に入れ、中身の充実を図り、一層の対応が不可欠で、政策的な支援も今後は必要であると建設的な意見もありました。

住民福祉については、独り暮らしが高齢者の人口に対して福祉の利用率が低いのは、また高齢者と老人の線引きと、高齢者世帯の取り扱いについての質問には、65歳上の独り暮らしの健常者もカウントされている。高齢者と老人は老人福祉法で使い分けしているとの答弁がありました。千寿荘の今後の方向づけと併せ、老人クラブの活動助成のあり方については、千寿荘は現在委託業務で行っているが、生きがいデイサービスと合わせ利用をしている。老人クラブについては組織団体に入っていないと連合体と認められないために、補助金の対象にならない。税の収納対策について不納欠損の状況は、県下でも飯島町は外国人登録が724人とトップの状況、不納欠損は外国人で住所不明者に限られている。国保の外国人加入者も増えているので、今後財政面においても大きな問題が起きないうちに速やかに最善の処置を講ずる必要があるとの意見もありました。

第6号議案につきましては、加入者が世相を反映して増加している。国保税の収納率は平成16年の92.6%から平成17年度は91.9%と低下の一途にある。収納率がなぜ低いのか抜本的な解決策が必要であり、計画的な推進実施を求める意見がありました。

第7号議案につきましては、介護保険の改正が平成18年4月から実施されている。飯島町は要介護1・2で50%を占めている。利用率が下がったのは短期の場合の日数が減ったため。新しい制度を理解して良好な運営を望むとし、介護給付費が増えている。関係、係を結集して健康な体づくり等、予防知識の普及に努める必要があると、多くの意見がありました。

第8号議案につきましては、これに該当なさる人たちは今の世を支え繁栄してきた人達なので、保障と快適な生活の確保には一段の力を注いでもらいたい。滞納者については納税相談で計画的な執行を望む意見が付されました。

総合的な意見といたしましては、17年度の予算執行に当たってどのように評価し、今後の重点的に考えていることは何か、の意見に対し、福祉面では金品給付を改めて平成18年度は資質の福祉に向けての対応が必要。個人負担の量が増える傾向にあるので対策を講じる必要がある。教育面では教育改革が進んでいる昨今、教職員の削減を余儀なくされている。地域との連携が大事。就学前教育の大切で、これらの問題として対処していかなければならない。小学校と給食施設の耐用年数から必要が迫られている。安全安心の面から「早寝・早起き・朝ご飯」の徹底に努めている。社会教育面の充実の必要性も感じている。との答弁がありました。

また国保関係について、一般企業に勤めている人の対応について、年金のシステムから経営者にも予防知識の啓蒙をしていく手立てと、その把握の考え方に対しては、平成20年から検診制度が変わる。保険者がより充実できるよう町がどう対応するか、これからの問題として検討しているとの答弁がありました。自立元年から第三の自立に向けての、ふるさとづくり計画に対して、事業に対して執行率は計画に従った形でできたのか、の意見には、福祉関係では、ふるさとづくり計画はクリアしている。子育て支援や金品給付に対

しても苦情はない。教育関係では使用料の改定はご理解をいただいている。個々の計画はこれからの問題として考え、厳しい選択が必要となる。施設管理の面では使用者に切り替えている答弁があり、職員の削減で事務量が増えると思うが、現場の問題として今後の対応については、事務事業の合理化と臨職で対応し、住民サービスが低下しないよう心がけていくとともに、すべての理事者を含めて100人体制になるので、異動の対応と人事の難しさが指摘される。生涯学習等はリーダーの育成が大事との答弁もありました。

最後にまとめとして、この予算執行については、限られた予算の中で自立に向けたまちづくりの努力が認められ、厳しい財源の中で、福祉の向上と行政改革にも積極的に取り組んだ職員の努力が窺われ、高く評価します。地方分権の行政が強いられる中で、町民参加型の行政活動を余儀なくされると思われま。今後の事業実施推進にあたっては、行政効果、経済効果を求めるわけでありましたが、ますますの意識改革の向上に努め、住民要望に対する施策を講じて自主財源の効率的運営を望み、意見を付して委員会では認定すべきものと決定いたしました。

以上主なる意見を申し上げまして報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
社会文教委員長自席へお戻り下さい。

議長 以上で決算7議案にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから議案ごと討論採決を行います。

議長 最初に第5号議案 平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
まず原案に反対討論を行います。
次に原案に賛成討論はありませんか。

11番 織田議員 私はこの一般会計認定について、認定すべきものと賛成するものでございます。
先程それぞれの2委員会の常任委員長から委員会の審査報告があり、それぞれの中で昨年度の内容が厳しい財政の中で工夫した事業執行がなされたと、限られた財源の中で自立を模索しつつ一定の評価をみる、そうした委員会報告がありました。その理由に尽きるわけでございますけれども、言われるように、自立元年の年でありました。派手な事業ということはなかったわけですが、特に保育園建設や耐震の小学校の改造など、継続を事業を主体としながらも、その中で自立のどういうふうにあるべきかというような、地味な形の懇談会等も持たれ、町民の中には一定の評価を見たと思ふに思っておるわけでございます。そんな中で経常収支の問題はまだ努力を要する、収支比率の下げることについては、なおかつ努力を要することだと思いますが、新しい指標となりました実質公債費比率、飯島では14%だったということでございます。その内容については、多くなるも、その数が少なくなるも、いろいろその行政のその事業の執行の中で、判断が尺度が持

たれるわけでございますが、いずれにしても健全な行政改革を続け、健全な財政運営と事業運営が必要じゃないかと、そんなふうに思うわけでございまして、そんな向きで、この決算認定については賛成いたします。以上です。

議長 他に討論ありませんか。

3番

曾我議員

限られた財源の中で計画どおりに実行されたことは、行政側はじめ町民の理解と協力が得られたことであって評価をするものであります。なお、委員会でも全員賛成ということは大変珍しいことということにはちょっとアレですが、全員が評価をしたということで好ましいことであつたと私はそう思います。それからもう一つ付け加えて、行政改革、財政改革また役場のサービス向上、住民へのサービス向上というものが常に言われておりますけれども、これはもう当然必要なことであっても、このものは限られた、努力すればするほど先が厳しくなるということで、いわゆる乾いたタオルを絞っても、もう水は出ないという究極にまで到達するものであります。したがって町民にも負担を求めていく、また他に財源を求めていくようなことを是非今後の予算執行に当たっても考えていってほしい。それから更にもう一つ、小さな健全財政ということもありますけれども、今言ったように小さく固まることも、あの健全は大事ですけども、将来を考えると今やらなければならない仕事、大きな展望、長い展望の中でどうしても投資をしていかなければならないもの、作っていかなければならないものというものは必ずあります。従って、そういうことも十分視野に入れて、詰めるところは詰めても、必要なことはやっていくと、そんなことを求めて、認定すべきものと判断いたします。

議長 他にありませんか。

6番

三浦議員

今回、一般会計につきまして、認定するものということで発言を少しさせていただいて討論としたいと思ひます。先ず平成17年度は、自立のまちづくりのために新たな取り組みを始めたという動き出した年であつたというふう認識をしております。決算では、まあ当初予算では今までになく極めて厳しい状況であつて、ふるさとづくり計画に基づいての改革などを行ったと、そういう結果の今回の決算というふう受け止めているところですけれども、これも住民の皆さんと共に住民の皆さんのご苦労ご協力があつての結果だというふう受け止めております。

さて、昨年9月の決算の時点で、私、今日の問題となっています介護保険や福祉・医療の改悪に、また税の各種の控除の廃止や縮小による、そうした動向が出ておりましたので、住民生活への大きなダメージがあるのではないかとということで、大変危機感を抱きまして、そんな意見も述べさせていただいたところです。そうした中で今回も同じようなことを言わなければならないような、一層そういう点では住民の皆さんにとって、大変な状況に社会的には陥っているのではないかと感じておるわけですが、ばらまきのものは廃止をして、真に必要なところに重点的に配分するという町の方針であることは、よく何度もお伺いしながら、実際にもそんなふう受け止めているわけですが、ある面、私が真に必要なという部分で、少し町側の皆さんとの見解の相違も感じる

部分もあるわけです。であのとにかく住民の皆さんの命や健康、暮らしを守ることが、まず、第一の行政の役割というふうには私に思っているところでありますし、皆様方もそう思ってお仕事をいらっしゃるというふうに思っているわけですが、今現在、全国的にはお年寄りの孤独死、お年寄りだけではなくてもあるわけですが、孤独死があったり、自殺をしてしまっているというような例も出てきている、こういう格差社会の中で、行政として悔やまれるようなことの無いような取り組みをしていかなければならないというふうに感じているわけです。そういう点で、住民の皆さんのなかなか表に出せない声なき声も受け止める、そうした手立てがこれから一層重要なことになってくるのではないかというふうに感じております。で特に私は福祉の現場では、そういう点で一番重要な役割を担っている部所だと感じております。そういうところでは特に、そういう立場の弱い皆さんが前向きに暮らしていけるような、そういう支援をすることが大変に重要だというふうに思っております。金銭面でも大変だと思いますけれども、精神面での支えというものは生きていく上で非常に重要な部分であると思いますので、是非そういう心を受け止めて、支え合えるような関係づくりに力を入れていただきたいというふうに提言をしたいと思います。

それから、子育て支援につきましてですが、東部保育園が10月には開園をし、合わせて試行的にということで子育て支援センターの開設もというふうにお伺いしておりますので、是非多くの子育て世代の皆さんが気軽に活用していただけるような取り組みを進めていっていただきたいと思います。そのためにも可能な限りに皆さんの要望などをお聞きして、それを生かした、良いところができたと評価してもらえるような取り組みを是非していっていただきたいというふうに感じているところです。是非あのみます大変なこれから社会情勢になってくると思いますので、住民の皆さんの苦難と一緒に支え合ったり取り組んでいけるような行財政運営を今後求めて認定をするものと致します。

議長
7番
竹沢議員

他に討論ありませんか。

それでは、一般会計と決算認定について賛成する立場で討論に参加したいと思います。飯島町の自立元年としての平成17年度予算執行につきましては、歳入面では法人税収の落ち込み、あるいは地方交付税に関連するところの臨時財政対策債の22.5%減、などを見まして、一般財源確保が厳しい状況であったわけでありまして。歳出の方では行政改革を推進をいたしまして、理事者、職員、議員含めまして人件費、あるいは物件費などの減少を図ったことにつきましては、それぞれ同僚議員が述べているように、私も評価するところでございます。またこの限られた財源の中で行われましたところの内堀醸造の誘致と、それに関連をしたふるさと融資事業、あるいは土地開発公社への財政支援、それから今日番やむを得ないことですが、各他会計への繰出金、それから国の支援を受けての東部保育園の建設や七久保小学校耐震工事などの普通建設事業なども推進されておるわけでありまして。またソフト面の中では農業担い手法人の3法人の設立、それから向う5カ年間の町の将来を進めていくための中期総合計画の策定、ホット懇談や職員耕地担当制など町民との対話行政の推進、また窓口事務延長や、いいちゃんポストなど住民サービスの向上などの諸施策を展開したことを評価するところでございます。しかしながら他の議員も触れてい

るように、依然として高い経常収支比率などの改善を今後進めていかなければならないというふうに思うわけでございます。今時、9月議会において各委員会でも多くの意見や提言が議員から出されているわけでありまして。これは町民を代表する意見であると、あるいは提言であるというふうに受け止めていただきたいというふうに思います。委員会審査が終了すればそれでよいのではなくてですね、その中で出された意見を各課で1項目ずつ検討を加えて、実行できることはただちに行っていただく、すなわちフィードバックをお願いしたいというふうに思うわけであります。これからの課題につきましては、平成18年度の下半年の予算執行及び平成19年度の予算編成に反映できますよう、理事者並びに職員の今後のご奮闘を期待をいたし、平成17年度一般会計の決算は認定すべきものとして、本案に賛成をいたします。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成17年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長

起立全員です。したがって第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第6号議案平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

先ず原案に対する反対討論を行います。

次に原案に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案平成17年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長

起立全員です。したがって第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第7号議案平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論を行います。

先ず原案に反対討論を行います。

次に原案に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案平成17年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立をもって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するもの

です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。
 (起立全員)
 議長 起立全員です。したがって第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に第8号議案平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
 先ず原案に反対討論を行います。
 次に原案に賛成討論はありませんか。

6番
 三浦議員 決算について認定をする立場からいくつかご意見を申し上げて賛成をしたいと思います。
 介護保険制度も改正をされまして、今、新予防給付ということで今まで介護度1、介護度が付いて十分なサービス、まあ受ける人が決算書・報告書などを見ますと実際には利用の限度額には満たない利用が大方であるというふうに見ておりまして、非常に皆さん経済的に厳しい中で介護保険料を払い、また利用する中でもぎりぎりのところで利用をしているというのが実態だというふうに受け止めております。そういう中で今回の改正によって、まあ新予防給付ということで、介護度が要支援などになって受けられるサービスも、一層限定されてくるというような事態も生まれているわけですし、ほんとに介護が十分にされて、地域の中で社会的にも安心して暮らせるという状況から後退しているというふうなことが、私はこれから一層感じられるようになってくるのではないかというふうに感じております。是非、要支援になられた方の実態もまた、ほんとにそれでいいのかということも判断を、住民の皆さんにも不服があればすぐに再審査を要望するよというようにということも啓発しながら、ほんとに困る人の出ないような対応を今後進めていただきたいと。それからやはり利用料の問題など大変に今、税の負担、さまざまな負担増になっておりますので、必要な、そういうわけで金銭的な面で実際に必要なサービスが受けられないという方が生まれぬような実態の調査も、ほんとに身近なところでしていただいて、声なき声を受けとめていただいて、町の中で非常にそういう面で苦勞する方のいないような、そういう対応をしていただきたいと思ひます。そんなことを意見を言ひまして認定をしたいと思ひます。

議長 他に討論はありませんか。
 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第8号議案平成17年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
 この採決は起立によって行ひます。
 本議案に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願ひます。
 (起立全員)

議長 起立全員です。したがって第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第9号議案平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
 先ず原案に反対討論を行います。
 次に原案に賛成討論はありませんか。
 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第9号議案平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行ひます。本議案に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願ひます。
 (起立全員)

議長 起立全員です。したがって第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に第10号議案平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
 先ず原案に反対討論を行います。
 次に原案に賛成討論はありませんか。
 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第10号議案平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行ひます。本議案に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願ひます。
 (起立全員)

議長 起立全員です。したがって第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に第11号議案平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
 先ず原案に反対討論を行います。
 次に原案に賛成討論はありませんか。

6番
 三浦議員 水道会計につきまして認定をする者として、意見を述べさせていただきます。給水量の増加による収益増ということで、大変に喜ばしいことだというふうには思っているわけですが、今後とも安定した安全な給水にご尽力をされたいと思ひます。また平成18年からは使用料の値上げということも行っておりますので、そういう面から考えますと一層今後は住民の皆さんへの負担の軽減ということも視野に入れながら、公共下水道や農集排などの下水道へのつなぎ込みの推進にも一層力を入れていただいたり、また町での給水事業について給水量の増加につながる、そうした取り組みについて、ご尽力をされたいというふうにご意見を申し上げて認定といたします。

議長 他に討論はありませんか。
 (なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案平成17年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長

起立全員です。従って第11号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

日程第9 発議第7号多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番 内山淳司 議員

1番

内山議員

それでは、多重債務者を未然に防止し消費者保護を図るための意見書について、提案理由説明をいたします。去る3月議会において出資法の上限、利子の引き下げ等、出資の受け入れ、預り金扱い及び金利等の取り締まりに関する法律の改正を求める意見書を、衆参両院議長また内閣総理大臣をはじめ各関連大臣宛に提出をいたしました。いよいよ消費者金融の金利規制を見直す時期が迫ってまいりました。先ごろの新聞に、この件について与党内での検討内容が報道されましたが、我々の提出した意見とは程遠いものでありました。そのため、今回の意見書の提出となりました。以下、この多重債務を未然に防止し、消費者保護を図るための意見書を朗読をいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

クレジットや消費者金融を利用し、返済困難に陥っている、いわゆる多重債務者は少なく見積もっても150万人から200万人を超え、経済・生活苦による自殺者も年間8,800人を突破しました。大半の多重債務者は債権者の厳しい取り立てを恐れて、返済のための借金を繰り返す自転車操業に陥っており、それが原因と思われる自殺、家出、犯罪なども発生しています。国民の10人に一人が消費者金融を利用一人当たり2枚のクレジットカードを所有している我が国において、誰もが多重債務に陥る可能性があります。こうしたまさに多重債務社会の一方で、大手消費者金融は現在も高収益を上げ、その役員は長者番付上位の常連となっています。その背景には低金利による資金調達とともに、利息の上限違反に刑罰を科する出資法と、民事的効力の限界となる利子を定める利子制限法の上限金利の間の差があり、グレーゾーンの利率で貸し付けるという実態があります。この問題については、いわゆる闇金融対策法の付則で2007年1月を目途に消費者金融の金利規制を見直すこととされており、またグレーゾーン金利を事実上否定した本年1月の最高裁判決もあり、これらから国会等での議論が本格化することが予想されています。つきましては多重債務の未然防止と消費者保護を図るため、政府に対して次の事項を実現するよう強く要望いたします。

記

一つ、少なくとも出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げ、民事刑事の規制を統一し、消費者金融の貸し出し金利の引き下げを図ること。

二つ、貸金業の規制等に関する法律第43条「みなし弁財規定」を廃止すること。

三つ、多重債務者に対する相談体制を強化するとともに、クレジット・サラ金被害の未然防止のため消費者教育の充実を図ること。

四つ、年金転貸融資利用の多重債務者にも住宅を手放すことなく生活再建する道を開くよう、年金転貸融資利用の貸付債権者に民事再生法第196条第1項第4号の住宅資金特別条項を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上申し述べまして、提案理由説明とさせていただきます。

皆様方のご賛同をいただき、提出できますことをお願い申し上げます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

7番 竹沢秀幸 議員

7番

竹沢議員

それでは私の方から議員発議によりますところの、多重債務を未然に防止をし、消費者保護を図るための意見書の提出について、賛成討論を行いたいと思います。

提案の趣旨につきましては、先程、内山議員からあったとおりであります。現行の貸付業の中ではですね、利息制限法で定める上限金利というのが定められております。具体的には100,000円未満の場合に年20%、100,000円から1,000,000円未満の場合が年18%、1,000,000円以上が年15%という、利息制限法で定める上限金利が定められているところがございますけれども、出資法が定めるところの上限金利は年29.2%でございます。この利息制限法上限金利と出資法上限金利の差、この間の部分をグレーゾーンというふうに呼んでおりまして、貸付業者の皆さんにつきましては、この部分は罰則の対象にならないという今日の法的な制度がございます。したがってグレーゾーンの間で金利を自由に設定しているというのが現況でございます。具体的に申しますと例えば、1,200,000円を年29%で借った場合にですね、月100,000円で返していくと15回返済になるんですけども、この場合の利息が234,521円となります。一方これを利息制限法の上限金利年15%で計算をいたしますと、利息は108,319円となります。で、いうところのグレーゾーン金利というのが、この差し引きいたしまして126,202円となるわけでありまして、これがいわゆる貸付業をやってる皆さんから見ると、美味しいところというところになっているわけでありまして、で、こうしたことを許しているのがこの貸金業規制法第43条にあるところの、「みなし弁財規定」ということになっているわけでありまして、これはまあ隠れ蓑ということでもあります。で、自民党はですね、先般、貸付業の規制見直し問題を話し合うために、金融調査会並びに法務部会の合同会議を開きまして規制見直しの合意に達したところであります。政府はこれを受けまして、多重債務問題の対策本部を設置をいたしまして、今秋のこの秋の臨時国会で関連法の改正を行う予定になっているところがございます。で、その内容なんですけれども、すでに新聞報道でもされておりますけれども、要するに2007年の1月以降ですか、法律改正から3年間は現行と同じままでいくということでもあります。そして3年後のすなわち4年目5年目ですね、この2カ年をかけまして出資法の上限金利を29.2%から25.5%に下げることでもあります。で、合計5年経ちました5年後に出資法上限金利の20%にすることによってグレーゾー

ン金利を無くすという原案になっております。しかしこの政府案は要するにその貸金業者には配慮をした政治的何か理由があると思うんですけども、激変緩和措置というものを取るような対応になっているところがこの案になっていると思います。従いまして多発しております多重債務者を早期に救済するためには、意見書文案の中の記以下に示す4項目を早期に実現するということが必要であるというふうに思うわけでありまして。すなわち政府案の案ではなくて、一気にこのグレーゾーンを5カ年間かけなんでグレーゾーンを20まで落とすような、そうした出資法上限金利を20%以下に早期に法改正するということが強く求められているというふうに思うところがございます。従いまして議員各位におかれましては、提案の趣旨を十分理解願うとともに、本議案は議員発議ということで議員活動の原則的な、また意義のある取り組みだというふうに思うわけでございますので、全会一致で議決を賜りまして、飯島町議会の名において両院議長、関係大臣にタイムリーな意見書が提出できますよう、重ねてお訴え申し上げまして賛成討論といたします。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。

2番

宮下寿議員

只今の意見書の提出につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。先ずこの多重債務者といえますのは、簡単に言いますと、本人の先ず責任が十分問われるべきであることと先ず思います。やはりこういった今格差社会、そういった中で銀行からの貸付というのは基準も厳しい、そういった中で、やはりこういう金融業者が生まれてきたというふうに思います。そういった中で、皆さんもよく目にすると思いますけれども、テレビに出てくるのはパチンコと金融、サラ金ですね、こういったCMIばかりが流れている昨今です。ということは、それだけそういった業者が儲けている、いうふうにも見えるのではないかという、そういった中で、今、竹沢議員もおっしゃっていただきましたけれども、会議の中で、なぜそこまで長い期間を設けて、最終的には落としていくんだというようなそういったものは全く理解ができません。そういった意味からも一刻も早くこういった問題を解決するためにも、飯島町の議会としてこういったものを意見書を提出する、いうことは多いに賛成でありますので、是非とも皆さんの賛成をいただきたいと思ひまして賛成の討論とさせていただきます。

議 長

他に討論はありませんか。

3番

曾我議員

賛成の立場からちょっと意見を申し上げます。金品の貸し借りというものは、借りた人はそれを返す義務がある。貸した人は返してもらう権利がある。これはもう当然のことであって、今、宮下議員も言われたように、返済を考えて借りることが当然の前提であります。だから返済の見込みのない人が金を借りること自体に問題があるという問題もありますけれども、しかしこれは人それぞれの事情があると思います。先程も高額所得者ということが出ましたけれども、現実に某ノンバンク会社の会長がこの税金、納税のトッ

議 長

他に討論ありませんか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第7号多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第10 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項及び第2項の規定により指名推薦にしたいと思ひます。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については議長から指名することとしたいと思ひます。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って指名の方法は議長から指名することに決定しました。
ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(暫時休憩)

議 長

休憩をときに会議を再開します。
只今、お手元に配布のとおり、選挙管理委員には、伊藤和夫さん、北澤 昇さん、千村元男さん、鎌倉金蔵さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。只今議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って只今指名いたしました伊藤和夫さん、北澤 昇さん、千村元男さん、鎌倉金蔵さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議長 次に、選挙管理委員補充員については、お手元に配布のとおり、市村幸一さん、新井稔さん、片桐義博さん、唐澤孫一さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。只今議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って只今指名いたしました、市村幸一さん、新井 稔さん、片桐義博さん、唐澤孫一さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

議長 次に補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は只今議長が指名いたしました順序にしたいと思えます。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って補充員の順序は、只今議長が指名いたしました順序に決定しました。

議長 日程第11 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町長 それでは、9月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る9月13日から本日までの10日間にわたり開催をされました飯島町議会定例会。議会の皆様方には連日慎重な審議・審査をいただき、提案をいたしました各案件につきましては、いずれも提案どおり全会一致により可決・認定をいただき、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会は、決算議会としての平成17年度の各会計の決算に対する審査と、一般質問等を通じ真剣かつ活発な議論をいただきました。厳しい財政事情の中であって、審議中また認定に付して出されましたご意見等を真摯に受け止め、今後の行財政運営に一層の努力をしてまいる所存でございます。特に自立を選択した今後の町の将来計画と行財政運営、財源確保、未収金対策など引き続き多くの課題が山積をしておりますが、先程討論をいただき、出されましたご意見も含めて精一杯意を注いでまいる所存でございます。今後はふるさとづくり計画及び中期総合計画を基本として、一層の行財政改革を進めるとともに、それぞれが責任を果たしながら、効率的かつ重点的に諸施策を講じてまいりたいと考えております。なお、今議会には林代表監査委員さん、河野教育委員長さんのご出席をいただき、審議をご傾聴いただきまして誠にありが

とうございました。特に、林代表監査委員さんには、平成17年度各会計の決算に対する審査を通じての所見と意見報告をいただきました。心から感謝を申し上げますとともに、いただきましたご意見を理事者以下職員、重く受け止めて、今後に処してまいる所存でございます。

さて、実りの秋もたけなわとなりました。飯島町発足50周年記念の行事も本番を迎えます。一方、村井新知事による新たな長野県政もスタートをし、また国政においては、この26日の臨時国会において、5年間にわたる小泉政権に終止符を打ち、新たな日本のかじ取りを担う新政権が誕生をしようとしております。こうして国政、長野県政、そして飯島町もそれぞれに新しい歴史の時代に入ろうとしております。一層の地方分権改革を進めながら、地方の大きな課題である市町村財政の確立、財源確保についても最大の配慮を求めるとともに、国民生活に山積している諸課題についても真剣に取り組んでほしいと念願をしておるところでございます。

農家の皆様には更に収穫の忙しい毎日が続きます。今後台風14号の動きが気になるところではございますが、被害のないことを、また商工業を取り巻く状況も、景気の更なる回復によって、地方の経済が一層活性化を図ることを祈りながら、最後になりましたけれども、議員の皆様方にはいよいよご健勝で飯島町の発展のために、一層のご活躍をお祈りを申し上げまして議会閉会のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

議長 以上をもって、平成18年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前10時33分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員